

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）

- (1) 予防・医療体制について
- (2) 支援策について
- (3) 調査特別委員会について
- (4) その他

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について（議会質問に反映）

- (1) 避難行動・避難所運営・避難行動要支援者対策について
- (2) 防災教育について
- (3) 地域防災について
- (4) 被災地に学ぶについて
- (5) 事前復興について
- (6) 災害ケースマネジメントについて
- (7) その他

3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について（議会質問に反映）

- (1) 夜間中学について
- (2) 厳しい子どもたちと向き合うことについて
- (3) 児童虐待予防について

4 生きづらさの課題の調査研究について

5 人権尊重・差別解消の調査研究について（議会質問に反映）

6 政治・反戦・平和・脱原発の調査研究について（議会質問に反映）

(1) 反戦・平和について

(2) 政治の在り方と課題について

① 国葬について

② 旧統一教会と政治の関係について

③ その他

(3) 緊急事態条項と改憲について

(4) 脱原発について

7 病院企業団議会調査研究について(委員会審査に反映)

8 バリアフリースーツリズム調査研究について

9 その他

(1) 移動貧困社会について

(2) 働き方について

(3) その他

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について

(1) 予防・医療体制について

4月20日「コロナ禍で果たす公的病院の役割」

2021年2月定例会で、「公的医療機関等2025プランにおける感染症病床の確保と財政支援等の必要性について」質問をさせていただきました。

知事は「今後、県としても改正法の動向を注視しながら、保健医療計画の見直しを含め、感染症が拡大したときに対応可能な病床の確保やその支援策などについて検討していく。また、再検討が必要とされた公立・公的病院については、今後の医療需要の見通しを踏まえて、再検証を進めることを基本とするが、それを進めながら、感染症の拡大時にも機動的に対応できるという視点も含め、具体的な対応方針を検討していただきたい。」との回答をされていました。

そのような中で、18日の共同通信の配信記事で、公立病院の経営改革に関する総務省の方針が大きく転換したと報じられていました。

3月に7年ぶりに改定した自治体向け指針で、不採算病院などの統廃合が必要とする従来の見解を撤回し、統廃合は求めず、新型コロナウイルスの患者受け入れで、各地の公立病院が大きな役割を果たしたことから2024年3月までに病院の経営強化計画を作成するよう要請することとなりました。

総務省が自治体に07年に経営改革を呼びかけ経営改善策として、これまで重視していたのが統廃合を含む「再編・ネットワーク化」で、07年と15年の2度にわたって策定した改革指針では、自治体に積極的な検討を要請し、03年に1007だった病院数は21年に853まで減少し、病床数も15%減っていました。

こうした状況の中、新型コロナの流行で公立病院を取り巻く環境が一変し、全国に占める病床割合が13%なのに対し、各都道府県が感染第5波前の昨年6月に確保したコロナ病床の32%は公立病院で、同1月には、人工呼吸器を使った入院治療のうち、約半数を担う時期があ

りました。

総務省は3度目となる今回の指針で「感染症拡大時に公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識された」と強調し、再編・ネットワーク化を促す文言をなくし、代わりに「病院間の役割分担や、連携強化」を進めるよう自治体に求めています。

18日の県議会危機管理文化厚生委員会の業務概要調査で、医療政策課長は私の質問に対して「コロナ感染患者の入院確保は8割が公的公立病院が担っている。令和6年の医療計画で新興感染症に対してどう機能分担していくのか、今年度示される指針を踏まえて検討していく。」との考え方を示されましたが、経営効率ありきでなく、公的公立病院の果たす役割を十分に検証した計画が求められています。

6月13日「コロナ禍の県内医療現場」

11日の第46回労働安全衛生学校で、西村里佳子さん(高知医療センター労組書記長・連合高知副事務局長)から「コロナ禍における『医療労働者』の葛藤」をテーマに話されました。

混乱の中で始まった多岐にわたるコロナ患者への対応をはじめ院内の体制、そこに働く医療労働者の労働実態やメンタル面での疲弊、家族にまで及ぶ差別と偏見など言い尽くせないご苦労が強いられていることを参加者で確認しました。

私も県市病院企業団議会議員や新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会委員を務めていたことから、以前からお話を聞き、機会を捉えて事態の改善を求めてはきましたが、改めてお話を聞かせていただくと、けして十分ではなかったことを考えさせられました。

また、何よりもコロナ禍で顕在化した課題は、平時に潜在化していた課題であり、それを平時から顕在化させ課題解決をしておくことが、労働組合の役割であり、医療提供体制を改善することにもつながることを痛感させられました。

7月18日「保健所を拡充してこそ」

今日付けの朝日新聞2面の「時時刻刻」欄に「保健所、負担再燃「感染スピード、毎回準備を上回る」」の見出しの記事がありました。

「新型コロナウイルスの「第7波」で、感染者がかつてないスピードと規模で増えている中、保健所の業務が再び逼迫し始め、機能の停止に陥れば、自宅で亡くなる患者が出るおそれもある。」とのことであるが、感染症法上の扱いを「2類相当」から「5類」に引き下げれば、抜本的に負担を軽減することになり、あたかも業務の逼迫を回避できるかのように聞こえるが、果たしてそうでしょうか。

「感染の波に毎回備えても、準備を上回る感染のスピードになる。職員の負担は明らかに増えている」との声に代表される新型コロナ対応で、保健所が担う仕事は「発生届の処理」「感染者の入院調整」「自宅療養者の健康観察」「感染経路や濃厚接触者を調べる積極的疫学調査」などがあるが、感染者が大きく増えると、対応が難しくなると言われます。

そのような中で、負担を軽くするため、厚生労働省は6月、発生届には感染者の名前や住所など19項目があったが、症状や感染経路などは省くことで簡素化したとされています。

さらに、保健所の負担を抜本的に減らす方法の一つとして感染症法上の新型コロナの扱いを「季節性インフルエンザと同じ5類に」との声もありますが、安易な見直しには、慎重にならざるをえません。

厚労省の簡易な試算では、デルタ株では5.0%と高かった60歳以上の重症化率は、オミクロン株では2.49%と低くなっていますが、重症化率はインフルエンザの0.79%よりは高く、さらに変異するおそれもあるとされていますし、治療薬の普及などの課題もあります。

新型コロナ流行にさかのぼること10年前、厚生労働省の新型インフルエンザ対策総括会議は「国立感染症研究所、検疫所、保健所の組織や人員の大幅強化の必要性」を盛り込んだ報告書を政府に提出していましたが、1992年に全国で852カ所に設置されていた保健所は2019年に472カ所と45%も減少しており、機能不全が生じたのは当然であろうかと思えます。

コロナ禍での教訓として感染症予防・治療のための保健所・医療提供体制の脆弱さが明らかになったことから、その脆弱な体制に合わせた

措置に後退させるのではなく、脆弱さを克服して国民への安心を提供すべきなのではないでしょうか。

奈良県立医科大学の研究で明らかになったのは、人口あたりの保健師数が多い都道府県は、新型コロナにかかる人の割合が低く、保健所の保健師の活動が目立つ地域では、新型コロナの罹患率が減少し、コロナ禍を食い止められていることです。

まさに、保健師の数を増やすことは、日本での新型コロナの感染拡大を封じ込めるのに役立つ可能性があることが示唆された研究であることから、改めて保健所体制と機能の拡充こそが求められていると言えます。

12月11日「コロナ『第八波』の体制は今までの教訓を踏まえて」

高知県は9日、新型コロナウイルス「第8波」を受け、対策本部会議で対応ステージを6段階で上から3番目の「警戒強化」に引き上げました。

浜田知事は、可能な範囲での会食の規模縮小や時間短縮を呼び掛け、重症化リスクの高い人は外出を極力控えるよう求めています。

県内では11月上旬から感染者数の増加傾向が続き、12月は病院や高齢者施設などでクラスターが30件以上発生し、9日の病床占有率は32.4%、直近7日間の70歳以上の新規感染者数は439人となり、11月17日から変更していた「警戒強化」の基準を病床占有率30%以上、直近7日間の70歳以上の新規感染者数を420人以上を上回ったことから、判断したものです。

しかし、ここ数日の感染状況は、すでに発熱外来の混雑を生じさせており、とりわけ土日にかかったため検査キットが確保できず自己検査もできないなど不安を感じた方からの問い合わせもあつたりしています。

これまでの第7波の教訓を踏まえて、早めの医療提供対応を講じていくことが必要になっているのではないのでしょうか。

これからは、土日の発熱外来・自己検査対応への支援が求められるのではないかと思います。

(2) 支援策について

4月22日「コロナ禍の生活福祉資金、生活保護」

19日の危機管理文化厚生委員会での業務概要調査において、県の説明によるとコロナ禍によって生活資金で困った方への支援策としての「生活福祉資金」貸付実績は、28,221件11,245,405千円にのぼり、高知市が18,510件7,346,640千円、高知市以外が9,711件3,898,765千円となっていました。

また、件数では緊急小口資金が36.8%、金額では16.3%となっていました。

しかし、これらは、あくまでも貸付金であって、その償還については、住民税非課税世帯は免除されるが、償還免除を大胆に実行すること、免除の基準に関しては「生活再建」という目標に鑑みて決定すること、「早期の生活再建を目的とする」ために免除基準を「それよりも高く設定」することが求められています。

本格的な償還が始まるまでに、判断がされることが望ましいことや生活保護につながるをえない方々への支援も求められます。

そのようなことから、厚生労働省のホームページには「生活保護の申請は国民の権利です」「ためらわずに御相談ください」との大きなメッセージも掲載されアップされていますが、本県でも相談や申請の際に感じる心理的なハードルを下げる取り組みなどについて求めてきました。

生活保護の申請・開始の状況などについても業務概要調査で、その推移について求めたところ、コロナ禍で生活困窮状態が顕在化しているにも関わらず、「生活保護申請に対する開始割合」は、2019年度77.9%に対して、2021年度75.6%と低下しており、保護率も2020年1月の26.6%に対して2022年1月には25.5%と低下している状況をどのように見るのかも問われているかと思えます。

県の説明によると、2021年9月～22年2月までを見た時に、申請世帯のうち約1割が特例貸付を受けたことがあるとのことだが、特にコロナ関連由来での保護申請が多いというわけではな

いとの見方をされてきましたが、今後「生活福祉資金」の償還が始まっていく中での、利用者の生活再建などに注視していく必要があります。

10月25日「コロナ貸付返済は生活実態に合わせて柔軟に」

24日付け高知新聞一面の共同通信の配信記事に「コロナ貸付 返済免除1295億円」との見出し記事がありました。

コロナ禍のもと生活福祉資金の特例貸付を受けた人の中で、低所得などの理由で返済を免除された金額が全国で少なくとも約1295億円、人数では延べ約39万人に上ることが報じられていました。

審査が済んでいない分を含めた免除申請は貸付件数の35%を占め、お金を借りても生活を立て直せない人が多い実態が明らかになっています。

「特例貸し付け」の申請が、9月末で終了し、貸付決定件数は約334万件（緊急小口資金約161万件、総合支援資金約173万件）に上り、貸付総額は1兆4000億円を超え、リーマン・ショック時の約20倍に上っています。

2年半あまり続いた貸し付けに助けられた人も多いが、大切なのは今後の生活再建につながるかではないでしょうか。

9月定例会でもとりあげた質問で、本県では、生活福祉資金の特例貸付実績は、令和4年8月末現在で、2万8,640件、約114億円。そのうち、令和5年1月から償還の始まる緊急小口資金は、1万318件、平均償還金額は約17万7千円で、総合支援資金初回貸付については、7,758件、平均償還金額は約52万8千円となっていることが明らかになりました。

そのうち償還免除決定世帯数は9月22日現在5年1月から償還開始対象の1万350世帯のうち4,372世帯で、42.2%とのことでしたが、報道では10月中旬調査で、44%とさらに増え、全国でも多い方から5番目となっています。

償還免除の対象を拡大することで、償還が生活再建の負担になることのないようにこれまでも求めていたが、知事答弁では、「生活保護受給者、障害者に、1年分の償還が滞ったひとり親世帯も償還免除の要件に加えられた。さらに、

1年以上償還が遅延し、償還指導を実施しても償還の見込みがないと判断される場合などは、都道府県の社会福祉協議会が社協サイドの職権により、償還免除ができるという規定も加えられ、社協の判断、裁量によって、実態に即した判断ができるという余地ができた。」ことが示されました。

このようなことを踏まえて、機械的・一律的に償還を命じるのではなく、丁寧な事情の聞き取りや将来の家計の見通しによって、償還の免除や少額返済など柔軟に対応すべきであり、収入を安定させるために低所得者向けの給付制度の充実などウィズアフターコロナの新たな生活困窮者支援制度の創設の必要性についても求めてきました。

11月17日『「住居確保給付金」のコロナ特例一部恒久化へ』

15日付の朝日新聞に「住居確保給付金、特例を恒久化へ」との見出し記事がありました。

住居を失うおそれのある人に家賃を補助する「住居確保給付金」について、厚生労働省はコロナ禍で実施した特例措置の一部を恒久化する検討に入ったというものです。

2020年からの支給要件の緩和の特例措置によって、申請が急増して2020年度は前年の約3.4倍の約13万5千件、21年度も4万5千件余りとコロナ禍前の1.1倍超の水準で高止まりしており、以前から厳しすぎると批判のあった支給要件の見直しが必要と判断されたようです。

私は、9月定例会の質問で「住居確保給付金は、コロナ禍で大幅に活用が増加した。この住居確保給付金の要件は、2020年4月20日から、支給対象が、新型コロナウイルス感染症の影響による給与や事業収入が減少し、生活に困窮される場合も対象に含まれることとなったが、コロナ不況が沈静化しても生活保護とのはざまに陥ってしまうことのないよう、要件の大幅拡大などについて、検討できないか。」と知事に尋ねました。

その際、知事は「住居確保給付金の要件は、コロナ禍での特例的な給付を認める扱いがされていたが、この特例は、本年12月で終了するという予定。県内の特例の活用状況では、令和

2年度は695件、令和3年度は111件という形での適用実績があったが、本年度には25件と明らかに大幅な減少をしている。特例貸付と同様に、通常モードに戻すことに合理性はあるという状況になっていると考える。」と答弁されていました。

しかし、厚労省は単に通常モードに戻すだけでなく、職業訓練の給付金と住居確保給付金の両方をうけられるコロナ禍の特例措置などを恒久的な仕組みとする方向や「離職・廃業後2年以内」の要件などについても、見直しの検討をされるようです。

また、住まいがなくネットカフェなどで寝泊まりする人らに一時的な居所を提供する「シェルター事業」も強化するなど、これまで自治体の任意事業とされていたものを自治体の努力義務とすることで、全国的に普及させる考えも示しているようです。

これらの取組で居住確保困難者支援がさらに改善されることが望まれます。

(3)調査特別委員会について

9月17日『「コロナ感染対応ステージ見直し」で検証と総括で次への備えを』

県は、16日新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、「県の対応のステージ」を決める際の参考指標の病床の占有率が、ここ数日20%台半ばまで低下し、「特別警戒」のレベルとなる40%の基準を安定的に下回り、70歳以上の新規感染者数も、15日には、「警戒」レベルまで下がり、医療機関の入院病床調整は、改善傾向にあり、最近の新規感染者数の減少や、オンライン診療の推進により、発熱外来に対する負担はピーク時に比べると、徐々に軽減されつつあることから、「B.A.5対策強化宣言」を終了し、ステージを「特別警戒」に引き下げることにしました。

しかし、知事は「第7波が完全に収束したわけではない。ここで手を緩めると、再び感染拡大の波が押し寄せることも懸念される」と述べ、あらためて感染防止対策の徹底やワクチン接種を呼び掛けています。

確かに、経済活動との両立も大切ですが、「飲食店等を支援する高知家応援キャンペーン」を早速開始しますが、このことが感染予防対策を緩めるなどの誤った情報発信にならないことを願うものです。

また、国の方針に従って、9月26日から全数把握の方式が見直されて、今後は、65歳以上の方や入院が必要な方など、重症化リスクが高い方に限定して、発生届が提出される仕組みに変更されます。

発生届の対象とならない方も、新たに設置する「陽性者フォローアップセンター」に、自身で必ず登録することで、軽症・無症状の方であっても、病状の急変などがあった場合には、必要な対応をとれる体制を26日からスタートさせますので、ご協力をお願いしたいとのことです。

さらに、16日は県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会に出席し、県からの現状と対策について報告を受けました。

その後委員から、多様な指摘や要請がされましたが、私からは、「発熱外来にかかれなかったとか、医療提供体制が逼迫し、医療従事者も逼迫したり、高齢者施設でのクラスター発生が重症化を招くこととなるなど、7波で課題となったことを踏まえた検証と総括をしっかりと行い、次に備えること。」

また、「オンライン確定診断の実績とそのことによる発熱外来へ行き届かない実態が改善されたのか。」「医療施設や高齢者施設ではクラスター発生をさせないために、大変なご尽力をされている中で、必要な支援策を今後も講じること。」「県として、高齢者施設などで不足する衛生用品等の備蓄配布なども、現場に対応できるようにしていると聞かすが、随時支援体制については現場まで周知することが望ましいが、今後周知を徹底すること。」などについて、質疑・要請をさせていただきました。

また、自宅で抗原検査キットを活用した検査が増えている中で、清掃労働者の間に不安が生じている抗原検査キットの試薬に含まれるアジ化ナトリウムの危険性と廃棄処分方法の適正化と周知を求めました。

いずれにしても、県民の皆さんの感染拡大へ

の不安を解消する医療提供体制やそれを支える保健医療関係労働者、社会福祉関係労働者への支援策が講じられてこそその経済活動との両立であることを今後も求めていきたいと思っております。

3月23日「2月定例会閉会日にコロナ特別委員会報告も」

2月定例会は、閉会日には私も3年間委員を務めさせて頂いている「新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会」が付託を受けた「新型コロナウイルス感染症対策の調査」について、桑名委員長が、令和2年5月の中間報告以降における活動経過を報告しました。

その概要は以下のとおりです。

委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大期や、各種の対応の見直しが行われる際など、中間報告以降も、時宣を捉え、計12回の委員会を開催し、感染対策と保健医療提供体制、経済影響対策などについて調査を行い、県民、事業者等の声を踏まえた意見・要望を、執行部に伝えてきました。

令和2年4月に、当委員会が知事に提出していたコロナ対策に関する要請事項は、執行部において、具体的な取組により107項目に整理され、総括的に見ると「対応済みまたは対応中のもの」が81項目、「令和2年度9月補正予算による対応を検討中のもの」が3項目、「国へ要望を行ったもの」が23項目という状況でありました。

また、令和3年1月に議論されたコロナ対策の県条例の制定に関しては、委員間で協議を行った結果、条例の必要性について認識は一致したものの、盛り込む内容について意見の相違があったことから、当委員会においては、条例制定に向けた検討は行わないこととしましたが、その後、議員提案により「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」として、令和3年7月に制定されました。

その際には、多くの県民の皆様からも、パブリックコメントを頂き、補強していただいたことに感謝しています。

さらに、県民に危機意識の緩みが生じて感染が急拡大したり、県の対応方針が適宜発信されるべき局面には、知事の情報発信の在り方につ

いて、分かりやすく、県民一人一人の心に響き、行動変容につながるような知事のメッセージも求めてきました。

昨年7月から県内で感染が再拡大し、8月下旬のピーク時には、1日の新規感染者が2,000人を超えるといた状況の中では、抗原検査キットの配布、BA.5対策強化宣言の発出、オンラインによる確定診断などの措置が取られましたが、医療機関、社会福祉施設のほか、学校、職場などで多くのクラスターが発生し、救急搬送困難事案や、受診希望者が発熱外来で診てもらえない事案などの発生についても、「第7波」で顕在化した課題と、必要となる体制整備の状況などについて調査を行い、意見・要望を伝えてきました。

特徴的なことを記述してきましたが、新型コロナウイルス感染症は、特段の事情がない限り、令和5年5月8日からは、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが決定されることとなりました。

この5類感染症への移行により、医療費の自己負担分に対する公費支援や、診療を受けることができる医療機関の体制、社会活動に関する制限措置など、各種の政策・措置について、従来の感染症対策が大きく転換するにあたり、この4月中には、患者受入れの進め方などに関する移行計画を策定することとなっており、県民や、保健・医療の現場に混乱を生じさせず、円滑な移行を実現するため、当委員会では調査活動を議員任期満了まで、引き続き行っていくこととしています。

その意味では、注視し続けなければならないことを肝に銘じておきたいと思います。

(4)その他

4月12日「オンライン面会」

2021年9月定例会で、コロナ禍で入院している家族等と面会ができないことについてオンライン面会を求める質問をしていましたが、インターネットで検索するとオンライン面会の導入も広がりつつあることを感じます。

オンライン面会が広がれば、家族らが病院を訪れなくても言葉を交わし、患者を支えることができるし、新型コロナウイルス感染拡大で病室での面会が制限される中、普及を求める「#病室WiFi協議会」の皆さんの調査などをもとに、オンライン面会をはじめとした面会の機会保障を求めてきました。

知事は「県内の122あります病院のうち8割に当たる100の病院が何らかの方法でオンラインも含めて、面会の機会の保証ができているが、面会が実施できていない病院に関しては、個別に事情を伺いながら、検討も要請をし、必要な場合には国の支援策も紹介をして、前向きな対応を促していきっている。」と答弁されていました。

そんな中で、私の母が入院している病院でもオンライン面会が試行されるようになりましたので、早速申し込み、3ヶ月ぶりに面会できるとの思いで、予約しました。

しかし、母が、何とか家族に会いたいと看護師さんに泣きつき、病院側の判断で直接面会させて下さいました。

オンラインによる面会は、入所者・入院患者だけでなく、面会する家族・親族の利便性向上にもつながるし、感染するリスクがないため、コロナ禍や他の感染症が流行している時期でも、面会しやすくなります。

今後は、ウィズ・アフターコロナのあり方として、医療機関や介護施設でもオンライン環境の整備とデジタル機器に不慣れな高齢者でも利用可能な機器整備などが求められていると思います。

5月7日「『コロナ後遺症』の影響で解雇・退職も」

今朝の朝日新聞に、新型コロナウイルスに感染したあとで症状が長引くいわゆる「コロナ後遺症」によって、今まで通りに働けなくなったり、学業に支障が出るなどの深刻な事例もあることが記事となっています。

600万人以上の新規感染者があり、子どもや若い世代の割合が多かった今年1月以降の「第6波」で、後遺症状を訴える人のさらなる増加が懸念されているとのことでした。

「コロナ後遺症」 世界保健機関（WHO）の定義では、新型コロナウイルスに感染した人にみられ、他の疾患の影響による症状ではなく、少なくとも2カ月以上続く症状を指す。コロナ感染後3カ月経った時点でも症状が出ることもあるそうです。

記事によると、2年前からコロナ後遺症外来を開設し、これまでに約4千人を診察してきた東京・渋谷の「ヒラハタクリニック」の平畑光一医師によると、オミクロン株が急拡大した今年1月以降は若い世代が多く訪れ、特に中高生が増え、「重い後遺症で週の半分以上休養が必要」となる患者も少なくなく、今年1月以降の計112人中、30代が27.7%と最多で、20代が25%などと若年層が目立っており、昨年未までと比べ、いずれも各年代が占める割合が増えているとのこと。

後遺症には確立した治療法はなく、改善が見通せず、仕事に支障が出てしまうケースも少なくないと言い、同医師によると、2020年1月～21年4月に受診した患者のうち、仕事への影響があった人は67%。休職した人は41%、解雇や退職など仕事をやめざるを得なくなった人は7%に上っているとされています。

コロナ感染で働けなくなった場合、厚生労働省は後遺症患者も含め労災保険の給付対象としており、後遺症患者だけのデータではないが、3月末までに3万1324件の請求があり、認定は2万4170件となっています。

コロナ後遺症がなぜ起きるのか、メカニズムははっきりしないため、後遺症を周囲に言い出せず、悩みを抱えながら仕事や日常生活を過ごす人も少なくない中、地域や学校、職場でコロナ後遺症に対する理解が深まることを願っています。

県内では、高知大学医学部付属病院に、新型コロナウイルスの後遺症を抱える患者に対応する専門外来が開設され、予約受け付けもされていますが、患者本人ではなく、かかりつけ医からの予約となっています。

5月22日「高齢者施設でのコロナクラスター発生を防ぐために」

新型コロナウイルス感染症の予防対策として

のマスクアイテムだったマスクの使用緩和が図られようとしています。大阪府の新型コロナ感染者の死者は19日の累計が感染者数が全国で最も多い東京都を上回り、全国の都道府県で初めて5千人を超える5005人となりました。

大阪の死者が多いのは、高齢者施設でクラスターが多発し、死亡リスクの大きい高齢者の感染が多かったことが理由とされます。

第6波のさなかにあった2月以降でみると、東京では感染者5人以上のクラスターが起きたのが444施設、感染者が7519人（いずれも4月17日時点）だったのに対し、大阪では572施設で9740人（同13日時点）と3割ほど多くなっています。

大阪府では、死者が多く出た原因の一つとして挙げるのが、「第6波では高齢者施設内で1万人を超える感染者が出たが、全員を入院させるのは不可能な規模で、施設内でクラスターが発生したときに高齢者施設への往診を強化した第6波の途中まで、医療へのアクセスが必ずしも確保できていなかった。施設と医療の連携は不十分だった」としています。

「超高齢社会での医療と介護はどうあるべきか。高齢者を包括的にどうケアするかという問題に直面した」とも語るなど、高齢の入院患者への十分な介護やリハビリの対応が難しかったと指摘されています。

府は「第7波」に備え、高齢者施設でのクラスター発生を防ぐため、施設職員らに対し3日に1回の抗原検査をする方針を打ち出した。障害者施設を含めて約4500施設が対象で、すでに80万個以上の検査キットを配布しているというが、「コロナ治療をしながらリハビリし、もとの生活に戻れるようにする。高齢者のための療養の流れを確立する必要がある」とも言われているように、平時からの医療と介護の連携の不十分さを改善しておくことこそが基本ではないかと思われます。

5月30日「増える女性感染に見る社会構造」

今朝の朝日新聞では「第6波、増える女性のコロナ感染」との見出し記事がありました。

コロナ禍が続く中、「第6波」では、女性の

感染者が増えており、今も女性が多い傾向が続いているとのことです。

朝日新聞が第6波にあたる今年1～4月の感染者約512万人を男女別に集計したところ、男性が49.95%、女性が50.05%で、女性が男性を上回っているとのことでしたが、私が高知県の5月1日から昨日までを集計したところ、同様の傾向で女性が51.62%で男性の48.38%を上回っていました。

東北大学の押谷仁教授（ウイルス学）が1～4月の感染場所別のクラスター数を調べたところ、高齢者福祉施設が最多（27%）で、学校（24%）、幼稚園・保育所（22%）と上位を占めており、こうした現場では女性の働く割合が高く、介護の仕事をする人の8割（介護労働安定センター調査）、保育士や幼稚園教諭の9割以上（厚労省・文部科学省まとめ）をそれぞれ女性が占めていることも大きな要因だと指摘されています。

また、京都大学の落合恵美子教授（家族社会学）が今年3月に行った自宅療養者のアンケートで、「看病や身の回りの世話を最も中心的に担っていた人」は7割が女性で、うち約3割は看病により自身も感染していたとのこと、「家庭内でのケアの担い手は多くが女性。このような社会的な構造から、自宅療養の増加は女性の感染リスク上昇の一因になっていると考えられる」と指摘されています。

政府の新型コロナ対策分科会で委員を務める武藤香織・東京大教授（医療社会学）は「固定化した『性別役割分業』により、女性の健康上のリスクが生じている可能性がある」「男性側も女性が置かれた状況に気づき、家事や育児などに参画してほしい。女性に配慮した感染対策が生まれるきっかけになってほしい」と指摘されていますが、日本の社会構造が影響していることを改めて認識せざるをえない実態を考えさせられます。

5月31日「コロナ由来の労働災害3倍へ」

新型コロナウイルスの感染による労働災害で、2021年に4日以上休業したり死亡したりした人が1万9332人に上ったことが厚生労働省の集計で明らかになったことが共同通信の配信記

事などで報じられています。

労働安全衛生法に基づき、企業や事業所が報告した労災をまとめたもので、20年の6041人から3倍超に急増しています。

各地の病院や介護施設などでクラスター（感染集団）の発生が相次いだほか、「事業所側が積極的に届け出るようになった」ことがコロナ関連の労災の急増につながったとのこと。

業種別の内訳は、病院など「医療保健業」の6389人が最も多く、特別養護老人ホームなど「社会福祉施設」の5624人と合わせて、全体の6割超を占めていたということですが、厚労省では、感染経路が不明であっても、医師や看護師、介護職員など、業務で人と接触する機会が多く、感染リスクの高い職場で勤務している場合、労災を認定しており、感染後の後遺症についても、同様の条件で病院や介護施設などで勤務していれば、認定する方針としています。

コロナ関連の労災の急増によって、全体の死傷者数は、前年比1万8762人増の14万9918人となり、1998年以来、23年ぶりに14万人を上回る水準となり、労災全体の死者数は同65人増の867人と、4年ぶりに増加したとのこと。

労働災害を減少させるために、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の徹底を図りつつ、建設現場等における足場等の高所からの墜落・転落災害、陸上貨物運送事業において多発している荷役作業中の災害の防止対策の徹底、小売業及び社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための意識啓発を通じた自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組んでいくとしています。

しかし、「自主的な安全衛生活動の普及・定着等を重点に取り組む」だけでなく、まずは、過重な働き方の改善や環境整備を図ることこそが、労災防止への一歩ではないかと思われれます。

6月8日「『許容されるコロナ新規感染』って!？」

浜田知事は、県議会6月定例会提案説明で、新型コロナウイルス禍で約267万人に落ち込んだ本県観光について、来春始まるNHK朝ド

ラ「らんまん」放送を「回復に向けた起爆剤とする」として、官民挙げて博覧会の準備を進め、「博覧会を契機に来県する観光客の県内周遊につなげる。スピード感を持って実行するために庁内態勢を強化する」としています。

また浜田知事は、産振計画や健康長寿県構想などが後半に差し掛かる22年度を「目標達成の成否に関わる大変重要な年。まさに今が正念場だ」と指摘し、施策を着実に前進させ、「県民の目に見える具体的な成果を、早期に数多く生み出す」と強調しています。

一方で、感染者が減少傾向となっている新型コロナ対応に関して、「現在は、引き続き基本的な感染防止対策を徹底した上で、ある程度の新規感染者の発生を許容しながら、社会経済活動における制約を段階的に緩和していくべき局面にあると捉えている。今後も感染状況や国の動向を踏まえ、社会経済活動の正常化を目指して取り組んでいく。」と述べたが、許容されるべき「ある程度の新規感染者」とは、どの程度を指すのか。軽症とは言え、いろいろな面で苦しめられているコロナ感染者がいる中で、「ある程度の新規感染者の発生を許容する」との発言の真意は何なのかと思わざるをえませんでした。

また、「入院病床の確保をはじめとする医療提供体制のさらなる充実に努める」というが、「さらなる充実」の内容を示してこそではないかと思われます。

7月30日「縮小する命をつなぐ面会行為」

第7波の感染は、これまでに比べて重症化率が格段に低いという特色を踏まえ、「特別警戒」のステージでは、例えば会食、旅行、イベントなどに関しての本格的な行動制限については求めないこととしたからと言って、「感染対策をしなくていい」という意味ではないと、知事は言っていますが、お盆・夏休みの中での「気の緩み」を生じさせないことを願うばかりです。

そのような中で、浜田知事は、医療従事者の方々への負担軽減を何としても図っていかねばならない局面として、県の対応ステージを上から2番目の「特別警戒」に引き上げながら、ワクチン接種や無料検査活用で「安心して社会経済活動を行うことを引き続き」お願いされて

も、県民は困惑するばかりです。

そして、医療提供体制の逼迫緩和に直接効果のある対策として、検査協力医療機関、特に、小児科部分を充実していくことや、コロナ専用病床の上積みをし、そのための入院協力医療機関や、後方支援病院の体制を拡充するとともに、高齢者施設などへの集中的検査を県下全域で行うよう強化していくとのことだが、今からではなく、6月定例会の提案説明で言及していたことだから、すでにしておかなければならなかったのではないのでしょうか。

県民には、「ワクチン・検査を受けて安心して社会経済活動の継続」を要請する一方、ご家族などが高齢者施設に入所されている場合、施設に向いての面会を極力控えていただくという「命をつなぐ面会」という重要な行動には制限をかけるのは、いかがなものかと思わざるをえません。

それをいうなら、「オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。」ではなく、そのための支援を充実させるべきではないのでしょうか。

知事の県民へのメッセージにある「社会経済活動を縮小する願いは、極力したくない中で、最小限の願いとして今回、『高齢者施設を訪ねての面会は、極力控えていただきたい』という願いをしました。」との文言に違和感を覚えます。

8月17日「県内医療提供体制逼迫に『特別対策』へステージ引き上げ」

昨日、新型コロナ対策における県の感染症対応ステージが、5段階のうち、最も厳しい段階である「特別対策（紫）」に引き上げられました。

併せて、オミクロン株に対応した新しい国の枠組みである「BA.5対策強化宣言」を高知県として8月16日から31日までの期間で発出されました。

今回、ステージを引き上げざるをえなかったのは、医療提供体制状況が以下のように悪化したことによるものだと知事は言及されています。

県内感染状況が、新規感染者数が1,000人を

超える日が続出し、病床の占有率も上昇し、特に重症者用の病床占有率は、一時50%になり、中等症患者も増え、医療機関の負担は確実に増し、特に医療現場においては、医療従事者の方々の感染や、医療機関でのクラスターの発生が続出している状況を受け、「県の対応の目安表」の病床占有率の数字以上に、入院治療の確保が厳しい状況になっていること。

また、発熱外来も混雑し、熱中症の対応にも迫られて、救急医療の窓口も大変逼迫しており、こうした医療を優先するために、一般的な診療は制限せざるを得ない医療機関も少なからず出ており、これ以上感染が拡大すると、医療機能が十分に果たせない危機的な状況になることが懸念されること。

これらの状況を、可能な限り回避するためには、「発熱外来機能の強化」として、抗原定性検査キットの配布事業と、自己検査後のオンラインによる確定診断を活用する陽性者診断センターの整備（運用開始時期は調整中）。「感染拡大防止対策」として、JR高知駅南口 臨時検査センターの延長（～8月31日まで）。「医療提供体制の強化」として後方支援病院のさらなる確保。「救急医療体制の確保」として「高知家の医療救急電話（#7119）」の活用促進などの対策を急ぐこととされました。

今回の「BA.5対策強化宣言」を受けて、高齢者や基礎疾患のある方は、不要不急の外出を極力控えることが要請されました。

さらに、日々、献身的に医療活動に従事されている医療従事者や救急活動に奔走されている救急隊員の皆さんは、自らに行動制限を課してまで、県民の命を守ろうとしているような状況の中で、県民の皆さんには、今まで以上の感染防止対策の徹底にご協力をお願いせざるをえません。

この感染症対応ステージの引きあげ、「BA.5対策強化宣言」の発出はもっと早くても良かったのではとの県民の声も聞こえる中、これ以上の感染拡大や医療逼迫が深刻化しないよう、求める声を行動につなげていきたいものです。

11月8日「コロナ対策関連決算で見える課題」今朝、新聞各紙で、コロナ対策関連の決算状

況について、会計検査院の調査報告による指摘が報じられています。

2019～21年度の新型コロナウイルス対策の事業について、予算の執行状況を会計検査院が調べたところ、特定できた予算総額は1367事業の計94兆4920億円、うち76兆4921億円が支出済みで執行率は80.9%だったとのこと。

使う見込みがなくなった「不用額」は全体の4.9%の4兆6744億円で、不用額が最も多かったのは「GoToトラベル事業」で予算総額約2兆円の約4割（7743億円）に上り、執行率が低かったのは、売上げが減った中小企業などに支払う「事業復活支援金」（予算総額約2兆8千億円）で18.9%で、委託先が審査業務を担う人員を想定の6割強しか確保できず、審査が遅れたことが原因と報じられています。

委託先が人員確保をできず、審査が遅れたことで、執行できなかったというのは、困り果てて申請している中小事業者に対して申し開きができるのでしょうか。

さらに、新型コロナウイルス感染患者らを受け入れるための空き病床などを確保した医療機関に対する交付金事業で、9都道府県の32医療機関に対し、計約55億円が過大に支払われていたことも検査院の調査で分かっています。

また、新型コロナウイルス対策で地方自治体が国の「地方創生臨時交付金」で行った事業を会計検査院が調査したところ、約7億3000万円が適切に使われなかったことが分かりました。

しかも、事業終了後にアンケートなどによる効果の検証や、結果の公表をしていたのは3県227市区町村にとどまり、検証を実施していない17道県541市区町村を含む21都道府県738市区町村は結果を公表していなかったことも明らかになっています。

会計検査院は、事業を適切に実施する上で効果の検証は重要であり、内閣府に対し、速やかに検証を実施し結果を公表するよう自治体に周知を求めたとのこと。

私も、今年の決算特別委員会で、「地方創生臨時交付金」を財源とした用途について予算と

決算額を明らかにすることを求めたものです。

どれだけ執行されたということも大事ですが、事業実施の検証と結果公表こそが求められているのではないのでしょうか。

1月27日「5月8日までに新型コロナ5類移行対応が万全となるのか」

政府は26日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを現在の「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザと同等の「5類」にする移行日を、5月8日とする方針を固め、今日にも新型コロナ感染症対策本部を開き、正式決定するとのこと。

全額公費で負担している治療や入院にかかる医療費については、治療薬の無料提供を続けるなど一定の公費負担は残し、過度な患者負担が生じないようにするとの見込みであるが、医療機関への支援や補助は、3月初めごろまでに方針を決めるとされています。

また、緩和する方針のマスク着用は屋内・屋外を問わず、個人の判断に委ねるとされており、移行日については、自治体や医療機関が準備する期間を設ける必要があるなど諸事情から、5月8日としています。

しかし、政府は移行日の1カ月前に、感染状況などから、移行が可能か最終的に確認するというが、春休みや年度替わりなどを通じた移動が拡大する中、予定通りに進むのかは疑問が残ります。

何よりも、5類移行によって、今までも2類対応が十分できなかった医療現場において、専用病床の確保の義務付けがなくなる中で、コロナ患者の入院はさらに厳しくなり、発熱外来などが担ってきた外来診療など医療現場の混乱が想定されることなどへの懸念をどのように解消するのか、しっかり議論される必要があり、2月定例会でも質問したところ。

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について(議会質問に反映)

(1)避難行動・避難所運営・避難行動要支援者対策について

4月26日「高齢化するマンションでの持続可能なコミュニティーを」

朝日新聞「生活」面に、プロローグから上・中・下と連載されてきた「(くらし考) 高齢化するマンション「認知症編」」が、一段落しました。

本当に他人事ではない状況が私の住むマンションでも、よく見受けられることがあります。

具体的な事例を紹介するわけにはいきませんが、入居者の方からの相談や我が家の母の進行過程などを見ると記事にあるようなことが、思い浮かびます。

私の住むマンションは、築33年、当時働き盛りだった壮年期の方も高齢者の仲間入りで、その多くは後期高齢者にもなっています。

ここ3年、マンション防災会で「避難行動要支援者対策」として対象者の把握やどこまでの支援が必要なのかなどについて議論をしてきました。

そのような議論をしている内に、対象者が施設に入所したり、病院に入院したり、高齢のためにお亡くなりになったりとか「高齢化」はどんどん進行していきます。

議論の中では、日頃から、変化に気づいたときにどのようにしてあげればいいのか。「地域包括支援センター」にまずは、つないでいこうなどの声も出されて、災害時の時だけでなく、日常から見守る仕組みの必要が考えられようとしています。

分譲マンションの全国のストック戸数は2020年末時点で約675.3万戸に上り、マンションを「ついのすみか」と考え、「永住するつもり」という区分所有者は、18年度には6割超にのぼっていると言われています。

18年度の国土交通省の調査では、マンションの世帯主は60代以上がほぼ半数を占め、1980年代までに完成した高経年マンションに限れば、4分の3以上が60代以上になっているとのこと。

近所づきあいのわずらわしさを避けようと、戸建てではなくマンションを選んだ人もいるのかもしれませんが、今は、孤立を防ぎ、災害に備えるためにも、ほかの世代との交流を進め、持続可能なコミュニティーを作ることこそが求められ

ていると痛感します。

6月15日「避難行動要支援者個別計画作成のためにも日頃からの地域のつながりを」

災害対策基本法の改正により、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の努力義務化等の規定が設けられ、令和3年5月に施行されたことを踏まえ、自治体ごとの工夫でより「誰一人取り残される」ことのない計画作成が進めばと思います。

9年前の議会質問以来、避難行動要支援者対策についてたびたび質問で取りあげて来ましたが、個人情報の扱いをはじめ福祉との連携など山積する課題の中で、個別計画の策定がなかなか進まないという課題があります。

昨日も現在の進捗状況が明らかとなりましたが、計画作成率は県内で45.8%、高知市を除くと70.8%となっています。

しかし、業務概要調査で掘り下げて尋ねたところ、計画作成率が100%となっても、名簿情報提供の同意がとれた世帯を対象地域としている自治体もあるため、取り残されている対象者もいるということが明らかになりました。

それでは本末転倒であるということを指摘していますので、今後は改善に向けた取り組みがされることを期待しています。

いずれにしても、誰一人取り残さない防災対策の最優先課題であるだけに、平時の地域のつながりづくりとともに頑張りたいものです。

8月10日「豪雨時は『早め、みんなで、懲りずに』避難」

一週間前ほど前から、山形県と新潟県に大雨特別警報が出され、北陸、東北地方各地で水害被害が出ており、昨日からは青森県に豪雨もたらされています。

改めて、豪雨時の避難と向き合わざるをえない時期に迫られています。

災害復興学会や地区防災計画学会でご指導いただいている室崎益輝先生が、今年3月に発刊された著書「災害に向き合い、人間に寄り添う」に「豪雨時の避難」について書かれた章があり

ます。

先生は、豪雨時の避難について、「早めの避難」「みんなで避難」「懲りずに避難」の3原則を貫くことが肝要だと指摘されています。

①「早めの避難」は、避難の情報が出されたら、安全な場所に早めに避難するように心がけて欲しい。

②「みんなで避難」は、逃げ遅れを生まないために、コミュニティで助け合って避難することで、安否確認や要援護者支援を含めて、地域ぐるみの相互避難に努めて欲しい。

③「懲りずに避難」は、結果として避難の必要がなかったという「空振り」の経験に懲りずに、最悪の場合を考えて率先して避難するように心がけて欲しい。

先生は、最後に「不測の事態に備えるには、『逃げるが勝ち』であり、避難という安全のための無駄を進んで受け入れるようにしなければならない」と結ばれていますが、そのことを肝に銘じ、行動に移せる平時の取り組みを重ねたいものです。

8月27日「『強み』を生かし『弱み』を補完する避難支援体制づくりを」

26日は、令和4年度高知市自主防災組織連絡協議会防災勉強会にオンライン参加しました。

講演は長いお付き合いで、下知地区が大変お世話になってきた鍵屋一先生（跡見学園女子大学教授・内閣府個別避難計画作成モデル事業アドバイザー・ボード座長）による「災害時に高齢者、障がい者と支援者を守るために～地域と福祉の連携～」で、避難行動要支援者対策の課題でした。

「災害被害の方程式」は「自然の外力×人口（暴露量）×社会の脆弱性」と言われる中で、私たちは「社会の脆弱性」を平時から減らしておくことが、災害時に高齢者、障がい者と支援者を守るための前提であり、そのことが平時においても高齢者や障がい者が暮らしやすい地域社会になるのではと改めて考えさせられます。

そして、避難行動要支援者に対する支援側となる防災行政・地域住民・福祉専門職が縦割りで行動するのではなく、福祉、防災、コミュニ

ティの連携で「強み」を生かし「弱み」を補完する避難支援体制を築いてこそ、「日常も災害時も支えあえる社会」になるとのことを再確認させて頂きました。

下知地区防災計画策定過程で、学んできたことではありますが、「日常から人間関係、近所関係を良好にし、誰一人取り残さない魅力ある地域をつくることで災害や危機に「も」強くなること」こそがこれからの防災であることを強調されていました。

さらに、今朝は高知新聞11面「心呼吸 人権啓発シリーズ」に「すずめ家族の会」会長入交智子さんのすずめ共同作業所における「防災×福祉」の取組の記事がありましたが、ともに取り組んできた入交会長の結びの「災害の発生から命を守る、命をつなぐことはもちろん大切です。でも、災害はいつ起こるか分からない。『いつ起こってもみんな助かる』『自分も助けてもらえる、きっと大丈夫!』みんながそう思えるような、未来に希望が持てる日々の暮らしを作ることが大切だと思います。防災とは、今、安心して豊かな気持ちで暮らすことができるようにすることも含まれるのではないのでしょうか。」との言葉こそ、実践の中に生かしたいことだと思いました。

(2)防災教育について

8月29日「夏休み中に親子で防災の学び」

昨年は、初企画をしながらコロナ禍で中止したため、今回が、2年越しとなったサーパス知寄町I自主防災会「夏休み防災塾」を28日開催しました。

夏休みの子どもたちの自由研究の素材にもしてもらいたいとの思いもあり、何とか夏休み中ということで、開催しましたが、最後の日曜日となったためか、少数精鋭の参加となりました。

しかし、マンション内の防災資器材リストにもとづく説明や防災倉庫や防災ボックス内の避難誘導用具の体験には、2人の小学生と高校生1人が積極的に参加してくれて、次へつながってくれればと感じたところです。

おとなの参加者の中には、改めてマンション内の防災資器材の備えについて知っておきたかったからということで参加頂いた方もいて、もっと多くの方に知って頂く取組を継続していかなければと思ったところです。

12月21日「76年目の12.21 昭和南海地震～備えは続く」

1946年12月21日午前4時19分過ぎのM8.0の昭和南海地震から76年目の今朝の高知新聞には、薄れる記憶を次世代へとつなぐ取組について、大きく取り上げられています。

その中には、高知市下知地区の「防災紙芝居」に関する記事もあります。

地元の被災体験者の話を聞き取り、昭和小卒業生の手による作画、地元の読み手が広げるという形で取り組んできました。

製作後当初は、スクリーンに映写する形で子どもたちに見せてきましたが、昨年度に「紙芝居」らしく製作し、地区内の図書館や小学校をはじめ保育園に寄贈し子どもたちにできるだけ多く、見せて頂こうと取り組んできました。

今日も、昭和小学校で、全校生徒に向けて、先生方が披露して下さることになっています。

この取組で、少しでも次の南海トラフ地震を我が事として考える子どもたちが育ってくれることになればと願います。

2月12日「昭和小防災オープンDAYでつながる学校、PTA、地域、関係機関」

今日は、2年ぶりの昭和小学校「防災オープンDAY」が、開催されました。

今年は、天候が心配されましたが、あつたかすぎるぐらいのイベント日和となって、午前中の防災体験では、ピース・ウィンズ・ジャパンの災害救助犬のデモンストレーション、東消防署の消火活動・煙体験、下知消防分団によるプールでの放水体験、県警察のレスキュー車両の展示、日産サテオ高知の電気自動車給電デモンストレーション、起震車体験などを4年生以上が中心で体験されました。

しかし、ついには下級生も見学だけでもとな

り、運動場は大賑わいとなりました。

午後からは、防災参観日に参加されている保護者や地域の避難訓練も兼ねた形で緊急地震速報を合図にシェイクアウト訓練を行った後、地域の避難場所となる北舎3階で受付を行い、その後は体育館に移動して、5年生の防災学習の成果発表を見学しました。

下知地区減災連絡会からは、ロープワーク講座、市地域防災推進課の協力で段ボールベッド組立などのブースを出して、皆さんに体験していただきました。

さらに、急遽5年生がつくった「トルコ大地震救援募金」箱で、参加者の皆さんに要請した募金は、数時間で27415円が集まり、現地に救援隊を派遣しているピース・ウィンズ・ジャパンに生徒代表が、善意をトルコに届けて頂くようお願いしました。

学校とPTAの皆さん、そして日の出弥生防災会をはじめとした下知地区減災連絡会と関係団体の皆さんのご協力で、9時半から16時までの長丁場となりましたが、有意義な「防災オープンDAY」となったように思います。

(3) 地域防災について

4月19日「地域防災力向上へ『わがこと』化を」

マスクミでも取り上げられていましたが、4月11日に高知県は、2021年度に行った地震と津波に関する県民意識調査の結果をまとめ公表しました。

この調査は、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」の改訂にあたり、県民の地震防災に対する意識や、ご家庭での取組の状況、県に対するご意見などを把握することを目的に実施したもので、3000人を対象に行い、有効回収率59.3%と約6割の方にご回答頂いています。

特徴的には、新型コロナウイルス感染拡大のもと、自主防災組織の活動が停滞し、県民の関心が薄れた状況が浮き彫りになる一方、各戸の水と食料の備蓄は、低水準ながら3年前の前回調査より15ポイント前後上昇しています。

自主防の活動に「積極参加している」とした

のは7.6%で、前回18年度の9.6%から2.0ポイント低下し、「時々参加」と合わせても23.2%で前回比で5.8ポイント下がっています。

南海トラフ地震発生の可能性が高まった際に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」の認知率は約2割に低下しており、同情報が発表された場合に、津波からの事前避難が呼びかけられる可能性がある地域（事前避難対象地域）の認知率も3割に満たない結果となっているなど、今の状況で、「臨時情報」が出されれば大きな混乱を招きかねない状況であることが明らかになっています。

18日から始まった県議会業務概要調査でも、所属する危機管理文化厚生委員会で、南海トラフ地震対策課に対して、この意識調査結果に基づき、どのような取り組みを重点化するかの質問をさせて頂きました。

新規購入の起震車のVR体験装置などデジタル技術を活用した啓発やまんが・アニメ等の新規媒体を活用した啓発など様々な広報媒体を活用した啓発や臨時情報に関する勉強会をさらに開催するなどとの説明がされていたが、県民もこれらの取り組みを通じて防災意識の向上を行動変容につなげていけるよう「わがこと」とする取り組みを重ねる必要があります。

10月30日「朝から夕方まで『防災三昧』」

朝から二葉町・若松町防災訓練に、遊軍班の任務で参加し、多目的ホール内「避難場所」での進行役を仰せつかりました。

参加者の皆さんは受付で80名で、その場で避難所運営の役割スタッフをお願いしての運営でしたが、皆さんそれぞれに役割を担って頂き、ほぼタイムスケジュールどおりに避難所運営と防災講話や非常食試食などに参加していただきました。

今回は、すずめ共同作業所家族会の皆さんにもご協力いただき、参加者の皆さんに災害時の障がい理解を深めて頂く機会もえられました。

PTA会長さんや高校生たち、下知交番、フタガミさんそして3年目になったPWJさんなど、多様な皆さんのご協力を頂くとともに、ご参加頂いた皆さんお疲れさまでした。

片付けの後は、事務所に帰って直ちに、オンラインでの会議二つに参加しました。

13時半からの日本ALS協会高知県支部「災害に備えて～非常時電源確保について～」学習会で、照喜名通氏（沖縄難病相談支援センター長・認定NPO法人アンビシャス副理事長）らによる講演『医療的ケアが必要な方の非常時電源確保について』、患者・家族・支援者等による交流会と学びの多い、学習会となりました。

丁度2月議会で取り上げた課題でもありましたので、さらに今後の取組の参考になりました。

終わり次第、「第13回災害ケースマネジメント構想会議」の第三セッションの「多重被災の罹災判定を巡る問題について」からの途中参加させて頂きました。

朝8時から17時まで一切休憩なしの「防災三昧」となり、多少バテ気味ですが、明日からの活動に生かしていきたいと思います。

11月28日「災害後も我が家で過ごすマンション籠城作戦」

27日は、マンション防災会の防災講演会を開催しました。

講師は、下知地区がお世話になっている高知大学大槻知史教授で、今回のテーマは「災害後も我が家で過ごすためのマンション防災5つのポイント」と題して、被災後倒壊の危険性がなければ在宅避難せざるをえないマンションでの「籠城大作戦」のポイントをお話頂きました。

マンションで籠城するために「その①災害後も我が家を安全地帯に」「その②買いだめ備蓄で10日間の籠城準備を」「その③停電対策で生活をつなぐ」「その④出るもの対策も忘れずに」「その⑤外とのつながりも残しておく」ことを具体化するための方法をいろいろと気づかせて頂きました。

その中には、知っていることもあるけどできていないことがたくさんあり、「分かっているけどできないのが人間」と戒められました。

そんな中で、「知っちゅう」ことの「必要性に気づいたこと」で「備えちゅう」に変えていくことを最後に参加者一人一人が発表させられました。

中には、具体的に一步前へ進もうとする決意

も聞かせて頂きました。

- ・外にいるとき被災したらということを考えるようにしたい。

- ・断捨離をしたい。

- ・子どもには自分の命を守ることを考えさせたい。

- ・備蓄食の期限切れを気に付けたい。

- ・家族全員に備蓄品の置き場所を徹底する。

- ・10日間も買いだめということに驚いた。

- ・台所の固定化が不十分なので進めたい。

- ・アウトドアも好きなので、ポータブル電源を備えたい。

- ・今までは枕元にスリッパだったが、これからは靴にしたい。

- ・モバイルバッテリーを備えることと家族の安否確認の仕方を決めておきたい。

他にも、いろいろと感想も出されており、事前に参加申し込みをしていなかったが、参加してよかったの声も聞かれ、また、在宅避難のルールをもっと啓発しようとの提案もされるなど、気づきの多い防災講演会となりました。

11月29日「津波避難ビル巡りを命を守る行動に」

今でこそ、昭和の小校区には、41か所の津波避難ビルがありますが、津波避難ビルとなる候補ビル探しは、東日本大震災の年から、当時のPTAや地域の皆さんが行ってきました。

その後、5年生が防災教育の一環として2015年以来、生徒たちの通学路にある津波避難ビル巡りを開催してきました。

今年は、保護者の方にも5年生と一緒に津波避難ビル巡りをして頂くこととしましたが、平日の昼間ということもあって、多くの皆さんに参加頂くことにはなりませんでした。

それでも、85名の生徒たちの通学路を6コースに分け、下知地区減災連絡会の事務局メンバーと高知市地域防災推進課職員が引率し、20か所の津波避難ビルを訪ね、そのうち13か所の津波避難ビルに実際登り、入り口や階段、防災倉庫の確認などをしてきました。

この成果を自らの命を守る避難行動につなげて頂けたらと思います。

3月24日「下知地区減災連絡会が県自主防災組織知事表彰」

24日、下知地区減災連絡会が2022年度の「高知県自主防災組織知事表彰」を受賞させて頂きました。

下知地区減災連絡会会長以下6名の事務局メンバーで出席してきました。

この表彰制度は、平成25年度からスタートした制度で、「自主防災活動に関して、10年以上の活動継続や工夫した活動などに優れていると認められる団体を表彰し、称えることで他の模範となる取組を周知し、既存組織の活動強化を図るとともに、自主防災組織の新たな結成を促進し、地域防災力の向上に資することを目的とするもの」だそうです。

発足から10年を迎えた今年度、いの町の池ノ内自主防災会とともに、受賞することとなりました。

それにしても、10年を振り返るといろいろな取り組みがありました。何と言っても2015年から3年がかりで策定した下知地区防災計画の策定でした。

今回は、それに加えて策定以降も計画の「下知ベスト10」にもとづいた多様な実践が評価されたことなのですが、これからも下知地区減災連絡会18単位防災会2300人で、これを励みに地域防災力の向上に向けて、頑張っていきたいものです。

また、同時に、「令和4年度高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所 認定証交付式」も行われ、「株式会社長重建設」、「都市開発コンサルタント株式会社」、「有限会社田所建設」、「株式会社四国ポンプセンター」が認証されました。

これらの事業所は、南海トラフ地震対策に積極的に取り組む事業所を認定するもので、「事業継続」「社員教育」「地域貢献」の3つの視点からそれぞれ評価項目を満たした事業所を認定するもので、認定期間は3年間で以降、取り組み状況によって更新されるそうです。

今回も、18事業所が更新されているそうです。

(4)被災地に学ぶ

4月15日「熊本地震から6年目『見えたほころび』から学ぶ」

14日は、熊本地震の前震から6年目にあたる中、認定NPO法人「まち・コミュニケーション」の主催でオンライン勉強会「熊本地震から6年 復興まちづくりは今～熊本地震から見えた“ほころび” 地域の可能性を考える～」に参加させて頂きました。

小多崇氏（熊本日新聞社 東京支社編集部 長兼論説委員）を講師としたお話しは、6年間の経過の中で考えさせられるいろんな課題が提起されました。

特に、熊本地震では、人々は避難所だけでなくテント泊や車中泊、あるいは在宅避難という形で逃れたが、過酷な避難生活によって災害関連死が直接死の4.4倍に達したということにも課題が、顕著に現れています。

そして、熊本地震では関連死の77%が70代以上、熊本豪雨の直接死の85%が高齢者であったという、熊本県を襲ったこの二つの災害犠牲者の特徴から、被害の要因は「2度の震度7」だけでなく、根本的な課題は、超高齢社会であり人口減少社会という大きな社会構造の変化だったということが言えるかもしれません。

「災害でほころんだ社会的課題」が顕在化した。が、「ほころぶ」はマイナスイメージだけではなく、その課題と向き合い、挑戦する人々がいて、それは、新たな時代に向けて花のつぼみがほころぶような多様性、持続性のある「誰もが暮らしやすく、持続できる地域社会」を築くことにつながり、災害に「も」強い社会になればと期待されていました。

支援が必要でありながら、在宅避難していたり、避難所に辿り着けない高齢者がいたり、コロナ禍での三密回避避難所の定員不足で、「先着順の不公平」や「合理的配慮」が障害者や高齢者に欠けるなどの災害時対応がみられるが、いろんな立場、いろんな状況に目を向けることで、想像を巡らせて、事前に「ほころびを繕う」ことで助かる命があることを改めて考えさせられました。

意見交換の場でも、「いろんなものを組み合わせる。選択肢をどれだけ増やし、揃えられるかが、地域の防災力にも影響する。」「まちづ

くり協議会の構成も、既存の地域の団体だけでなく、もっと多様な層の方達が活動できるような柔軟な組織が復興過程では求められるのではないか。」「今の熊本県は、けして防災力が高まっているとは言えず、災害に強い県として歩んでいるとは言えないのではないか。」など、参考となるお話を聞かせて頂き、6年目の熊本地震に学ばせて頂きました。

7月4日「連年の豪雨水害の教訓に学び備えを」

台風4号が接近する中、昨年の中津市土石流災害、2年前の熊本豪雨災害、4年前の西日本豪雨災害と考えさせられる豪雨災害が思い出されます。

3日は災害関連死を含む27人が死亡し、1人が行方不明となった静岡県熱海市の土石流災害で、不適切な盛り土造成を見過ごした過失があるなどとして、被害者家族から県と市に損害賠償を求める訴訟が8月末にも起こされることとなっています。

5月には、県の第三者委員会も、造成をめぐる県と市の対応を「失敗」と結論付けており、「人災」であることが、浮き彫りになりつつあります。

そして、今日4日は災害関連死を含む67人が犠牲となり、今も2人が行方不明のままで、6月末時点で1195世帯、2618人が仮設住宅などでの仮住まいを続けている熊本豪雨災害の日となります。

球磨川流域の治水対策をめぐるっては、国と県が川辺川への流水型ダムを含む河川整備計画案を1日に公表しましたが、この災害は、まさに自然とどう向き合いながら人間の営みが継続されるのかが問われる災害でもあります。

また、2018年の7月5日～7日にかけての西日本豪雨災害で51人も犠牲者（災害関連死を除く）を出した岡山県倉敷市真備町では、その多くが災害弱者と言われる方々であり、改めて災害の犠牲となる要支援者対策が見直される教訓を残しました。

7地区からなる真備町は、1950年代までの合併の前は別々の町村だったが、水島臨海工業地帯の子育て世代が流入してベッドタウン化し、2005年に倉敷市に編入合併され、町は

「住民同士の結びつきは希薄」と指摘され、町全体が一体となった取り組みは少なかったといわれています。

そのような中で、今改めてそれらの教訓から、災害に備える街づくりやネットワークが築かれようとしています。

災害の姿は、災害ごとに違っていますが、その中でも共通した災害が想定される地域では、被災地に学ぶことは大変重要だと考えて、私たち、下知地区では、東日本大震災などにも学んできました。

今年は、新たに西日本豪雨災害における倉敷市真備地区の被災状況とそこからの復興の街づくりに学ばせていただく予定でしたが、コロナ感染拡大のために中止となりました。

7月25日「大川小を舞台に3.11を通じて紡がれる人間ドラマ」

24日、メフィストフェレス2階ミニ劇場で開催されていた「ある春のための上映会in高知」にかけつけました。

少し遅れての鑑賞でしたが、一気に惹きこまれ、3.11の100日目に訪ね、目の当たりにした大川小学校の様子が頭の中に蘇ってきました。

この映画は、宮城県石巻市出身の映像作家佐藤そのみさんが、大学時代に、自身の東日本大震災での経験を元に撮影した自主映画『春をかさねて』と『あなたの瞳に話せたら』で、石巻市大川地区を主な舞台に、地元住民の出演・協力のもと製作されたものでした。

監督の佐藤さん自身が、津波で児童や教職員計84人が死亡、行方不明となった石巻市大川小の卒業生で、当時6年生だった妹さんを亡くされています。

そして、大川小の語り部として高知でもご講演頂き、多くのことを学ばせて頂いてきた佐藤敏郎先生の娘さんでもありました。

劇映画「春をかさねて」の後に、ドキュメンタリー「あなたの瞳に話せたら」を観せて頂いたことで、「春をかさねて」の主人公たちの思いが、余計に伝わってきたように思いました。

監督とゲストによるトークで、「津波の傷跡を通して伝えたかった大川小という愛しい場

所」を「いろんな立場の人がいろんな思いを馳せて頂いてよい」と言われていたことに少し救われた思いもしました。

「将来の被災地となるであろう未災地に伝えられたらとの思いで、高知での上映会を開催した」と言われ、「その未災地の方々に、辛くても前を向いていけるという勇気を与えられたらと思う。」との言葉をしっかり受け止めたいと思いました。

佐藤監督は、21年4月4日付けの河北新報で「『本作は、地域の人々を癒やす大河の一滴になる。』と書いていただけたことがとても嬉しかったです。そのために作った作品でしたから。」とFBで述べられていますが、これからは「被災地・未災地の人々を勇気づける大河の一滴」として、全国の被災地・未災地に上映会が広がることを期待しています。

3月12日「3.11に被災地から学ぶ」

昨夜は、下知地区減災連絡会主催で「3.11東日本大震災を忘れない追悼の集い」を青柳公園で開催し、約30名の参加で、午後6時半に黙祷を捧げました。

そして、場所を下知コミュニティーセンターに移して「被災地とオンラインでつなぐ夕べ」を開催し、石巻市「雄勝町の雄勝地区を考える会」代表をされている宮城大学特任助教の阿部晃成さんから「防災と減災のその先の『復興』に失敗しないためにできること」と題してZOOMでご報告を頂きました。

会場では、ZOOM参加者も含めた20名の方が、その報告と意見交換に学びました。

石巻市雄勝町が、震災から10年経った復興事業の結果として、人口が約4分の1に減少し、現地再建の禁止、高台移転・内陸移転などの宮城県の復興事業が、いかに住民が主体の「復興」を進める上での障壁になったのか。

失敗の理由としては、被災者ではなく土地を優先したことであり、そしてその事業の進め方によって、被災者の「分断と排除」が行われ、町外再建の方たちを切り離してきたことなどは大きな問題だったとのことでした。

災害前の今から復興に向けてできる事は、やむを得ず下知を離れる方々等のためにも名簿や

連絡先を確保しておくこと、地区の内・外から情報発信をする体制を整備しておくこと、移転者の把握、人材発掘・育成、被災前の記録、民間支援との連携、運営資金等災害後に必要なノウハウを災害前に体験しておくことが大事であること。

そして、阿部さんは、「とにかく言いたい事は、復興の過程で被災者を見捨てないこと。」を強調されていましたが、そのためにも、平時からの行政と住民、地域内外の住民間のつながりをいかに大切にしておくのかということに尽きるように思えました。

(5)事前復興について

1 1月13日「事前復興講演会」

13日、午前中のイオンでの高知市防災訓練、午後からは高知大学防災推進センターシンポジウム「「避難遅れ」をなくすために私たちは何をすべきか」へのオンライン参加。そして、夜は下知地区減災連絡会の防災講演会「事前復興のすすめ～南海トラフ地震後の地域(下知)の生き残り」の開催でした。

会場参加20名、オンライン参加4名で、厳しく重たい課題についてみっちり講師の京大防災研の牧紀男先生から学ばせて頂きました。

下知地区減災連絡会では、2015年に東日本の被災地を訪問した時から、事前復興の大切さを実感し、3年間の地区防災計画の策定議論の中で、事前復興についても随分とワークショップをさせて頂きました。

その後も、事前に必要なことなどについても毎年学習会をしてきたが、今回は、より具体的な事前復興の困難さを痛感させられるような内容でした。

いずれにしても、今後もより多くの皆さんに参加頂きながら、深堀の議論ができるようになっていければと思うところです。

下知地区減災連絡会では、地区防災計画の柱でもあります「事前復興」についての学習会を毎年重ねてきました。

下知地区防災計画「事前復興編」には次のように書いてあります。

「下知地区では、近い将来に発生すると想定されている南海トラフ地震により、甚大な被害が想定されています。

これまで全国の大きな災害では、復興計画は被災後に立案されてきました。しかし、避難生活を送り、将来の見通せない中で、住民に復興計画を十分に考える余裕はなく、短期間で作成された計画は必ずしも住民意見が反映されたものでありませんでした。下知地区は、南海トラフ地震後に復興計画が必ず必要となります。しかし、低地であり、商工業施設も多いこの地区では、他地域への移転など人口流出も懸念されています。災害に備えて命を守る防災対策ももちろん重要ですが、命を守ったあとの将来に希望が見えなければいけない、という思いより将来に魅力あるまちづくりを行うため、『事前復興計画』を立案したものです。」

その「計画」をより具体化し、可視化するために、個別課題で学習会をしてきましたが、昨年度から、より具体的な「まちづくり」のために、何が求められてくるのかを考える学習会をしております。

これまでの学習テーマについて、ご紹介しておきますので、参考にして下さい。

2018年「東日本・熊本の被災地から学ぶ『暮らし・仕事・雇用の早期復興』」講師：津久井進弁護士（日弁連災害復興支援委員会委員長）

「復興まちづくりと日常の地域コミュニティの大切さ」講師：野崎隆一氏（神戸まちづくり研究所理事長）

2019年「被災地の水産加工業～あれから5年」に学ぶ中小企業BCP 講師：田中淳子（映像プロデューサー）

「国交省復興事前準備ガイドラインや県震災復興指針と地域が備えること」講師：国土交通省、高知県土木部、危機管理部、高知市都市計画部職員

2020年「復興まちづくりから事前事前復興まちづくりへ」講師：宮定章氏（まち@コミュニケーション代表理事）

「中小事業所 BCP 策定を学ぶ」減災講演会 講師：高知県経営支援課

2021年「事前復興の先進的取り組みを美波町に学ぶ」講師 井若和久氏（徳島大学人と地

域共創センター学術研究員）、浜大吾郎氏（徳島県美波町「美波のSORA」会長）

「事前復興のすすめ～南海トラフ地震後の地域（下知）の生き残り」講演概要

災害前から「復興」を考える

東日本大震災からの復興状況を見た時、「復興計画のジレンマ」として、復興が遅れると人口が流出するが、良い復興計画を作成するためには時間がかかるから、災害前から復興について考えておくことが課題となっている。

それは、新たな防災課題としての復興であり、災害後の地域の生き残りのために必要な課題だと言える。

事前復興の取り組み

事前復興とは、災害前から復興について考えておくことで、「復興準備（手順を定めておく、マニュアルの整備）」「減災対策の前倒し（まちづくり）」がその柱となっており、それらは、災害前に考えておかないと実現できないことが、多くある。

東日本大震災後は、注目されて、南海トラフ地震の想定被災地で取り組みが始まり、「耐震性の低い行政庁舎の浸水区域外への移転（和歌山県、高知県の自治体）」「事前復興の試み（徳島県美波町、和歌山県、復興イメージトレーニング：国交省都市局）」などがある。

被災前にやっておかないといけないこととして、「災害後、地域をどうするのかについて考える」「被災後の復興の取り組みをどうするー組織、場所、スピード」「マンションの再建をどうする」「地籍調査」などがある。

復興というのは、地域のまちづくりそのもので、さらにその上に被災という悪条件が重なるし、人口減少社会に入っているから、本当に難しい問題となる。

仮設住宅の不足は復興遅滞の大きな要素

災害前に事前の防災集団移転ということも言われるが、皆で移転するという意欲がわからないと言う問題があり、うまくいったところはない。

また、仮設住宅の場所を十分に確保できない

という問題が、復興における大きな課題になっている。

石巻市雄勝地区では、震災前の六一八世帯のうち、復興段階で戻ったのが七〇世帯で、ほとんどの人が地域を離れたが、その大きな要因としては、仮設住宅の場所がなくて、地区外の仮設住宅に移った人が、その地区に残ったと言う問題がある。

例えば、子どもさんが仮設住宅のある街の学校に慣れてしまって元の学校に戻れないと言うようなこともある。

その意味では、高知県における、南海トラフ地震の応急仮設住宅の不足戸数は大きな問題であり、特に高知市の不足状況は、深刻である。

事業と復興感のギャップを埋める

若者と共有できる事前復興計画

復興事業と復興満足度の関係で見ると、選択肢としては「復興事業区域内で自力再建をする方法」「地区を離れて自力再建をする方法」「復興公営住宅に入る方法」があるが、復興が早いのは「地区を離れて自力再建をする方法」であり、特に若い人はこの方法を選択しやすい傾向がある。

それが、一番早くて、結果として生活復興感が、最も高いことが東日本大震災の後の調査で明らかになっている。

復興感が高くなる傾向にある若い人が転出してしまうと、なかなかその街は復興していけなくなる。復興事業が悪いのではなく、若い人が残れる復興事業ができれば良いのではないか。そのためにも、若い人たちと共有できる事前復興計画を作っておくことが必要だ。

例えば、名取市閑上地区では、災害後はとても戻れる状況ではないと思われていたが、復興できた姿を見て帰ってくる人が多くなっているとのことである。

個人だけのことを考えれば、一人で地区外へ出て行って、自力再建をするということになるが、これだけでいいのか、地域が復興するということも考えれば、そのギャップを埋めるのは「事前復興」でしかできない。

「失われない街」の模型WS

事前復興計画の取り組みとして兵庫県南あわじ市福良地区では、模型を利用したワークショップで、「失われない街」プロジェクトというのをやっている。

地域の魅力を模型として作って、それを地域の方たちが、共有しながら対策案を構築し、土地利用計画の作成にまで繋げようとしている事例もある。(概要抜粋)

(6)災害ケースマネジメントについて

3か月毎にオンラインで開催されている「災害ケースマネジメント構想会議」に参加して、内閣府の取り組み、先進県の動きについて意見交換をし、学ぶ取り組みを重ねています。

1月17日「28年目の1. 17から被災者支援の真の拡充を」

6434人が犠牲になった阪神淡路大震災の発生から28年を迎えました。

私たちの住む地域の下知地区減災連絡会の「1. 17を忘れない追悼の集い」も8回目を迎え、30名近くの方が集われました。

かつて、28年前に阪神淡路では、不意打ちをくらって、大きな犠牲を出したが、高知は備えることができるのだからとのアドバイスを頂いたこともあります。

あきらめることなく備え続けることで、誰一人取り残すことのない備えにつながればと改めて考える1. 17です。

朝日新聞の今日の社説は「『阪神』28年災害救助法 課題議論を」という見出しで、阪神大震災の後、被災者支援策は改善を重ねられてきたが、なお課題は多いと指摘されています。

繰り返され、頻発する自然災害のたびに、様々な課題が浮き彫りになり、指摘される課題も多くなっています。

被災者の命と健康を守り、生活再建を支えるための個々の対策や体制の充実とともに、発災直後の対応の基盤となる災害救助法をめぐる課題などが取り上げられています。

災害救助法は、被災者の救出や捜索などに加

え、支援の内容は暮らし全般に及ぶが、1947年の制定以後、抜本的な改正は行われておらず、現実との乖離や内容の不十分さが指摘されて久しい。

防災における「民」の位置づけや、救助法に基づく支援は「場所」と「物」が中心の画一的になりがちだが、多様な支援策を組み合わせ、特に福祉施策と連携することが重要だと指摘されているが、さまざまな被災地と交流するとそのことを余計痛感させられます。

また、東日本大震災以降、被災地では「災害ケースマネジメント」と呼ばれる支援が広がり始め、私もこのことについて、全国の取り組みに学び、県議会でも取り組みの加速化を求めてきたが、発災の前にこそ、その考え方や仕組みを自治体に定着させなければと感じます。

全国知事会も昨年秋にまとめた被災者支援に関する提言で、災害ケースマネジメントの普及促進や「現物給付」を原則とする災害救助法の課題整理と抜本見直しを求めたとのことだが、政府はこのことを真摯に受け止め、被災者支援のあり方を改善し、被災者が人間の尊厳を保てる復興を目指せるような支援策につなげてもらいたいものです。

(7)その他

4月25日「『防げる事故』を繰り返さないために」

乗客24人と乗員2人を乗せ、北海道・知床半島沖を航行していた観光遊覧船が一昨日午後、消息を絶ち、その後、乗っていたとみられる人々の死亡が相次いで確認されるという重大な海難事故が発生しました。

犠牲者の方々のご冥福を祈りつつ、新たな情報が出されるにつれ、これも防げた事故だったのではと、残念な思いもしています。

この付近の潮流は速く、海底には暗礁が広がる危険な場所でありながら、過去にも複数の事故歴がある難所であると言われています。

観光船を運航する「知床遊覧船」は、2020年末に退職した元船長の男性によると、会社側の人員整理方針と意見が合わなかったため、

21年3月までにスタッフ5人が辞めたとのことで、他社の船長によると、大量退職後、知床遊覧船の船が岸に近づきすぎたり、定置網の近くを通ったりする様子が目撃され、「操船技術が未熟だったようだ」と話していたとの報道もあります。

この日も、午後から海が荒れる可能性が高いと感じていたことから「今日は海に出るのをやめておいたほうがいい」と、同業者の男性が23日朝、ウトロ漁港でカズワンの船長と会った際、そう忠告したが、船長は男性に「はい」と答えたといいます。

そのような中で、なぜ、あえて会社が就航を強行したのだろうか、考えざるをえません。

訪れた人は「せっかく来たのだから」との思いが強いし、迎える側も「来てくれたのだから」との思いが働く事は分からないではないが、安全第一で、臨むことが求められています。

そんなことを考えさせられる今日は、乗客106人と運転士が死亡し、乗客562人が負傷したJR宝塚線（福知山線）脱線事故から17年となります。

「防げる事故」について、改めて備えるため取り組みが私たちには求められています。

4月28日「安全管理のお粗末さが招いた事故」

知床遊覧船の行方不明事故について25日付で「防げた事故」だったのではないかと指摘させて頂いたが、昨日の社長の会見などを見るにつけ、あまりにずさんな安全管理しかできていない会社（HPにもある安全への取り組みはこのようなお粗末なもの）であることが明らかになったような気がします。

他の業者からも「出港しない方がいい」と声をかけられ、国土交通省の担当者は一般論として「出航段階で天候悪化のおそれがあるときは出航してはだめだ」と指摘しているが、「これまでも注意報が出た状態で出航したことがあった」とするなど、社長も船長も海の特性を理解していなかったし、優先することを見誤っていたこと。

事故当時、知床遊覧船の事務所のアンテナは折れていて、無線が受信できない状態で、衛星電話も故障しており、緊急時の備えとして重要

な無線が機能しない状態で、他社に万が一の対応も頼むこともなく、事故発生時の対応が無策だったと言わざるをえなかったこと。

そして、「知床遊覧船」は、2020年末に退職した元船長の男性によると、会社側の人員整理方針と意見が合わなかったため、21年3月までにスタッフ5人が辞めたことで、大量退職後の運行体制も極めて不十分であったこと。

など、このような会社であることだと知っていたら、利用客がいなかったのではないか、つまり出港することもなく事故は防げたのではなかったかと思わざるをえません。

そして、観光遊覧船をはじめとした交通手段や観光施設での安全利用の徹底を図り、このような事故を繰り返さないための教訓を明らかにして頂きたいものです。

5月28日「防災産業の成長で備えにもつなげて」

私が、議員になって2年目の2004年7月定例会で、防災産業について質問したのが、会議録検索で見ると、議会質問で防災産業が初めて取り上げられた機会でした。

私は、地域で自らが防災活動に取り組み、備えをするほど、県外事業所に照会しなけれならなかったことから、なぜ県内事業所で製作できないのか、そして防災産業として育成できないかとの思いで、「地震対策のための防災施設、機器、装備、防災グッズなど、県として災害多発地域であることを逆手にとった防災産業の育成を図っていくということも重要かと思う。県外防災関連企業と県内企業の連携で生産をするとか、すでに県内企業でも、防災分野で前進しようとしている企業もあるが、本県における防災産業の育成についての検討がされているのか。」と当時の商工労働部長に質問しました。

部長は、「県として大切な役割は災害から県民の生命や財産を守ることだと考えていると、同時に県内産業が防災の分野でビジネスチャンスを拡げていくことが本県の産業振興や、災害に対する県民意識の啓発に貢献できるものと考えている。すでに本県においても地震発生による停電時の避難誘導に役立つ、光る建材を製造している企業や、また地震による津波等にも対

応できる街路灯を製造している企業等がある。また、最近では県内の企業の数社が、県外企業と連携し防災関連の製品を製造しているという取り組みも始まっている。こうした活動等を通じて、本県の産業の振興が図られるよう、産業振興センター等の関係機関と連携しながら取り組んでいく。」と答弁されました。

その後、尾崎県政の産業振興計画にも盛り込むように求めたりしながら、形になり始めたのが、この記事にもあるように、東日本大震災後の2012年からですので、8年間もかかったのかと改めて振り返っています。

2013年横浜市で開催されていた「震災対策技術展」を訪れて、各ブース周りと資料収集を行ったときに、「防災先進県高知」のブースを訪ねた時に、あらゆる防災産業の成果が結集している中に、高知のものづくり技術も打って出る機会ができ始めたことをうれしく思ったものでした。

私の近くに立っていた他県のブース関係者が「高知は力が入っていますね」とつぶやいていたことが思い出されます。

高知県内で生まれた防災製品の売上高が、2021年度に100億円を突破したということだが、さらに多様な命を守るニーズに応えられる防災製品がメイドイン高知で育ち、さらに「地元産業の『大黒柱』」に育っていくことを期待しています。

8月11日「防災でマンションのコミュニティづくりを」

今朝の朝日新聞20面「くらし考 高齢化するマンション 防災編：上」の記事に、馴染みの方のお名前を見つけました。

それは、自分の住むマンションで、マンションライフ継続支援協会さんの支援も受けて、マンション管理適正化・再生推進事業に取り組み防災計画も策定した際に、いろいろとアドバイスを頂いた神奈川県横須賀市の「よこすか海辺ニュータウン・ソフィアステイシア」の当時の防災会長の安部俊一さんと跡見学園女子大学の鍵屋一教授でした。

お二人からは、マンションのコミュニティ強化のための日頃の実践的な取組が災害時に力を

発揮することを実践的・理論的に学ばせて頂きました。

最近、コロナ禍で、防災訓練などの実施が困難になっている中、日頃から、マンション入居者の中で、困りごとを抱えた人たちの変化に気づいた時の対応や「地域包括支援センター」へのつなぎ方など、災害時だけでなく、日常から見守る仕組みの必要性をはじめ、防災の中で、「フェーズフリー」の備えを「わがこと」として入居者に取り組んで頂けるようウィズコロナの防災会活動に尽力したいと考えているところです。

今朝の記事の中でも、鍵屋先生は「防災は資産価値を高めることにつながるだけでなく、コミュニティーづくりの入り口にもなる。いざというときに助け合える関係があることは、住民の生きがいにもなる」と指摘されています。

今は、孤立を防ぎ、災害に備えるためにも、多様な世代との交流を進め、持続可能なコミュニティーを形成することが求められているのではと考えています。

9月1日『「防災の日」に被災地の教訓を我が事として生かす』

今日の「防災の日」は、迷走猛烈台風11号接近の中で、迎えました。

このように、迷走コースとはいえある程度予測されるコースや避難情報も出されながら迎える災害でも「想定外」の被害の大きさの中で、命が奪われることもあります。

「防災の日」の由来となった99年前の「関東大震災」は、1923年9月1日、正午の2分前が、発災時刻でお昼時だったのに加え、能登半島あたりを北上する台風の影響で強い風が吹きこんだことが重なり、大規模な延焼火災が発生し、旧東京市内の43%を焼失し、46時間後に鎮火しました。

犠牲者10万5千人あまりの約9割は焼死でした。

さらに、被害は、火災による焼失のほか、揺れによるものだったと言われており、倒壊、液状化による地盤沈下、土砂災害も多く、鉄道事故による大規模な死者もあり、沿岸部では高さ10m以上の津波も発生したとのこと。

まさに、地震と台風の影響で大規模な延焼火災を招いたという「複合災害」でもあったと言えます。

今回もこの11号台風が猛烈な勢力を維持したまま、沖縄から九州そして中国地方を通過しながら、さらに南下したコースを北上するコースを辿る最中に、南海トラフ地震や首都直下地震などという巨大地震が発生したら、比較にならない甚大な災害を引き起こすことになるのではと想像してしまいます。

地震と風水害を合わせれば、ほぼ毎年、何らかの甚大な自然災害が日本のどこかで発生していることを痛感させられてきた私たちです。

災害は、規模が小さくても被災すれば、社会生活に甚大な影響を与えることとなります。

今日の「防災の日」をきっかけに、地震や風水害などさまざまな災害に対する心構えや備え、対策準備をしていこうではありませんか。

昨日まで、東日本大震災の被災地である石巻市、南三陸町、気仙沼市、釜石市と訪ねてきたが、震災遺構の石巻市立大川小で語り部の佐藤敏郎先生からの「救える命を救えなかったではなく、救うために行動に移せるか」との問いかけをしっかりと確認する「防災の日」にしたいと思います。

9月21日「台風14号で初の災害救助法事前適用9県」

上陸前は、最大級といわれ、鹿児島県に上陸し日本列島を縦断した台風14号は20日午前、日本の東海上で温帯低気圧に変わりました。

死者は宮崎県内で3人をはじめ、総務省消防庁の20日午後2時のまとめでは、広島県の1人が依然、行方不明のままで、負傷者は21県で重傷15人、軽傷118人、住家被害などは徐々に明らかになるものと思われます。

本県でも、18日夜から19日にかけて暴風による被害が相次ぎ、高知市や香南市などで高齢者ら7人が風にあおられ軽傷を負ったほか、建物の屋根や外壁がはがれ、倒木が道をふさぎ、農業・畜産業の被害額が速報段階で1億円を超した、漁業施設の破損や養殖魚の流失、集落孤立や停電などの被害が明らかとなっています。

今回は、台風の規模の大きさから、2021

年の災害救助法改正で可能になった事前適用を18日までに本県をはじめ山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島9県が県内全市町村に災害救助法の適用を決めました。

17日付で鹿児島県で、そしてその後福岡、長崎、熊本、宮崎各県で災害救助法の事前適用を決めたとされていまして、高知での迅速な判断も評価されます。

実際に被害が出る前の適用は災害救助法改正で可能になり、避難所設置の費用を国と県が負担し、自治体の早期対応を支援し促すもので、今回が初めてのケースとなりました。

私たちの住む高知市下知地区防災計画策定のアドバイザーであった鍵屋一跡見学園女子大教授は、「災害救助法の前適用を大いに歓迎する。前適用がないとすれば、救助法適用の災害にならなかった時の避難所設置費用などは市町村負担になる。市町村は、住民には早めに避難所に逃げて安全を守ってもらいたいが、一方でギリギリの財政運営で苦慮する立場からは、避難所設置をためらうことになりかねない。救助法の前適用により、市町村は財政負担の心配なく避難所設置をはじめ、物資の手配、要支援者の搬送などの支援ができる。国、都道府県は、現場の市町村が住民の命、尊厳を守るために、思い切った対策を行えるように支援するのが望ましい役割分担だ。今回の前適用は、今後の応急対策の新たな指針となる重要な事例となる。」とコメントされています。

今後も、より実態に即した法改正を求めるとともに、自治体はその適用の判断を迅速に行い、被害の縮小に努めることが求められます。

9月25日『南海トラフ地震臨時情報』まだまだ周知不足」

今朝の高知新聞一面は、「南海トラフ地震臨時情報」の事前避難対象が57万人超に上がっていることが大きく報道されています。

南海トラフ地震の想定震源域でM8以上の地震が起き、さらに後発地震の可能性の高まりが評価されると、気象庁は臨時情報の中で最も危険度が高い「巨大地震警戒」を発表し、後発地震が発生してからでは津波からの避難が間に合わない地域は、1週間の事前避難が必要となり、

自治体が対象指定を進めています。

今回の共同通信による調査は、「津波避難対策特別強化地域」に指定された市町村を対象に実施したもので、全体の63%にあたる87市町村で事前避難対象地域が「ある」と回答し、対象住民数の総計は57万1606人に上ったとされています。

しかし、8月28日の共同通信調査では、南海トラフ地震発生の際に、津波被害が想定される14都県139市町村のうち、73%にあたる102市町村では住民の理解が進んでいないと認識していることが報じられていました。

本県においても、2021年度の「地震・津波県民意識調査」で、「南海トラフ地震臨時情報」については、約5割が「知らない」、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の28.4%と合わせると、約8割が内容をよく知らないという結果になっています。

住民に周知されていない限り、臨時情報が発せられても、取るべき行動が取られずに、守られる命が守られないことも想定されます。

今、改めて臨時情報の理解を深めるための周知のあり方が問われています。

そんな中で8月27日の神戸大学都市安全研究センターオープンゼミナールにおいて、豊橋市役所防災危機管理課の岡田恵実さんから「南海トラフ地震臨時情報を住民と一緒に考える勉強会の実践」についてのお話を聞く機会がありました。

豊橋市では、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について、市の広報誌などを活用して啓発活動を行ってきたが、豊橋市在住の18歳以上を対象としたインターネットモニターアンケートでは、南海トラフ地震について「内容を含めて知っている」と98%が回答した一方で、南海トラフ地震臨時情報を「内容を含めて知っている」と回答したのは約27%という結果だったことに、臨時情報の概要について住民に知ってもらい、臨時情報発表時の対応についての理解を促進することを目的とし、勉強会を実施しています。

説明会でなく勉強会としたのは、行政が一方的に情報提供するのではなく、住民と行政が対等な立場で、臨時情報対応と一緒に考える機会

とするためだったと言われていましたが、このような取組こそ大事だと感じたことでした。

これからも、このような形で「臨時情報」について理解を深め、行動に移せる環境を自助・共助・公助でともにつくっていくことが必要ではないでしょうか。

10月19日「仮設住宅の不足解消の加速化へ」

今朝の高知新聞1面・25面で大きく取り上げられた動く仮設住宅の県内備蓄拠点開設の記事に、やっとここまでできたかとの思いがします。

アーキビジョン21（北海道千歳市）が「ムービングハウス」と名付け、18年から普及を進めており、狭い敷地でも縦に積み上げたり自由にできる点が特徴で、繰り返し使えるもので、2019年北海道での胆振東部地震を調査した際に着目して、9月定例会の質問で取り上げました。

「西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震において、被災者が所有する敷地にトレーラーハウス型応急仮設住宅が設置された事例があります。仮設住宅用地の課題を解消する一助になるのではないかと思います。今後の仮設住宅確保の上で検討されるのかどうか。」との質問に「岡山県倉敷市で51棟のトレーラーハウス型仮設住宅が供給されており、このトレーラーハウス型仮設住宅は、比較的狭い敷地でも対応できることから、被災者の所有地の一角に設置することも可能であり、仮設住宅の建設用地不足の解消につながるものと考えている。このため、県におきましては、このトレーラーハウス型仮設住宅の活用について、メーカーと意見交換を行うなど、仮設住宅の供給メニューの1つとして検討を進めている。」との答弁を頂き、翌年の全国の都道府県で初めて災害時の連携協定締結につながりました。

そして、今回の北海道、茨城県などの計7カ所に250～3千坪の展示場を兼ねた備蓄拠点があり、今回の大豊町は西日本で初めてであり最大規模になるとのことです。

協定では、南海トラフ地震発生から1カ月内に5千戸の供給を受けることとなっていますので、そこに向けての第一歩と言えます。

今年2月定例会の質問でも取り上げました

が、L2地震の際の必要戸数7.7万戸に対して、供給可能戸数は建設型2.3万戸と借上げ型0.8万戸を合わせて3.1万戸の実績という状況であり、仮設住宅不足を解消するには絶対的な量不足ですので、今後も抜本的な取組の強化が求められます。

11月9日「『北海道・三陸沖後発地震注意情報』も素振りのために活用を」

日本海溝・千島海溝沿いで最大20万人の死者が想定されるM9級の巨大地震に備え、政府は8日、北海道と三陸沖の想定震源域とその周辺でM7以上の地震が起きた際に、さらに大きな「後発地震」に注意を促す情報を発表することに決めたことが報じられています。

対象となる自治体の住民らに1週間、防災対応の強化を求めるもので、情報の名称は「北海道・三陸沖後発地震注意情報」として、12月16日から運用を始めるとのことです。

M7以上の地震から1週間以内に大規模な後発地震が発生するのは世界的に100回に1回程度といい、情報は「空振り」となる可能性が高いと言われているが、政府は、東日本大震災の2日前に三陸沖でM7.3の地震が起きたことを重視して、情報を運用しながら防災意識の向上につなげたいとしています。

後発地震に注意を促す同様の情報には、すでに運用が始まっている南海トラフ巨大地震の「臨時情報」があります。

「臨時情報」は、南海トラフの想定震源域の半分でM8級の地震があれば、短期間のうちに残り半分でも地震が起きる可能性が高まるとして、住民に1週間の事前避難と、社会経済活動にも一定の制限を求め、M7級の地震であれば、事前避難は求めず防災対応の強化を求めることとしていますが、今回の「後発地震注意情報」では、事前避難は求めず、日常生活の中で警戒のレベルを上げるものとなっています。

先日も、南海トラフ地震の臨時情報ができて5年たっても定着したとは言えない状況が明らかになっていたが、今回の「後発地震注意情報」がどれだけ、その役割を果たすかということが、懸念されます。

今朝の報道を見ながら、「空振り」というこ

とを前提にせず、情報が出たら警戒度を上げ、いつもより身構え、すみやかに行動が取れるようにするだけでも防げる被害はあるということ、肝に銘じて「素振り」をすることで備えを高めて頂きたいし、我々も「臨時情報」対応の定着を図っていかなければ思うところです。

1 1月1日「『群衆雪崩』を回避するために」
韓国・ソウルの繁華街「梨泰院」で10月29日夜に、大勢の若者が路地に密集し、日本人を含む150人超が死亡した事故が報道されています。

そこでは、人が過密な状態の中で起きる「群衆雪崩」などが発生した可能性が指摘されており、私たちにとっては、2001年に兵庫県明石市の歩道橋で花火大会の見物客11人が死亡した事故を思い出さざるをえません。

防災関係で、学ばせて頂くことがある都市防災に詳しい東京大学大学院の広井悠教授は、マスコミ取材に答えて、いくつかの点を指摘されています。

広井教授は、事故は人が集まるだけでは起きないとして、発生するには一つ目は道路などの「ハード面」、二つめは警備などの「ソフト面」、三つ目は群衆の「心理面」という「三つの『トリガー』がある」と指摘されています。

「ハード面」では、広い通りから狭い通りに入るなどの構造や、路面の段差の解消などが重要であり、「ソフト面」では、適切な誘導で、人流を滞らせないことが有効な手段であり、「心理面」は、心理的な落ち着きを意識し、人流を乱れさせないことが必要だと言われます。

一方で、「こうした対応がとれない状況も多い。そもそも過密な空間に行かないなどの意識が重要だ」と指摘されています。

また、広井教授は、群衆による事故には、2種類あると言われています。

一つはいわゆる「ドミノ倒し」で、人の流れがあり、群衆密度が1平方メートルあたり3~5人以上となる空間で、転んだ人を起点に前の人々が次々倒れることで起こり、もう一つが「群衆雪崩」で、1平方メートルあたり10人以上が密集した空間で、圧迫で気絶したり転倒したした人を起点に円形や楕円形に人が倒れるというも

のです。

今後、コロナ禍で大規模イベントを控えていた反動による大量の人が集まるイベントも想定されますが、まさに「人が集まる」ということだけでリスクが高まるということ、肝に銘じた行動が必要ではないでしょうか。

1 1月16日「常に学びと行動で備える防災・減災」

14日の夜に熊本入りして、15日は熊本学園大学社会福祉学部福祉環境学科「災害と社会」の授業で教壇に立たせていただきました。

2017年度から開講した「災害と社会」では、熊本地震の教訓から、日頃の備えや災害発生時にどのように情報を入手し行動すべきかを、学園の福祉的な避難所の取り組みや、行政の対応・課題を通して学ばれているとのこと。

その講義に、以前から交流のある、花田先生、東先生、中地先生、黒木先生らのお声掛けで、「事前防災と南海トラフ地震のリアル」というテーマで90分の授業をさせていただきました。

自分自身、反省ばかりの内容でしたが、早速中地先生から送って頂いた受講生の感想では、事前の備えとコミュニティの大切さのことや事前復興のことが印象に残ったようで、それなりにこちらの思いが伝わったのかなと思ったところでした。

また、車椅子の受講生を二人の方が介助しながら受講してくださっていることに、熊本学園大学の避難所運営の原点を見せて頂いた気がしました。

講義の前には、一時間ほど、キャンパス内を案内していただき、熊本学園大学のインクルーシブ避難所の実際について当時の写真と見比べながらご説明頂いたことも大きな収穫でした。

1月14日「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の皆さんのフィールドワークを高知で受け入れて」

12日から13日にかけて、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科の青田良介先生をはじめ4名の院生の皆様のフィールドワークを高知市で受け入れたところですが、その一部を下知地区減災連絡会とサーパス知寄町I自主防災会

の意見交換と施設見学に充てて頂きました。

下知地区の防災拠点である下知コミュニティセンターで、コミュニティ防災、地区防災計画や事前復興計画にもとづく取り組みや課題についての意見交換、さらに13日は種崎地区の津波避難タワーや津波避難センター視察の後のサーパス知寄町Iにおける津波避難ビルとマンション防災会などについて意見交換と施設見学をさせて頂きました。

さらに、午後からは県危機管理部南海トラフ地震対策課から「南海トラフ地震対策第5期行動計画」のヒアリングと意見交換をして頂きました。

意見交換では、新たな気づきも多くあり、私たちにとっても大変有意義な受け入れとなりました。

事前復興について、「予算がつかない課題についても、そこを動かしていく世論の高まりの必要性」や、室崎益輝先生の「防災は隠し味」との至言をご紹介いただき、参加していたら防災につながっているような日常の取り組みの大切さ、横展開の可能性が見えることには支援の可能性もあるし、それがインパクトにもなることなどのアドバイスも頂きました。

他にも、避難行動要支援者対策や、同じ市内での防災連携、家具固定問題など多岐にわたる課題での意見交換がされましたが、いずれにしても、普段やっていることの延長が防災につながったり、数十年後のための取り組みが明日のためにもなることを意識した地道な取り組みの必要性を改めて考えさせられました。

また、県との意見交換でも、事前復興における市町村間の熱量の課題や大学院生からの多様な層の防災への参加や意識向上へのきっかけ作りなどの質問から、学校や企業における防災教育の必要性などについても意見交換がされるなど、県職員も有意義な意見交換ができたとの感想が出されていました。

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科のフィールドワークの受け入れは、これが2度目ですが、今後共のつながりが継続されたらと思うところです。

2月13日「『トルコ大地震』は人災で拡大す

る被害か」

2月6日未明に発生したトルコ大地震は隣国シリアと合わせ、犠牲者が東日本大震災時を上回り、3万4000人を超え、懸命の救助活動が続く一方で、治安の悪化が懸念されています。

倒壊した店舗や住宅などを狙った強盗などの犯罪行為が相次ぐなど、治安の悪化を懸念して一部救助活動が停滞しています。

今回の地震で、トルコ国内では、およそ2万5000の建物の倒壊などが確認されていますが、これもエルドアン政権が建設ブームを煽り、耐震基準が軽視された結果の「人災」との声も高まっていると報じられています。

トルコでは、1999年に1万7000人が死亡した大地震が発生して以来、建物の耐震基準の整備などが叫ばれており、2018年に「地震対策法」が成立するまで、事実上放置され、それ以前の古い建物は鉄筋量が少なく、地震には脆弱だったと言われていました。

しかし、この法律では、建築法改正前に建てられて耐震設計条件を満たしていない建築物も一定の手数料を出すと遡及して使用を許可されており、この法によりトルコ全域の不法建築物1300万棟が合法化されると推算されており、いかに耐震基準の順守はおざなりにされ、基準に満たない手抜き工事の建物が乱立していたかということです。

「人災」の犠牲になっている国民が多数であるとすれば、国の責任を果たさせることと合わせた早急な支援が求められています。

3月10日「未災地のためにも『震災遺構』を残して」

12年目の3.11を前に、マスコミ各紙が、東日本大震災の被災地の12年間を報道することが多くなりました。

そんな中で、今朝の朝日新聞3面には、「震災遺構、維持費に苦慮」の見出しがありました。東日本大震災からの復興が進む沿岸各地で、津波の傷痕を刻んだまま残された「震災遺構」は、災害の教訓を伝える貴重な財産だが、これらの施設も時間が経つと、風雨にさらされて傷みが進み、維持・管理が自治体の重荷になっているとあります。

私が、東日本の震災後に被災地を訪ねたのは、100日目でした。

当時、訪ねた生々しい傷跡の残った石巻市の大川小や門脇小も震災遺構として残されています。

昨年は、4年ぶりに石巻や気仙沼を訪ねて、震災遺構となった大川小や気仙沼向洋高校で語り部の皆さんから、お話を聞かせて頂きました。

中でも、74名の児童が犠牲となった石巻市立大川小学校で次女を亡くされた語り部の佐藤敏郎先生のお話は未災地に伝えなければならないこととして、胸に残っています。

「多くの皆さんが、裏山があったのと言われるが、山があるだけでは命を救えない。命を救うのは山ではなく、山に登るという判断と行動です。その行動に結びつけるのが防災であり、それが未来を変えるのです。」と佐藤さんは言われました。

その言葉が、しっかりと伝わるのは、「震災遺構」としての大川小学校が目の前にあり、裏山に登ることができたからだと思います。

下知地区に「津波避難ビル」や避難所があるから、命が助かるのではなく、そこに皆で声かけあって避難するという行動につなげなければならぬし、その判断ができる日常のつながりと訓練が求められていることを考えられる「震災遺構」は、未災地のためにも保存され続けられなければならないと思います。

3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について(議会質問に反映)

(1)夜間中学について

10月29日「四国の夜間中学に学びあう」

「高知県の夜間中学を育てる会」と県人権教育研究協議会の主催で、10月29日に開催した「四国に開校した3校の夜間中学から学び合う」学習会に、一部参加してきました。

参加者は70名で、パネラー以外にも、福島県・東京都・京都府・奈良県・大阪府・兵庫県・岡山県・徳島県・香川県・宮崎県・高知県からの参加がありました。

いつ、どこでも学ぼうとする生徒たちが「学校が楽しい、学びたい、学校が宝だ」と言える生徒たちが主人公の夜間中学が目指されるような学びあいの場がこれからも必要であります。

(2)厳しい子どもたちと向き合うことについて

5月5日「子ども・子育て支援に対する公的支出を拡充してこそ」

「こどもの日」に子どもを巡る状況は、年々悪化し、厳しい環境の子どもたちが増加していることを考えさせられます。

コロナ禍が続く中、子どもたちは思い切り遊ぶことができなく、友だちと接する時間も減少し、学校での行事や部活動も制約されて、思い出づくりなどの機会も奪われています。

そんな中で、子どもの自殺者数は2020年度に全国で415人と、初めて400人を超え、前の年度から100人近くも増えています。

さらに、小中学生の不登校も19万6千人と過去最多で、新型コロナウイルスの感染対策で巣ごもりが推奨されたこともあって、拍車がかかった可能性が指摘されている中で、企業や地域、行政が協働で子どもの見守り、子育てを支える体制が欠かせなくなっています。

コロナ禍によって「社会的距離」が遠ざかりがちな今こそ、まずは周囲に気掛かりな子どもがいないかの気づきが必要になっています。

2021年の出生数は約84万人と6年連続で過去最少を更新したが、子ども関連支出の国内総生産(GDP)比は先進国平均を大きく下回ったままで、出産、子育てなどを経済学の考え方で研究する東京大大学院山口慎太郎教授は「子ども政策は消費ではなく投資。子ども政策に使えるお金を増やし、それをいかに有効に使うかが重要になる」と指摘されています。

OECDの調査によると、各国の子ども・子育て支援に対する公的支出(17年)は、日本がGDP比で1.79%と、OECD平均の2.34%を下回り、政策対応で出生率を引き上げたフランス(3.6%)と比べると約半分の水準だが、このグラフを見ると、支出比率が高い

国は出生率も高いがわかり、山口教授は「3%超は必要だ」と指摘されています。

来年4月発足をを目指す新官庁「こども家庭庁」は、子育て支援や少子化対策で、真に子どもや子育て世代に寄り添った施策を拡充することになるのか、注視していきたいものです。

2月3日「給食無償化の条件にマイナカードの自治体も」

今年度中にマイナカードを「ほぼ全国民」に行き渡らせることをめざすとしている政府は、マイナンバーカードの普及に躍起で、何とかお所得感や強制感を漂わせながら、自治体を通じて、普及を図ろうとしています。

地方交付税や、地方のデジタル化に向けた交付金について、政府は自治体ごとのカード普及率を金額に反映させる方針を打ち出し、普及率を公表し、自治体同士を競わせる姿勢も明確にしています。

そんな中で、ある自治体では、小中学校の給食費と学用品費も無償化する政策をはじめたが、2023年度からは、世帯全員がマイナカードを取得していることを、その条件にすることを議会に提案するとのこと。

マイナカードの取得は法律上、義務ではなく任意のはずだが、給食費などを「人質」として取得を強いるのは、教育の機会均等に反するとの指摘もあり、ここまでやるとなると本末転倒ということになるのではないのでしょうか。

マイナカードと健康保険証の一体化をはじめ、さまざまな課題を抱えつつ、遮二無二進めるこの動きに危機感を覚えます。

(3) 児童虐待予防について

5月21日「児童虐待予防のために」

年々、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを趣旨とする児童福祉法改正案が17日、衆院本会議で全会一致により可決され、衆院を通過しました。

この改正案では、虐待を受けた子どもを親から引き離す一時保護の可否を裁判官が審査する制度の導入や、児童養護施設や里親家庭で育つ若者の自立支援に関し、原則18歳（最長22歳）までの年齢上限も撤廃することなどに着目されていますが、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」などで、子育てに困難を抱える方々へのさまざまな支援が直接届くような施策も盛り込まれています。

しかし、これらも、その施策を具体的に展開していくための担い手としての施設や市町村、マンパワーの支援の質の向上が求められてこそではないかと思われられます。

そのためにも、たんに児童虐待事案が発生してから対策ではなく、発生させないために子育てに困難を抱える方々にどう寄り添って向き合うのかが問われていると思います。

そんなことをこの間学ばせて頂いている「虐待の発生予防対策を充実強化し、不幸な親子を作らない、乳幼児期の虐待、不適切な養育環境から来る非行児の発生を防止し、健全な子育てが出来る環境をつくる為、子育て支援・虐待予防のための研修を実践している」特定非営利活動法人カンガルーの会の定期総会で、私なりの課題意識をお話させて頂きました。

9月10日「児童虐待相談数最多更新」

全国の児童相談所が2021年度に対応した子どもへの虐待相談は過去最多の20万7659件（速報値）で、31年連続で増え続け、前年度と比べて1.3%（2615件）多かったことを厚生労働省が9日、公表しました。

内容別では、夫婦間の暴力を子どもが目の当たりにする「面前DV」も含まれる心理的虐待が最も多い60.1%（12万4722件）で、心理的虐待の割合は近年、増加傾向が続いており、次に多いのは身体的虐待の23.7%（4万9238件）で、ネグレクト（育児放棄）15.1%（3万1452件）、性的虐待1.1%（2247件）となっています。

本県は、452件で、19、20年度と過去最多を更新し、3年ぶりに減少に転じたが、依

然として高止まりの状況で、県は「市町村や関係機関と連携して、対応を強化していく」としています。

過去最多だった20年度の583件から131件(22.5%)減ったが、10年前(116件)と比べると、虐待に対する関心の高まりなどもあり、約4倍の水準にあり、県は「20年度は新型コロナウイルスによる在宅時間の増加やストレスの高まりが、件数増につながった。コロナ下の生活への慣れもありコロナ前に戻った形だが、厳しい状況にあることには変わりない」としています。

内容別では、国と同じように、心理的虐待が266件(前年度比89件減)で最も多く、2番目は身体的虐待で111件(同22件減)、ネグレクトは68件(同20件減)、性的虐待は7件(増減なし)となっています。

相談が寄せられた経路別では、「警察など」が半数近い49.7%を占め、次いで「近隣・知人」の13.5%、「家族・親戚」の8.4%で、「児童本人」は1.2%に過ぎず、子どもが、自ら「助けて」と言えない状況が続いています。

子ども自らが、児相などの公的機関に相談すること自体、ハードルが高いうえ、相談内容が保護者や学校などに知られてしまうと心配し、周囲に虐待の事実を訴えられない場合があることは容易に推察されます。

政府は9月2日、虐待防止のための総合対策を策定し、子どもの意見表明を手助けする支援員の養成の仕組みや、子どもの権利擁護に関する指針作成に取り組む計画を示しました。

子どもの意見をくみ取る仕組みについて、子どもの秘密を守り、意見を言いやすい仕組みをつくり、子どもたちに寄り添った相談対応にどのように取りんでいくかが問われてきます。

特に、障害がある子どもや乳幼児の意思をどうくみ取るかなどには課題もあり、子どもたちの相談を聞き、関係機関と連携しながら解決につなげるには高度なスキルが必要になるため、子どもの意見表明支援員(アドボケイト)などの人材確保に、各自治体は取り組む必要があります。

3月2日「児童虐待事件過去最多」

全国の警察が摘発した昨年1年間の児童虐待事件は2181件(前年比7件増)で、過去最多を更新したことが、報じられています。

警察から児童相談所への通告も過去最多となっています。

事件の内訳は、傷害や暴行などの「身体的虐待」が1718件で78.8%を占め、強制わいせつや強制性交等などの「性的虐待」が365件(16.7%)、脅迫などの「心理的虐待」が69件(3.2%)、保護責任者遺棄などの「育児放棄(ネグレクト)」が29件(1.3%)となっています。

無理心中を含め、死亡した子どもは37人となっています。

また、虐待の疑いがあるとして警察が児童相談所に通告した子どもの数は前年から7.1%増え、11万5762人と過去最多で、子どもの目の前でほかの家族に暴力を振るう「面前DV」は4万7332人と、全体の約4割を占めました。

そのような中、2月定例会の私の質問では、「児童福祉法改正に伴う児童虐待対策の支援内容の拡充」などについて聞き、これからの児童虐待予防の施策の拡充を求めました。

県からは、昨日の新聞記事にもありましたように「24年4月施行に向け、市町村の体制整備を支援している。市町村の設置が努力義務化される『こども家庭センター』に移行する『子ども家庭総合支援拠点』は19年度の2市町から19市町村に拡大しており、全市町村設置へ取り組む。市町村の子育て家庭支援では、訪問援助や親子セミナー開催などを後押しする。困難を抱える妊産婦らへの支援へ、民間団体と連携して居場所提供や生活援助などの環境整備に取り組む。」こととしています。

その他にも、児童虐待防止や子育て家庭への支援に向け、市町村の体制整備や専門職の資質向上に取り組んで行くこととされていますので、きめ細かな支援が、児童虐待の予防につながることを願うばかりです。

4 生きづらさの課題の調査研究について

4月8日「『ヤングケアラー』の実態を知って

支援を」

大人の代わりに家族の世話をする「ヤングケアラー」が小学6年生の15人に1人、大学3年生は16人に1人いることが7日、厚生労働省の調査でわかったことが報道されています。

この年代を対象にした国の調査は初めてで、小学生では長時間のケアが学校生活に影響し、大学生は就職とケアの両立に悩むなど、課題の変化も浮かび上がったとのこと。

小学6年生で世話をする家族が「いる」と答えたのは6.5%で、ケアの対象は、きょうだいが最も多く71.0%、母親が19.8%で続き、「父母」の世話をする子のうち、父母の健康状態を33.3%が「分からない」と回答しています。

子ども本人が状況を理解できずにケアをしている可能性があり、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲のおとなが気づくことができない状況にあります。

子ども自身が声を上げにくく、課題が表面化しづらい構造にあり、学校やケアを要する家族の支援関係者など周囲のおとなが子どもの置かれている状況に気づき、支援につなぐ体制の構築が必要とされており、そのためにもヤングケアラーの社会的認知度を高め、福祉・教育・介護・医療の各分野が官民協働で連携し、課題を抱える子どもを早期に発見し支援につなげる取り組みが必要とされています。

そのため、本県でもこれらの支援施策を拡充していくことが、「日本一の健康長寿県構想」の中で、地域共生社会の推進として取り組んで行くこととされています。

6月28日「政治を変えて『人助け指数』の改善を」

「世界人助け指数」という国別の2020年ランキングで、日本は114の国・地域の中で最下位だったとの報道がありました。

不勉強で、このような指数があることを知りませんでした。2019年に発表された10年分の総括でも、日本は126の国・地域中107位で、以前から極めて低位にあったということです。

また、「他人を信頼できるか」（一般的信頼）を尋ねるほかの国際調査でも、日本は他国と比べ「信頼できる」の回答率が低かったというが、なぜこのようなことになっているのか考えさせられます。

東京大学名誉教授の大沢真理さんは、「世界的に見て、貧困率が高い国や経済格差が大きい社会では一般的信頼が低くなり、日本人は人助けをしないという結果は、日本に格差社会が続いてきたことが影響している。いろいろな意味で余裕がない人が多く、人助けの意欲も低くなっているのだろう。」と指摘されています。

そして、大沢さんは「格差社会を解消するために、一つは年金に最低保障額を設けるなどして貧困格差を削減すること。そして、全ての人の『同一価値労働同一賃金』を達成するとうたう、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を順守することだ。余裕が持てる働き方と待遇、老後の生活保障が進めば、一般的信頼や人助けの意欲はおのずと高まるだろう。」とも言及されています。

まさに、自民党政治による構造改革や新自由主義のもとで強いられてきた、生活や働き方で奪われた人を思いやる余裕や気持ちを取り戻せる政治を作っていくことこそが、求められていると改めて考えさせられました。

8月8日「テーマは違えど『生きやすく』なるために」

7日には、県民文化ホールで開催されている「ピアサポフェスin高知」に参加していました。

このイベントは、6日から2日間で開催されていたのですが、6日はカンガルーの会「子育て支援・児童虐待予防研修会」にオンライン参加していたため、7日のみの参加となりました。

カンガルーの会「子育て支援・児童虐待予防研修会」では、「抱きしめる子育て」と題して澤田由紀子先生を講師に、医師であり、里親としても活躍する一方、多くの子育てに混乱を起こしているお母さんお父さんの支援をし、保育園や幼稚園、学校での命の授業などの実践を通じた「虐待予防」との向き合い方についてお話を聞きました。

虐待をされて育った人間はいい子育てを知ら

ないために自分の子どもに虐待をしてしまうが、ダメな親でなく、いい子育てを知らないから「虐待の連鎖」が起きていることを具体的な事例を通じてお話しいただき、その事例でどのように育て直しなどの支援がされたのかなどを学ばせて頂きました。

また、「ピアサポフェスin高知」では、「えいやんか みんなピアで えいやんか」を合言葉に、立場を越えて、高知県内だけでなく県外からの参加者も含めて、「ひきこもり」のことだけでなく、「生きづらさ」を通じて、共に考え、支えあい生きていく地域や社会について、考えあいました。

「自分自身とピアになるには？」とのトークショーや「ひきこもり大学の部屋」で、高知のひきこもりピアサポーターのお話やフロアの方々が抱えてきた「生きづらさ」を出し合いながら、いろいろな「生きづらさ」と向き合ってきたつらさを聞く中で、「抱え込まない、頼っていい「えいやん」「自分らしく」「普通って」ということも考えさせられました。

「児童虐待」「ひきこもり」というテーマは違えど、虐待をしたり、ひきこもったりということは「生きづらさ」と向き合う中で、生まれているということは共通しています。

今の社会があまりに生きづらい社会でありながら、助けてと言えないことで苦しんでいる方があまりにも多いのではないのでしょうか。

誰でもが助けてと言える「受援社会」が求められていると感じた二日間でした。

8月26日「助けてのSOSを受け止められるゲートキーパー養成を」

毎年、夏休み明けを前に、子ども・若者への自殺防止の呼びかけがいろいろな形で行われていますか、そんな時期になったこともあるのか昨日の高知新聞には「自殺予防支援者養成」の記事として「ゲートキーパー」養成のことが取り上げられていました。

県のゲートキーパー養成研修は2010年から本格化し、私が、県議会の中で、初めてゲートキーパーについて2010年の決算特別委員会で取り上げた時には、傾聴ボランティアの養成研修の受講者の方が県内で101人だったとの

ことでした。

さらに、本会議質問でゲートキーパーが取り上げられたのは、私の2014年2月定例会でしたが、自殺予防対策の先進自治体では、自殺は孤立の病、行政や民間など関係機関で連携して生きる支援のつながりをつくるということで、全職員がゲートキーパー研修を受講し、自殺者の減少も図られていることから、本県でも、県庁組織の中で、また地域で、孤立の病に気づき、生み出さないような環境づくりの担い手になることは、自殺対策だけでなく、職場組織の健全性や地域での見守り体制を強化することにつながることから、県職員へのゲートキーパー養成研修を求めました。

県は、その際「自殺予防の業務に携わる職員がゲートキーパー養成研修などにより専門的な知識を身につけることによる効果などについては、今後の検討課題との認識」ということだったが、どうも具体化していないようです。

記事では、県が、20年度の養成人数735人に対し、23年度は2500人以上を目指すとしており、担当者は「ゲートキーパーの認知度はまだまだ不十分。役割を担う人が増えることが何よりの自殺予防になる。ぜひ関心を持って」とアピールしているが、改めて、県職員をはじめとした自治体職員のゲートキーパー養成に着手すべきではないかと思います。

これまでも「助けて」と言える社会をと繰り返してきたが、そんなSOSのキャッチができる「耳を傾ける、傾聴に徹する」ことのできる人材がこれからは、あらゆる場面で求められているのではないのでしょうか。

10月15日「自殺対策は『生きることの包括的支援』」

自殺対策の指針となる新たな「自殺総合対策大綱」を政府が14日、閣議決定しました。

大綱は5年に一度見直されており、自殺者数はピークだった03年の3万4427人から減少傾向が続き、19年は最少の2万169人になったが、20年には2万1081人（前年比912人増）となり、11年ぶりに増加に転じました。

小中高生の自殺者数は20年に過去最多の499人で、21年も473人と過去2番目の水準で推移

していることや、コロナ禍の2020年以降、女性の自殺者数が2年連続で増加していることから、「非常事態」が続いているとされています。

今回の大綱では、女性や若者、子どもへの対策強化などを重点施策に掲げたほか、厳しい雇用環境の影響を受けた非正規雇用者やひとり親などへの支援も必要だとしています。

自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられるが、「非常事態」が続いているとされる状況の中で、新たな「自殺総合対策大綱」にある「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」などの重点施策を具体化していくことが求められます。

本県でも、昨年の自殺者数は前年比9人増の128人となり、自殺死亡率はワースト7位と高位で推移しています。

県のHP上でストレスチェックができる自己診断ツール「こころの体温計」を利用されている方が月2,000件ほどあり、そのうち約85%が「本人モード」であることから自殺を企図するおそれのある人を対象に「検索連動型広告」を打ってアプローチしたり、支える人へのアプローチとしてリーフレットを作成するなど約370万円の補正予算が「自殺予防に向けた普及啓発の強化」として、この9月定例会で可決されました。

NPO法人自殺対策支援センター・ライフリンクの代表清水康之さんが言われるように、生きることの包括的支援として自殺対策を講じて、誰もが死ではなく生きる道を選べるように支援していきたいものです。

10月23日「あらためてホームレス女性暴行死事件を考える」

2020年11月16日の未明、東京・渋谷区の幹線道路沿いのバス停で頭を殴打された状態でホームレスの女性が死亡したというショッキングな事件があったことは記憶に新しいと思います。

この事実を風化させることなく、脚本家の梶原阿貴さんと映画監督の高橋伴明さんが映画「夜明けまでバス停で」という形で可視化させていただきました。

いつも深夜から未明にかけてバス停で身を休めていたが、無防備な状態で被害に遭ったもので、数日後、防犯カメラの映像からその前後にバス停近くを通りかかった近所に住む男が傷害致死容疑で逮捕され、男は動機について「この場所からどいてほしかった」「痛い思いをさせればいなくなると思った」などと供述しており、彼女が所持する財布に残された現金はわずか8円だったことも、当時報じられていました。

そこには、「所持金8円」というところまで困窮に追い込まれていった背景の彼女の働き方の問題や、そのような状況にあっても助けてと言えずに、一人深夜のバス停で過ごさなければならぬ社会的孤立の問題など考えさせられることがあまりに多すぎます。

その後には、加害者の男は5日後に自ら命を絶ったというが、長く生きづらさを抱えていたことも報じられています。

この事件は、新型コロナウイルスの感染拡大で顕在化した生活困窮者や社会的な孤立を他人事ではないと受け止め、今の社会は、このような事件が誰にでも起こりうる状況なのではないかとの思いを抱かせるものとして改めて考え直してみたいものです。

そんな現状を知り、なぜそのような状況が作り出されるのかを理解することから、このような社会を変えることにつながるのではないかと考えると、できるだけ多くの方にこの映画を見てもらいたいものです。

12月30日「『孤』を支えられる社会に」

今朝の朝日新聞一面は「増える無縁遺骨、甲う人なく」と孤独死以上の「孤」の問題が、取り上げられています。

身寄りがなく経済的に困窮して亡くなった人の葬祭費を行政が負担するケースが、厚生労働省によると、2021年度は全国で4万8622件（速報値）と過去最多となり、この10年で約1万件増加したとされています。

地域や血縁のつながりが薄れる中、引き取り

手のない「無縁遺骨」が増えています。

孤独死から無縁遺骨へということが、単身高齢者が急増していく日本で、長生きすればするほど、「無縁遺骨」となってしまうリスクが高まるという長寿国・日本の裏面の真実であり、誰にとっても決して他人事ではないストーリーだと連載されています。

そして、昨日までの高知新聞に連載されていたのは「高知（ここ）に住まう 第5部 「支える家」の風景」で、個の時代を、「孤」の時代にしないために、揺らぎ始めた住まいと居場所の関係を考える「住まい・居場所の貧困」の問題が、描かれていました。

さらに、一面には、生活保護に至る手前のセーフティーネットとして、困窮者相談を受ける各自治体の「自立相談支援機関」で、2022年度上半期（4～9月）の新規相談が17万8810件（速報値）と高止まりしていることが報じられています。

経済的貧困だけでなく、「住まい・居場所の貧困」をはじめとした社会的孤立の問題とともに考え、支援できる仕組みが求められていることが突きつけられています。

1月22日「支援窓口を自殺リスク者の目に届けて」

厚生労働省は20日、2022年の国内の自殺者数が、速報値で2万1584人と2年ぶりの増加で、前年の確定値に比べ577人増え、男性の自殺者は13年ぶりに増加に転じたことを発表しました。

自殺者数は03年の3万4427人をピークに減少傾向だったが、新型コロナウイルスの流行が始まった20年に増加に転じ、21年は微減したが再び増えています。

男女別では男性が1万4543人（前年比604人増）で、女性は3年ぶりの減少だが7041人で27人減とほぼ横ばい状態です。

年齢別では、前年同期と比べて最も増加したのは50代で、次いで、80歳以上となっています。

また、小中高生の自殺者数は1～11月で441人に上り、年間で過去2番目に多かった21年の473人に次ぐ多さになっています。

これまでもお話を聞く機会のあったNPO法人「自殺対策支援センターライフリンク」の清水康之代表は、コロナ禍で3年がたち、直接コロナに関連する相談は減っているが、感染拡大が長期化した影響が生活の様々な場面に浸透している、とみられています。

そのうえで、「支援窓口をリスクを抱えている人の目にどうやって届けるかが大切。非正規の女性であれば人材派遣会社やハローワークに周知し、情報に触れられるようにするなど、行動の動線に支援を沿って届けていくことが必要」「雇用対策や生活支援の取り組みを一層強化し、各地域でも自殺の実情を踏まえた支援を行うべき」と提案されています。

自殺対策の指針となる新たな「自殺総合対策大綱」が昨年10月14日に閣議決定されましたが、新たな「自殺総合対策大綱」にある重点施策を具体化する中で、清水さんが提案されているようなことをしつかりと踏まえていくべきだと思われれます。

5 人権尊重・差別解消の調査研究について(議会質問に反映)

7月24日「社会の構造・差別に無関係ではいられない」

7月10日（日）～20日（水）の間は、「部落差別をなくする運動」強調旬間でありました。

第49回「部落差別をなくする運動」強調旬間啓発事業では、7月19日に、松村元樹さん（公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長）による「無関心でいられても無関係ではいられない人権問題～インターネット上の部落差別の現状等から考える～」と題した講演を聴講させていただきました。

多様な視点・切り口から「差別」の問題を掘り下げて頂いたが、やはり「差別問題の大原則」を腹に据え直すことが大事であることを学ばせていただきました。

まずは、「誰もが偏見を持たされる社会において、人は差別するもの」「差別する意図はなくても、無意識に人を傷つけていることが起きる」「能動的に学ばないと人を傷つけていること・

差別を支えていることに気づけない、加差別者になる」「常にアップデートが必要な問題」「意識ではなく、社会構造そのものを変えること」という「大原則」を踏まえると「無関心」でいられても「無関係」ではいられないことが分かるのではないのでしょうか。

そして、「マイノリティの不利な現状に対して、歴史的経緯や社会環境に鑑みた上で格差を解消するための取組」をするためにも、「人権問題は意識の問題ではなく、社会構造としての問題である」「この社会で起きているさまざまな問題に対する『当事者意識』を持つ、高める」「積極的に差別を支えている(かもしれない)自分を知り、課題を見出す」「マイノリティに差別問題の解決を押し付けない」「自分でできることは何かを考え、行動するきっかけとなる」を意識しておく必要があります。

そして、「差別」を「しない・支えない・なくす努力」として「構造(ルール等)を変えるために、自らできる行動をとり続ける」「能動的に学び、居心地の悪いところに身を置き、知識をアップデートし続ける」「マイノリティの運動に参画・賛同する」ことに具体的に取り組まれる人が広がることを期待したいと思います。

11月11日「命の尊厳と向き合えず、人権意識の低い人に法相はつとまらない」

葉梨法相が、9日夜のパーティーで職務として法相が命じる死刑執行や、自身が関係省庁連絡会議の議長を務める旧統一教会の問題に触れ、「朝、死刑のはんこを押す。昼のニュースのトップになるのはそういう時だけという地味な役職」「旧統一教会の問題に抱きつかれてしまい、問題解決に取り組まないといけない。私の顔もいくらかテレビに出るようになった」などと語ったことで、国民の批判が高まっていますが、更迭が決まりました。

死刑制度に詳しい元裁判官の森炎弁護士は「法務省の職務を軽んじたあり得ない発言だ。省内の職員のモチベーションも下げただろうし、司法に関わるあらゆる人の反感を買ったことだろう」と指摘し、日本の死刑は確定から執行まで長い期間を取っているのが特徴だとし、「そこには死刑囚自身に死や罪と向き合っても

らう『しょく罪』という重要な意味が込められている。執行に関わる人が『地味な役職』と発言したのは非常に残念で、日本の死刑制度に込められた意味を認識しているとは到底思えない」と述べられていました。

また、人権団体「アムネスティ・インターナショナル日本」の中川事務局長は「死刑のはんこを押すということは、人間の生存権を奪うことを意味する。究極の人権侵害のはずだが、そのことをどう考えているのか」と非難するとともに、死刑廃止国が増える中で許しがたい発言だと指摘していました。

本人は、当初撤回を拒否していたが、首相から言われやっと撤回したり、これまでも何度も同趣旨のことを述べたとされていることから、一部だけを切り取られたとか言い訳できる問題ではなく、本音であると思えます。さらに、「法務大臣になっても、お金は集まらない、なかなか票も入らない」などと言うに及んでは、大臣職とはお金集め、票集めのポストなのかと言わざるをえません。

1月14日「反差別の連帯共闘へ」

第13回部落解放・人権講演会に参加してきました。

2021年は、全国水平社創立100年ということで、本来なら昨年中にお招きしてお話を聞く予定だった部落解放同盟中央本部組坂繁之前執行委員長による「部落解放運動の未来に向けて」と題した講演を聞かせて頂きました。

講演では、次の事項を柱に、これまでの体験や運動のあり方について、お話しいただきましたが、改めて水平社宣言を活かした差別反対運動として、これからは反差別の連帯共闘の重要性、世論を高める闘い、法律を活用するこの必要性、この国が戦争へと踏み込みかねない今こそ反対闘争を強化しなければならないことなどを痛感させられました。

●部落解放運動とその出会いー被差別体験と部落解放運動の取り組み-

●部落解放運動の中で考えたことー全国水平社宣言の意義と多くの先達との出会い

●世界人権宣言の意義と今日の人権をめぐる国内外の動向

●人権教育啓発推進法(2000年)、部落差別解消推進法(2016年)

●今日的な部落差別事件の特徴と反差別共同闘争の課題—狭山差別裁判糾弾闘争、インターネット上の差別情報の氾濫—

●平和なくして人権なし、人権なくして平和なし

2月10日「政権の『人権意識』の本気度が問われている」

首相側近の性的少数者や同性婚をめぐる差別発言については、更迭し陳謝しただけでは済まなく、岸田政権の人権意識が厳しく問われています。

これまでも言ってきた「多様性を認め合う包摂的な社会をめざす」との主張を繰り返すことに、どれだけの本気度があるのか疑わしい限りです。

首相が、衆院予算委員会などで、どれだけ言い繕おうが、掛け声だけでなく、「LGBT理解増進法案」をはじめとした制度や法整備に具体的に取り組まない限り、信頼を回復することは無理ではないでしょうか。

「LGBT理解増進法案」は、2年前に超党派の議員連盟がまとめた際に、自民党の賛同を得ようと、差別禁止には踏み込まず、理解増進のための施策の推進にとどめた経緯があるが、それでも自民党内の一部に強い異論があり、国会提出には至りませんでした。

2015年11月5日、渋谷区と世田谷区で日本で初めての同性に対するパートナーシップ制度が誕生して以来、パートナーシップ制度を導入する動きは全国に広がり、現在では259を超える自治体で導入が進んでおり、人口普及率は65.2%にのぼっています。

今度こそは、しっかりと差別解消規定を正面から盛り込んで議論することこそが、岸田総裁・首相のリーダーシップではないでしょうか。

3月13日「冤罪という国家による人権侵害を許さない」

死刑が確定した袴田巖元被告の再審請求の差し戻し審で東京高裁が再審開始を決定しました。

事件から57年経ち、再審の重い扉がやっとこじ開けられました。

犯行時の着衣とされた衣類は、袴田さんを死刑とした確定判決の証拠の柱だったが、付着した血痕の色の変化という新たな論点によって、証拠能力は大きく揺らぎ、確定判決には「合理的な疑いが生じる」として再審開始を導きました。

最高裁は「疑わしきは被告人の利益に」という刑事司法の鉄則は、再審にも適用されると明示しているが、今回の高裁決定は、この原則に沿った妥当な判断だと言われています。

2010年に、あたご劇場で映画「BOX袴田事件 命とは」を観たことを思い出しています。

この事件で、一審の判決を下した元裁判官・熊本典道の視点から描いた社会派の映画で、「命を裁くこと」の非情さを描き出したものでした。

映画の中で、熊本元裁判官は「人を裁くことは、同時に自分も裁かれることではないか」と言い続けます。

この再審開始決定を受けて、狭山市内で女子高生が殺害された狭山事件で再審を訴えている石川一雄さんは、取材に対して「袴田さんの再審開始は確信していた。次はいよいよ狭山だ。私の番です」と力強く語ったと言われています。

狭山事件は発生から今年60年を迎えます。

石川さんは、服役中から冤罪を訴え続け、事件の背景に「部落差別」があったこの冤罪事件は、部落差別という人権侵害を受けてきた若者が、冤罪という国家による深刻な人権侵害を受けてきたのです。

石川さんの狭山事件再審請求闘争において、「獄友(ごくとも)」だったという袴田さんに続いて、再審の扉を何としてもこじ開ける年にしたいものです。

3月20日「袴田事件で東京高検、最高裁への特別抗告断念」

13日に、死刑が確定していた袴田巖元被告の再審請求の差し戻し審で、東京高裁が再審開始を決定しました。

しかし、その後、東京高裁差し戻し審での再審決定について、東京高検が特別抗告をする動きがあるとの報道もあった中で、抗告期限の今

日、最高裁への特別抗告を断念すると弁護団に通知したことが、明らかになりました。

そもそも「特別抗告」は憲法違反や判例違反を理由に申し立てができるものであり、弁護団は「検察は特別抗告する理由がない」と強く批判していました。

死刑囚の再審開始決定が確定するのは87年の島田事件以来36年ぶりで、過去の免田、財田川、松山、島田の4事件ではいずれも死刑囚の無罪が再審で確定しており、このことで、袴田さんが無罪となる公算が大きくなったと言われていますが、今後、再審裁判の中で証拠の捏造を絶対認めたくないことから、さらに長期化することも想定されます。

一日も早い「無罪の判決」が勝ち取られることを願うばかりです。

6 政治・反戦・平和・脱原発の調査研究について(議会質問に反映)

(1) 反戦・平和について

4月6日「戦争犯罪は許せない」

ウクライナで、目を覆いたくなる惨劇がロシア軍によって、繰り広げられています。

この現場を見るだけでも、ロシア軍が非武装の住民を非道に扱っている疑いは濃厚であり、人道被害全体を考えると、国際法違反の戦争が生んだ「戦争犯罪」の規模は甚大であろうことが、明らかになりつつあります。

ロシアによって、子どもたちが避難している劇場や病院、商業施設への攻撃が加えられていることが伝えられてきたし、原子力施設さえ対象にしてきました。

国際社会ではロシアへの非難が拡大し、追加制裁の動きが出ているが、何よりも早期の停戦を実現させることが求められています。

そんな中で、今日の県議会組織委員会が終了した後、ウクライナの首都キーウ出身で、経済学の研究者として高知工科大学に身を置くコスチャンチン・オヴシアンニコウさんからのお話しを、議員勉強会で聞かせて頂きました。

コスチャンチンさんは、ご家族はハンガリー

に避難されているお母さんと妹さん、キーフに
いるお父さんもお無事だそうだが、ロシアの軍
事力による一方的な現状変更による無差別攻撃
に対して許せないことを語られました。

早く停戦し、帰国するためのウクライナの復興、そしてNATOに変わる新たな安全保障体制の見直しが求められていることにも言及されました。

また、我が国はウクライナからの避難民20人を受け入れ、県内にも知人を訪ねて避難されてきたウクライナの方を須崎市で受け入れていきます。

今、我が国では、避難民に対する日本の人道支援の在り方を改めて考え直さなければならないが、まさにウクライナからだけではなく、ミャンマーやシリアなど多様な国々からの避難民に対しても同様に人道的支援がなされるべきことも含めて、向き合わなければなりません。

4月10日「危機拡大に繋がる『核共有』」

一日も早いウクライナからのロシア軍撤退、停戦が世界中の人々から求められているが、すでにプーチン大統領は核戦力を念頭に特別警戒態勢を取るよう命じるなど、核兵器の先制使用さえためらわない姿勢が示されていることに、一層の危機感も迫っています。

核使用の可能性が現実味を帯びるというショッキングな状況の中、日本ではこれに便乗した「核共有」論が安倍元首相によって持ち出されて、岸田首相は国会答弁で「政府として議論することは考えていない」と明確に否定し、火消ししようとしたが、3月3日には日本維新の会が核共有の議論を求める提言を政府に提出するなど、その動きが止まっていません。

そのような中、元内閣官房副長官補の柳澤協二氏は、「日本が領土内に核を置いて対峙すれば中国にとって大きな脅威になり、かえって中国の先制攻撃を誘発する可能性が高まります。敵基地攻撃能力や核による報復力を持てば、優先的な攻撃目標になることは間違いない。核大国が近くにある日本の安全を保障するものにはなりません。世界中が核戦争になることを心配しているいまこそ、唯一の被爆国である日本は核の使用制限やミサイル軍縮に向けての国際世

論を牽引すべきです。それなのに、逆のことをやろうとしているのだから嘆かわしい限りです」と指摘しています。

現在でも、日本には米国のICBMや潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）など長距離核による拡大抑止（核の傘）が効いているとされているが、そのうえ戦術核を持ち込めば、かえってリスクを招き入れることになります。

また、柳澤氏は「核共有は軍事バランスを安定させるところか、無限の軍拡競争に導く可能性のほうが高いのです」とも指摘されています。

核兵器を保有する中国、フランス、ロシア、英国、米国5カ国は1月、「核保有国5カ国のリーダーによる、核戦争を防ぎ、軍拡競争を避けることについての共同声明」と題した文書を発表し、その共同声明には、「核戦争に勝者はなく、決してその戦いはしてはならないことを確認する。核兵器について——それが存在し続ける限り——防衛目的、侵略抑止、戦争回避のためにあるべきだということを確認する。我々は、そうした兵器のさらなる拡散は防がなければならないと強く信じている。我々のいかなる核兵器も、お互いの国家、あるいは他の国家を標的としたものではないことを再確認する。」とあります。

この共同声明を具体化させるとともに、国際世論を使って、「核兵器を使えない兵器」にし続けることが重要です。

5月15日「50年経ても続く基地負担への怒り」

沖縄は今日、1972年の日本復帰から50年の節目を迎えました。

復帰からの半世紀にわたる中で、経済面では多少発展したかもしれないが大きな格差は残り、県民が願った「平和の島」としての復帰はいまだ実現していません。

それどころか、国土面積の約0.6%に在日米軍専用施設の7割が集中し、基地から派生する事件・事故や騒音被害は県民の日常生活への負担として重くのしかかる「基地の島」としてこの50年間で固定化しています。

本土復帰に際して沖縄県の声を日本政府と返還協定批准国会に手渡すために作成された「復

帰措置に関する建議書」は、日本政府と国会に宛てて、米軍基地のない平和な島、平和憲法下での人権保障などの理想像を描いたものだったが、国会提出前に、基地残存を規定した沖縄返還協定が強行採決され、沖縄の声は踏みにじられました。

今回、沖縄県は沖縄の施政権返還（日本復帰）50年に合わせ「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書（新建議書）」を庁議で決定しました。

新建議書は、今なお残る課題の解決と、県民の望む将来像を提示し、平和で豊かな沖縄の実現に向けた政府への要望をまとめ、沖縄に負担を押し付ける基地問題を「構造的、差別的」と表現し、日本政府に早期解決を求めています。

日米両政府はこの訴えを真摯に受け止めると同時に、日本国民一人一人が沖縄の訴えに耳を傾け、「国民の理解」が深まることが求められています。

名護市辺野古の新基地建設の断念や日米地位協定の抜本的見直し、アジア太平洋地域の信頼醸成や緊張緩和に貢献する地域協力外交も盛り込まれているが、今回は半世紀前のように沖縄の民意が踏みにじられることがあってはならないとの思いを強くします。

沖縄の復帰50年を記念する式典において、岸田首相は沖縄のアメリカ軍基地について「復帰から50年がたつ今もなお、沖縄の皆様には大きな基地負担を担っていただいている。政府として、重く受け止め、引き続き基地負担の軽減に全力で取り組んでいく」と述べましたが、「専守防衛」から逸脱しかねず、自衛隊を「必要最小限度の実力組織」としてきた政府見解をかなぐり捨てる内容といえる自民党の「安全保障提言」によって、沖縄を再び戦禍の危機に晒そうとしていることをどうとらえているのか。

平和憲法の下に復帰して、基本的人権が尊重されて、基地もなくなって、生活が保障されると思った「復帰」は、幻想だったのか。

政府は、憲法にある基本的人権に疑問を抱かせるようなことばかり、沖縄に押しつけ、その憲法をも改悪しようとしています。そして、米軍基地の機能が強化され続け、安保条約、日米地位協定存続となれば、沖縄県民が目指してい

た「復帰」は何だったのかとの思いばかりが、際立つ50年でしかなかったと思わざるをすません。

復帰50年は、この50年で何が達成されたのかと問い直す節目であり、中国との対立を深める米国のために、南西諸島だけではなく日本列島全体を戦場として差し出していく日本政府の米国追従一辺倒の姿勢を問い直されなければなりません。

9月18日『柳条湖事件』から『日中国交正常化50周年』

今日は、満州事変の発端となった「柳条湖事件」から91年目の9月18日です。

柳条湖事件は1931年9月18日、中国東北部に駐屯していた旧日本軍が奉天（現瀋陽）郊外の柳条湖で南満州鉄道の一部を爆破した事件で、旧日本軍は爆破を「中国軍の犯行」とし、中国東北部を軍事占領し、傀儡国家「満州国」を建国し、満州事変の発端となりました。

9.18をはじめとするわが国の侵略による不幸な時期を経て、先人たちの努力で1972年、日本と中国が国交を正常化してから今年9月29日に50年目を迎えます。

日中共同声明をはじめとする数々の合意で、両国は「長期にわたる平和及び友好のための協力」をうたい、併せて、台湾が中国の不可分の一部であるとする中国の立場を「十分の理解し、尊重する」と「一つの中国」の立場を確認しています。

日中国交正常化は、両国はもちろん、アジアと世界の平和と利益に大きく貢献してきました。

21世紀においても、両国の関係を発展させることが不可欠であるにも関わらず、とくにウクライナ戦争を契機に、「台湾有事」危機があらわれています。

日中関係の改善・発展は喫緊の課題です。

今こそ、日中両国は、1972年9月29日に北京で締結された「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」にある「日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互惠並びに平和共存の諸原則の基礎の

上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。」ことに立ち返って、両国関係のさらなる改善を求めたいものです。

10月9日「民が官を後押しして日中友好を促進」

今年は、日本と中国の国交正常化から50年ということで、NPO法人・県日中友好協会の主催と高知県の共催で、今日「日中国交正常化50周年記念公演」を開催しました。

式典をはじめとした記念公演には100名を超す参加者、懇親交流会にも50名ほどの皆さんにご参加いただき、この時期のコロナ対策を考慮する中で、盛大に開催されました。

式典では、会長が「国と国との間で意見の対立があったとしても、民が官を後押しして日中友好を促進したい。今後は若者の交流も積極的に進めていきたい」と話し、県からの祝辞も頂きました。

また、中華人民共和国大阪総領事からのメッセージも頂き、日中友好協会の理事である若者代表の挨拶と元中国残留孤児の中野ミツヨさんがスピーチをされました。

中野さんの43歳で日本に帰国するまでに母と兄2人が中国で命を落としたこと、帰国するまでの苦難についてのお話や「私たち残留孤児は二つの祖国を持ち、両国の平和を誰よりも望んでいます。中国は私たちを死の淵から救ってくれ、育ててくれた命の恩人。日本は私たちの母国であり、永遠に離れることはできません。日中国交正常化50年にあたりこれからの未来を展望して、日中友好が世々代々受け継がれていくことを願っています。皆さん日中友好を続けていきましょう。」と、呼び掛けは、多くの参加者の胸を打ちました。

若者代表の入江さんもそんな日中友好を知ることにつながり思いが述べられました。

式典の後には、「文化で交流」をテーマに、本県友好都市の中国・安徽省出身で、瞬時に仮面が変わる「変面」の役者、王文強さんによる

348種類ある地方劇のうち安徽省で発展した黄梅劇などの芸能についての話や変面ショーに聞き入り、見入っていました。

また、県内の大学生らの高知のはし拳披露、また中国留学生の子ども遊びの紹介を来場者がともに楽しむシーンもありました。

最後は、中国映画を鑑賞して、約4時間を超えるイベントも無事終えることができました。

11月30日「際限のない軍拡に費やす財源はあるのか」

岸田首相が、安全保障関連予算を、2027年度にGDP比2%とするよう防衛・財務両大臣に指示したというが、その財源にも目途は立っておらず「規模ありき」ではないかとの批判が高まっています。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や台湾を巡る米中の緊張状態、ミサイル発射を繰り返す北朝鮮の脅威などを理由に、相手を脅して攻撃を思いとどまらせる「抑止力」としての敵基地攻撃能力を有するための際限ない軍拡路線に踏み込もうとしています。

2004年～09年に内閣官房副長官補として安全保障政策などを担当していた柳沢協二氏は、「最大の問題は、日本を狙う攻撃の着手を事前に認定できても、たたけば結果として日本が先に相手の本土を攻撃する構図になることだ。国際法上は先制攻撃ではないとの理屈でも、相手に日本本土を攻撃する大義名分を与えてしまう。確実に戦争を拡大させ、際限のないミサイルの撃ち合いに発展する」と言われています。

また、「敵基地攻撃という戦争に備える政策を選ぶのなら、国民にも被害が及ぶ恐れがあると政治家が伝えなければいけない。相手への攻撃ばかり注目されているが、日本も確実にミサイルを撃たれる。国民全体が戦争に耐え抜く思いになっているか疑問で、国民に都合の悪い事実を伝えていない。」とされていますが、「反撃能力」と誤魔化されて敵基地攻撃能力を有することに同調する皆さんは、国民全体が戦争に耐え抜く思いができていいのかと問わざるをえません。

今の日本は、食料やエネルギーなど全ては自給できないわけで、他国とのつながりがあって

こそそのライフラインが寸断されることとなる武力強化を図るのか、戦争を防ぐ新たな国際ルール作りにこそ尽力し、平和外交で解決していくことが求められているのではないのでしょうか。

12月16日「国民合意なしの歴史的転換は許せない」

政府は、外交・防衛の基本方針を定めた「国家安全保障戦略」、防衛目標を達成するための方法や手段を示した「国家防衛戦略」、経費の総額や主要装備品などを盛り込んだ「防衛力整備計画」の三つの基本文書を閣議決定しました。

まさに、戦後紆余曲折がありながらも何とか守り抜いてきた平和国家として専守防衛に徹し、軍事大国にならないとの基本方針をかなぐり捨てたのです。

そうではないと岸田政権は言うが、今回の安保戦略改定の主眼は、敵基地攻撃能力の保有にあり、そのためにアメリカから爆買した兵器による相手国の領域への攻撃は、自らの国土も反撃の危険にさらされることを意味します。

そして、周辺国を刺激し、際限のない軍拡競争に陥る恐れがあり、想定する相手国には核兵器の脅威があることも忘れてはなりません。

さらに、相手国の攻撃着手の判断を誤れば、「反撃」は自衛ではなく、国際法でも禁じられている「先制攻撃」になりかねないし、はじめは限定的な衝突が、ミサイルの撃ち合いに発展する恐れは否定できません。

その上で、日本の「敵基地攻撃」の能力を封じようと、相手の攻撃が早まる可能性もあり、日本は原発が多数立地しており、壊滅的な被害を受けかねないことは、容易に想像できるのではないのでしょうか。

しかし、この安保三文書を是とする自民・公明をはじめとした政治勢力は、この能力を持ってこそ抑止力になると言い張っています。

専守防衛に基づく抑制的な防衛力整備や非核三原則など戦後日本の「平和国家としての歩み」は、地域の安定と発展に寄与する日本の国家戦略でしたが、平和外交や非軍事を軽視した国家戦略で東アジアの近隣諸国との軍事衝突回避の外交が成り立つのかと危惧せざるをえません。

県議会で、自民・公明は9月定例会で「防衛

関係費の充実を求める意見書」を提出しておいて、12月定例会では「防衛関係費の充実に向けた財源についての意見書」として増税に限らない財源捻出を求める意見書などを提出しましたが、最大の問題は、こうした安保政策の大転換が国会審議も経ず、国民への説明も十分なされないまま、内閣や与党の一存で決められ、国民の合意なく「軍拡増税」が進められようとしていることではないでしょうか。

(2) 政治のあり方と課題について

① 国葬について

7月21日「安倍政治の功罪、国葬の是非を議論できる民主主義こそ」

岸田首相が、街頭演説中に銃撃を受けて死去された安倍元首相の「国葬」を9月に実施すると発表したことを巡って、賛否の声があがっています。

事件から間もない先週の記者会見で、計8年8カ月にわたって首相の重責を担ったことに加え、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交に大きな実績を残したことなどを理由に挙げられています。安倍元首相の業績への評価は賛否二分されているのが事実だと思います。

戦前には、皇族、軍人、政治家などを対象者とした「国葬令」があったが、戦後1947年に、言論・表現の自由、内心の自由(19条)、政教分離(20条)を定めた現行憲法の制定によって失効しました。

そして、極めて異例ではあるが、敗戦直後の苦難の時代に、計7年あまり首相を務め、日本の独立を回復させたとして吉田茂が1967年に死去した際に国葬が行われました。

しかし、その「功績」の裏側で、吉田氏が調印した日米安保条約、日米行政(地位)協定によって現在もなお70年にわたって沖縄は、苦しめられてきたということなどを考えれば、この際の「国葬」も民意を分断したものであったと言わざるをえません。

ましてや安倍元首相となれば、死去された直後で評価も定まっていなところか、安全保障

関連法などで強行採決を重ね、森友・加計問題、桜を見る会問題では、長期政権のおごり、権力の私物化と批判され、国会で虚偽答弁を積み重ね、公文書改ざんなどを引き起こし、数々の疑惑に口を閉ざしたままなど負の評価も高く、世論を二分してきた中で、費用を全額税金で賄い国民に弔意を強いるかのごとき「国葬」は、望ましいものではないと考えます。

岸田首相は「暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」と、国葬の意義を述べていますが、凶弾に倒れ突然の死を迎えた無念は察するに余りある安倍氏を悼むことはあっても、弔意の強制はあってはなりません。

安倍元首相の死によって、民主主義の根幹を揺るがす政治を推し進めてきたことなど安倍政治や国葬の是非などへの自由な論評を許さぬ風潮が生まれるとすれば、それこそが民主主義の危機であると言わざるをえません。

8月6日「国葬は認められない」

安倍晋三元首相の国葬に反対する街頭集会が昨日、高知市の県庁前交差点で、「高知憲法アクション」の呼び掛けで開催され、私も参加してきました。

急遽の呼びかけにも関わらず、約70人が集まり、県内立憲野党の代表らが反対する理由をはじめ抗議の声を上げました。

本年9月27日に安倍元首相の「国葬」を行うと決定したことについては、民主主義の観点からも、また国民の思想・信条の自由の観点からも、重大な懸念があり、これには次のような理由から反対せざるをえないと思っています。

「国葬」は、明治憲法下においては天皇の勅令である「国葬令」に基づき行われていたが、1947年をもって失効し、「国葬」を行うことについても、その経費を全額国費から支出することについても、現在は法的根拠がありません。

しかし、岸田首相は、「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法第4条3項33号で内閣府の所掌事務とされている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能としているが、内閣府設置法は内閣府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その「国の儀式」に「国葬」が含まれるという法的根拠もなく、政府が経費を

国費から支出して「国葬」という形の儀式を行うことは、認められません。

また、政府は、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしているが、安倍長期政権の評価は国民を二分していることは明白です。

特に、安倍元首相の在任中に行われた教育基本法改正、イラク特措法の延長、教育三法改正（以上第一次安倍内閣）、特定秘密保護法制定、労働者派遣法改正、集団的自衛権行使を容認する閣議決定、安全保障関連法の制定、共謀罪の制定、検察庁法の改正（以上第二次安倍内閣）等について、国に対する功績と評価して安倍元首相の「国葬」を行うことなどは、立憲主義及び憲法の基本理念を揺るがすものであり、私たちは認めることはできません。

さらに、安倍元首相が在任中から退任後も主張し続けてきた「憲法9条への自衛隊の明記」「緊急事態条項の設置」等の改憲や敵基地攻撃能力保持等の議論においても、「国葬」によって安倍元首相の意見を容認していると受け止められかねない危惧も生じます。

そして、「国葬」の実施は、国民に対して特定の個人に対する弔意を事実上強制することになる危険性によって、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）との関係で好ましくない状況がもたらされかねないことも反対の大きな理由であります。

首相が、国会を通じて、これらの点について説明をせずに、議論を深めないまま強行することには、断じて反対していかなければならないと思っています。

8月21日「国葬反対の世論にこたえるためにも臨時国会早期召集を」

岸田政権が閣議決定した安倍元首相の「国葬」について、報道各社が行った世論調査は「反対」「評価しない」との意見が多数を占める事態になっており、これについて何の国会審議も行わずに強行することは許されません。

時事通信の8月世論調査では、「国葬」反対は47・3%で、賛成が30・5%。

共同通信社が7月30、31両日に実施した全国電話世論調査では、国葬に「反対」「どちらか

といえば反対」が計53・3%を占め、「賛成」「どちらかといえば賛成」は計45・1%。

NHKの調査（8月5～7日実施）では国葬を「評価しない」が50%、「評価する」が36%。

JNNの調査（8月6、7両日実施）では国葬「反対」が45%、「賛成」は42%。

「日経」の調査（7月29～31日実施）では国葬「反対」が47%、「賛成」は43%。

読売新聞調査（8月5～7日実施）では、国葬の実施を決めたことについて、「評価する」49%、「評価しない」46%。

以上のように、いずれの世論調査も国葬反対か拮抗という状況となっています。

当初の銃撃で殺害されたことに対するシンパシーによる哀悼の思いから、その背景とつながる旧統一教会と安倍元首相をはじめとした自民党の関係が顕在化し、殺害のショックと政治家として評価は区別して考えるべきとの思いへと変わりつつあるのではないのでしょうか。

8年8カ月に及んだ長期政権を振り返れば、一方的な憲法解釈の変更による安全保障関連法などで強行採決を重ね、森友・加計問題、桜を見る会問題では、長期政権のおごり、権力の私物化と批判され、国会で虚偽答弁を積み重ね、公文書改ざんなどを引き起こし、数々の疑惑に口を閉ざしたままなど負の評価も高く、批判は止むことがない中で、浮上した反社会的団体とも言える旧統一教会との関係を目の当たりにした時、そもそも法的根拠もなく、閣議決定だけで国葬を決めてよいはずがありません。

にも関わらず、国葬や旧統一教会の問題、物価高、新型コロナウイルスの流行「第7波」などについて、審議するための立憲民主、国民民主、共産、れいわ新選組、社民の5野党などから提出された憲法53条に基づく臨時国会の召集要求には答えず、岸田政権は閉会中審査で対応する方針で、早期召集には否定的だと言われています。

内閣の意思決定課程に国会が関与することが求められている中、国葬をめぐる国会審議は不可欠であることから、審議をして、その問題点を明らかにし、国民の反対世論をさらに高めていきたいものです。

9月7日「国葬経費の実態は？」

国民の声によって追い詰められた政府は、安倍元首相の国葬にかかる費用が、総額で約16億6000万円になると概算を公表しました。

政府は先に、式典にかかる経費として、約2億5000万円を支出すると閣議決定していたが、警備費などが含まれておらず、野党側が概算総額を公表するよう求めてきたことによるものです。

それにしても今回の国葬に関する経費は、東京五輪の開催経費と同様、招致時点では「過去の大会より安く抑えられる」と説明されながら、結果的には遠くかけ離れた巨額の出費を余儀なくされたことと似ているし、行政の意図的な不透明さや説明不足も共通しています。

今回も、国民からの批判の声が高まらなければ、事後報告に終わらせようとしたのではないかと思わざるをえません。

法的根拠もないままに、国葬を強行する政府の姿勢をただすのは、明日の閉会中審議、国民の声の高まりではないかと思しますので、さらに注視していきたいと思えます。

9月27日「6割の反対の声聞かずに国葬強行反対」

本日午後二時から、国民の反対意見が強い中、安倍氏の国葬が強行されようとしています。

結局、当日になっても、安倍氏をなぜ国葬とするのか、最大の疑問は解消されていません。

今回の岸田内閣の閣議決定には多くの問題があり、看過することはできず、これまでも反対の意思表示や反対行動に参加してきました。

岸田内閣は、閣議決定したから良いというかのような説明を繰り返しており、閣議決定万能主義に陥ったアベ政治の弊害を踏襲しており、今回があしき前例となって、本来は内閣ではできないことまで閣議で決めて押し進めてしまうようになるりつつあることに、怖ろしさを感じます。

国の最高の意思決定機関は内閣ではなく国会であります。

そして、国葬は、特定の政治家への弔意を事実上強制しうる、国民の内心に踏み込み、弔意

を強制しないとしても、国葬となれば同調圧力が生まれて、弔意が押しつけられる恐れから、憲法19条の保障する、思想・良心の自由がおびやかされるものであり、国会でのよほど慎重な議論が必要なはずであります。

いずれにしても、「国葬」を行うことについては、多くの国民が反対していることはもとより、現行法上の法的根拠が存在しないことや、法治主義や民主主義、財政立憲主義という憲法原理にも反する問題があることから、この期に及んでもなお、「国葬」を行うことに改めて反対し、中止を求める意を明示しておきたいと思えます。

②旧統一教会と政治の関係

7月31日「旧統一教会と政治の関係」

けして許されない安倍元首相の銃撃、殺害という凶行を契機として、この襲撃事件後の展開に多くの驚くべきことが明らかになりつつあります。

元首相であり退任後も大きな影響力を持ち、安倍一強政治と言われた中で、反社会的団体とも言われる宗教団体＝世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と自民党安倍派をはじめとした政治家のつながりの存在が、次々と顕在化し、そのことが日本の政治にどのような影響を及ぼしてきたか、改めて明らかにされようとしています。

凶行に至った山上容疑者の動機の一因として、安倍元首相と旧統一教会の関係性があつたことから、旧統一協会についての過去から現在までの問題点に注目が集まっています。

旧統一協会が、韓国でつくった「国際勝共連合」と日本の反動勢力とつながり、岸信介元首相らとともに日本の勝共連合を発足させた1968年以降の政治活動、そして、いわゆる靈感商法や合同結婚式が社会問題化していた時期をはじめ、資金集めや布教過程などで、多くの違法行為が後を絶たなかったことなどが改めて問題視されています。

しばらく、報道にも取り上げられることがなかった旧統一教会を2015年に文化庁が団体の

名称を「世界平和統一家庭連合」へと変更を認めていたことも、その経緯が大きくアベ政治に関わっていたことも取りざたされるようになっていきます。

岸田首相は、凶弾に倒れた安倍元首相の国葬を閣議決定したが、国民の反対の声が大きい中、もしこれを強行すれば、安倍氏のメッセージをイベントで披露したほどの旧統一教会が「国葬」を利用することも懸念されます。

旧統一教会と関わる政治勢力に自浄作用がなければ、国民からの徹底追及が求められます。

8月13日「自民党・政治家と旧統一教会との関りを9割近くが説明不足と指摘」

岸田首相が、党内バランスに気を使い、閣僚経験者を重視するなど「有事に対応する政策断行内閣」として行った内閣改造は、安倍元首相の遺志を継がんとする憲法改正や軍備拡大・安全保障路線の延長線上にあり、それを確固たるものとするための「国葬」強行のためであると思わざるをえません。

さらに、その人事において注目されたのは旧統一教会との近い人材の入れ替えであったが、結局接点のあった7閣僚を交代させたものの、新閣僚の中にも旧統一教会と接点のあるものが、7閣僚いたことが明らかになりました。

そして、12日の閣議で決めた副大臣26人と政務官28人の人事においても、閣僚人事と同様に旧統一教会との関係を点検し、見直すことを受け入れた人物のみを任命したというが、結果的には54人中20名が教団や関連団体の接点が認められています。

この中には、今回デジタル担当政務官となった尾崎前知事も入っており、氏は「反社会的勢力を助長してはならないので、今も問題があるなら距離を置かないといけない」と話したと報じられています。

他の皆さんも同様ではないかと思われるが、この言葉には、今も問題があるかどうかを自らで調査するのか、自民党として組織的に調査するのか明確でなくて、「見直し」とは言えないのではないのでしょうか。

共同通信社の全国緊急世論調査による旧統一教会と自民党国会議員との関わりについての質

問では、自民や所属議員の「説明が不足している」と89.5%が答えているにもかかわらず、こんな調子で岸田首相は事足りりとしていることに、国民は納得しないだろうと思われます。

また、県内の自民党県議、市議の中にも旧統一教会の関連団体が昨夏、高知市などで開いた自転車イベント「ピースロード」の出発式で、挨拶したり出席したことも明らかになっていますが、高知新聞の取材に「以前と同じような体質なら、付き合い方を見直さないといけない」「問題があるとは知らなかった。今考えれば軽率だった。問題がある団体であれば、今後は付き合いを遠慮しないといけない」などと答えています。

10月6日「高知でも旧統一教会被害者が」

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と政治の関係を巡っては、各種マスコミ報道などを通じて明らかになっている部分と当事者が説明責任を果たさないことによって、さらなる不信感を高めていることであろうかと思えます。

そして、自民党は党内調査で、閣僚を含む党所属議員180人に教団との接点が判明したと発表しているが、その関りは地方議会においても関りはありながらも、不明な部分は多く残されています。

先日のTBS「報道特集」に登場された高知の被害者家族の訴えに、身近にもこんなことがあったのかと思わざるをえませんでした。

さらに、今朝の高知新聞「声ひろば」に「脱会した元信者より」と題した投稿には、「自民党議員の応援も、私がいた頃にも教会挙げてしていたのに認めようとしない」「選挙応援などでかかわった議員には、問題のある団体から安易に支援を受けることの恥を知ってもらいたい」とありました。

報道特集の被害者家族は、親身になって相談できる窓口に行きつかず、家族の自殺という最悪の道を辿っているが、「声ひろば」投稿者は専門的な知識を持った方や犠牲を払った両親によって脱会できたなど様々だが、信頼できる相談窓口に一日も早くつながり、脱会・救済されることを願うばかりです。

自民党は、これまで旧統一教会の活動にお墨

付きを与えてきたことを深く反省し、説明責任を果たすとともに、今後の絶縁を明確に示すことから贖罪が始まるのではないのでしょうか。

10月17日「旧統一教会と関係を断ち、被害者の救済を求める意見書が県議会で否決」

県議会9月定例会閉会日の意見書採決を巡って、県民の会と共産党で提出した「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)との関係を断ち切り、被害防止および救済を求める意見書」討論については、新聞報道にもありましたように、教団関係者と接点があった5氏を含む最大会派の自民党と公明党、一燈立志の会が反対し、否決されました。

意見書は、「政府と国会は反社会的な活動を行う旧統一教会と政府・政治家との関わりを徹底して明らかにし、今後一切の関係を断ち切る」と「専門家や民間団体と連携して旧統一教会による被害の実態把握を進めるとともに、被害防止と救済に当たる」ことを求めるものでした。

反対討論に立った自民党議員は、「関係を断つことはもちろんのこと、国民が納得する説明を果たすべきだ」と指摘する一方で、「行政のトップの政府、立法のトップの国会が一切のサービス、影響力を当該団体と有してはならないとする内容は現実的ではない」と本会議での知事答弁を拡大解釈して述べるなど言い訳的なものとしたか、思えませんでした。

また、政府による被害者救済が取り組みまればようとしている中で、「意見書の趣旨は大いに理解するが、政府としてさまざまな対応、対策を進めており、意見書として提出するのは適切でない」などと、これも今までも、政府が取り組んでることをさらに後押しをするような意見書はいくらでも提出してきた中で、言い訳にもならない理由を述べていました。

さらに、討論の際に「一切」というのは、現実的ではないという理由を持ち出すのであれば、事前に修正協議をすればよかったので、いつも行っていることであり、今回の意見書や決議でも修正をして全会一致で可決したものもあります。

いずれにしても、反対討論の内容は「よく分

からん。言い訳にしか過ぎない。」との声が多く、翌日の新聞をご覧になった方から、「何で反対するが。おかしい。」との声が数件届けられました。

10月27日『家庭教育支援』を通じて地方議会議に浸透する旧統一教会」

25日に、平和・立憲・人権全国自治体議員会議の緊急討論集会にオンライン参加をさせて頂きました。

基調講演は前参議院議員で、旧統一教会に関する著作も多いジャーナリストの有田芳生さんによる「統一地方選に向けて～統一教会問題と地方政治～」でした。

講演では、山際氏と旧統一教会の関係性の親密さに始まり、いかにして旧統一教会が日本に浸透してきたかなどについて触れられていたが、今の自民党内は旧統一教会問題も含めて「支持率低下には打つ手がなく、じっと耐えるしかない」との雰囲気が高く、サミット後の解散総選挙が取りざたされているとのことでした。

そのような中でも、地方議会の中でも、どれだけ統一教会が関わっていたかということが来春に向かって、さらに報じられていくことだろうと言及し、2012年熊本県議会を皮切りに広がっていった「家庭教育支援条例」が全国に広がる中で、全国での信者議員の存在と活動などについても触れられました。

同じ趣旨の「家庭教育支援条例」の導入は、2022年6月までに静岡県や茨城県など10県6市が制定しており、自民議員が提案するケースが多いとされています。

第1次安倍政権下の06年に成立した改正教育基本法には、「家庭教育」が、第10条に新設されて、その具体化として家庭教育支援法や支援条例制定の動きが顕在化していきたくものと思われま

す。「ピュアフォーラム」とか「家庭教育を考える会」などさまざまな形の団体を隠れ蓑に、「支援という名の下に、特定の家族像に合うよう親を『教化』する意図」が見える動きが地方議会にも浸透していることなどを含めて、統一自治体選の中でも、明らかにしていくことが求められていることが指摘されていました。

12月3日「『被害者救済法ではなく、統一教会救済法』になると怒りの宗教2世」

政府・与党は旧統一教会の問題を受けた被害者救済新法案を1日に閣議決定し、提出したばかりだが、修正を求める野党側の理解を得るため、寄付を勧誘する際の配慮義務規定に実効性を持たせる方向で検討し、規定に従わない場合は何らかの行政処分を行う案などが浮上しているとの報道がされています。

当初は、宗教団体の創価学会を支持母体とする与党公明党が、とりわけ規制強化に対する強い拒否感を隠していなかったことなどから、野党側の主張に沿った法案修正には応じない方針だったが、野党の合意も得るために、修正に向けた具体的な調整に入ったとのこと。

日本弁護士連合会も2日、「真に実効性ある法整備を強く求める」とする会長声明を出し、「救済可能な範囲が限定的なものとなっている」と指摘し、悪質な寄付の勧誘を規制する新法案については「家族の被害、特に宗教2世の被害救済を図ることができない」とし、必要な見直しを行うよう求めています。

また、何より当事者でもある宗教二世の皆さんは、「政府案では救済されない。救済されないどころか、政府案では救済の範囲が限られるだけでなく、かえって規制されない行為を教団側に指南しているようにも見受けられ、このままでは被害者救済法ではなく、統一教会救済法になってしまい、被害が継続・拡大する」と記者会見で強く批判されています。

実効性のない被害者救済新法案ではなく、より被害者救済の実効性が担保される法案となることを願うばかりです。

12月5日「全国で約13%の都道府県議が旧統一教会と関係」

共同通信社が11月に、全国の都道府県議、知事、政令指定都市市長を対象に、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関係を尋ねるアンケートを実施した結果が、今朝の高知新聞一面に大きく記事となっていました。

私も、当然、無関係と回答しましたが、教団や関連団体などと接点があったとした都道府県

議は少なくとも334人で、対象となった方のうち約13%にのぼり、うち自民党が8割を超えたとのこと。

本県では、既報の方々など自民党ばかり5人となっています。

自民党は所属国会議員の半数近くに接点があったと発表していたが、地方議員は調査しておらず、今回の調査で、教団側が地方政治にも浸透している実態が明らかになりました。

教団側との接点を認めた都道府県議で、選挙支援があったと回答したのは33人で、教団関連団体などで役職に就いていたのは自民33人と無所属2人、うち自民の1人は「現在も就いている」と回答しています。

共同通信社の取材に対し、旧統一教会は「政教分離の原則にのっとり、特定の政党や議員、候補者との間に組織的な関わりを持つことはない」とコメントしたとのことだが、あまりにもしらじらしいコメントに呆れるばかりです。

これまででも、県議会の場で、自民党会派の選択的夫婦別姓に対して反対し、「旧姓の通称使用をのさらなる拡充」を求める姿勢や、「旧統一教会との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」に反対する姿勢に、その関係性が浮き彫りとなったと言わざるをえません。

今後も、旧統一教会との関係性を真に断ち切ることが立証される必要があるのではないのでしょうか。

12月8日「旧統一教会の被害者が知事に実態訴え支援要請」

旧統一教会に元妻が入信したことで、家庭が崩壊したことを訴えてこられた南国市の橋田達夫さんが昨日7日、県庁で浜田知事と面談し、ご自身のこれまでの経過と「被害者を一人でも救えるような状態にしたい」として相談窓口開設など救済に向けた支援を求められたことが、昨夜から報道されてきました。

私たちの会派「県民の会」でも共産党会派とともに9月定例会で「旧統一教会との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書」を提出した経過から、橋田さんからの要望に応じて知事との面談の機会を求めてきました。

橋田さんは、今回の面談の場で、知事が「こ

うした被害を二度と起こしてはいけない」と述べ、国会で審議が進む被害者救済法案を踏まえ、県としてできる対応を取るという前向きの考え方を示してくれたことを評価されていました。

私も、記者会見の場には同席させて頂きましたが、橋田さんは今後「高知家庭教会被害者の会」の設立に向けて準備を進めていること明らかにし、そのことによって悩んだりしている方は全て県の相談窓口や被害者の会に相談してほしいと呼びかけられました。

また、「法律ができること自体は評価している。旧統一教会というのは、法律を作らなければならないような団体であり、今まではいろんなところに相談したが効果がなかった。これからは絶対道が開けると思っている。自分がどうこうというより、県や被害者の会が二世信者の被害回復や心の相談に応じていけたらと思う。」ということも最後に訴えられていました。

被害者救済新法案の成立に向けて妥協点を探る協議がされてきたが、法案の配慮義務規定に「十分に」という文言を加えることで、一定の折り合いが付き、成立する見込みとなりました。

このことでどれだけ実効性が担保されるかの評価は分かれています。いかに被害者に寄り添うものであるか、またそこに向けて成立後も実効性のある見直しは続けられるべきではないかと思えます。

1月3日「旧統一教会の地方議会への接近」

2022年も、旧統一教会と自民党政治の癒着ぶり、信者家族被害の問題が大きく取り上げられましたが、今年も今日の朝日新聞一、三面で、地方議員への旧統一教会の関与ぶりが大きく取り上げられています。

これまでにも、共同通信の調査で、旧統一教会や関連団体などと接点があったとした都道府県議は少なくとも334人で、対象となった方のうち約13%にのぼり、うち自民党が8割を超え、本県でも、自民党ばかり5人となっていたことが、明らかになっていました。

今回の地方議員への関与ぶりについては、全国各地から100人規模での議員が集まり、家庭教育支援条例の制定などが訴えられた「全国地方議員研修会」が開催され、会議の運営など

で、旧統一教会の友好団体の幹部が講師などを努めるなど、関わっていたというものです。

研修会の名称などでは、教団の関りが明らかにならないような形をとりながらも、教団が重視する家庭教育支援条例を各地で制定することが呼びかけられ、参加者の中には地元での条例制定に尽力した議員もいたとのことでした。

直接この研修がきっかけとなったものではないかもしれないが、四国内でも徳島県では家庭教育支援条例が制定されています。

本県議会においても、自民党会派の選択的夫婦別姓に対して反対し、国際勝共連合が主張する「旧姓の通称使用のさらなる拡充」を求める意見書を提出したり、「旧統一教会との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書」に反対する姿勢に、その関係性が浮き彫りになっていると思わざるをえません。

今春には統一自治体選があり、自治体議会はより住民に身近なものであり、その身近な議会に、知らぬ間に議員らの行動や自治体の政策が旧統一教会側に影響を受けてはいないか、注視していかなければなりません。

③その他

7月26日「若者が無関係でない政治意識を高めるために」

24日に、県内の若者と地方議員が政治や選挙について意見を交わす「若者と議員の座談会」に参加しました。

去年は、所用があつて欠席しましたが、参加者の大半が大学生だったころからほぼ毎回参加しています。

今年は、コロナ禍でも43人の高校生を中心とした若者の皆さんが参加してくださっていました。

議員は県議、高知市議が18人参加し、17のグループに分かれて、ざっくばらんに意見交換をさせて頂きました。

私が、入った最初のグループは、インターネット投票の話が話題になりました。

しかし、不正投票があるのではないかとの懸念、ツイッターでいろんな政治家の話が流れて

くるけど、それぞれの候補者の訴えはSNSではなく、日常の主張やきちんとした公報で知りたいのご意見もあり、改めて日常活動や選挙公報や法定ビラも重視する必要性を感じました。

また、グループ替えて後半に入った生徒さんからは、須崎市での「子ども議会」に参加して、自分が課題と思っていることの話聞かせて頂いたが、非常に的を射た視点で取り上げられていたので、感心しました。

以前ニュースで、山形県の若者投票率が高いことの一例として、遊佐町で行われている「少年議会」が、中学生と高校生で構成され、遊佐町の若者の代表として「中学生・高校生の政策」を議論し決めており、実際に町の施策に反映され、自分たちの政策を実現するための独自の予算（45万円）も持っているということが紹介されていました。

そして、山形県は、行政において具体的な施策を議論する全ての審議会等に若者委員（20-30代）を1名以上登用することを目標としており、積極的に若者の意見を行政に反映させるなど、若者の政治意識を高めていく仕組みの大事さを感じさせられました。

今朝の高知新聞記事に、「アルバイトの給料が安いことも政治に関係している。無関心であっても無関係ではいられない。課題を知って自分なりの判断ができるようになって」と議員が語り掛けた。とありましたが、このことが、毎回私が、伝えさせていただいていることです。

(3) 緊急事態条項と改憲について

5月4日『「大規模災害」「コロナ」「ウクライナ」をダシに改憲するな』

3日で、日本国憲法は施行から75年を迎えましたが、あまりに憲法を取り巻く状況が危うい中での憲法記念日です。

この間、自民党が大規模自然災害に加えてコロナ感染症が終息しないことを改憲の最大口実にあげてきた緊急事態条項新設に加えて、ウクライナに対するロシアの軍事侵攻で、9条改憲すら、ここぞとばかりに叫ばれ始めました。

共同通信社の実施した世論調査結果では、9

条改正の必要性は「ある」50%、「ない」48%と賛否が拮抗し、朝日新聞の調査では、9条を改正し、自衛隊の存在を明記することには、「賛成」が58%で、「反対」の26%を大きく上回っています。

しかし、共同通信調査では、改憲の機運は、国民の間で「高まっていない」が「どちらかといえば」を含め計70%に上っていることから、私たちはもっと平和憲法の持つ意義と活かしていくことで守られる平和について考える必要があるのではないのでしょうか。

そして、平和の中でこそ守られる基本的人権の尊重、平和を守り抜くための国民主権、平和主義など一つとしてゆるがせにできない基本原則であることを再確認すべきです。

「いざという時に備えるのが憲法」だという政治家がいるが、憲法は、権力者の行き過ぎに歯止めをかけ、権力の暴走を縛る立憲主義を本旨としていることを無視して、権力がその縛りから解き放たれようとしていることを最も恐れるこの間の改憲論議であると言えます。

「危機」に乗じた憲法論議には、拙速に陥る危うさがあります。

これまでは、「災害」をダシに改憲をするなどと言ってきましたが、今や「コロナ」「ウクライナ」をダシに改憲するなど、声を大にしていきたいと思います。

日本が、これまでの自然災害やコロナ対策、アメリカとロシアの代理戦争の被害者であるウクライナから学ぶのは、憲法改悪による戦争のできる国づくりではなく、平和憲法を背景に外交力を高めて、戦争を起こさない国づくりを進めることではないのでしょうか。

(3) 脱原発について

6月1日「泊原発運転差し止め判決下る」

北海道電力が再稼働を目指す泊原発の1～3号機について、北電を相手に運転差し止めなどを求めた訴訟で、札幌地裁は31日、運転を認めない判決を言い渡しました。

谷口哲也裁判長は現在ある防潮堤について「安全性の基準を満たしていない」と述べ、津

波対策の不備を理由に運転差し止めを命じました。

東日本大震災の後に言い渡された、原発の運転を認めない判決としては4件目となります。

谷口裁判長は判決で、2011年11月の提訴から10年以上が経過したことに言及し、原告側が主張立証を尽くしたとして審理終結を求める一方、北電側が、複数の争点について主張立証する具体的な予定がないとしたことに触れながら「北電が安全性に関して立証を終える見通しが立たず、これ以上審理を続けることを正当化するのには難しい」と結審させた理由を説明しています。

既存の防潮堤（高さは海面から16.5メートル）の安全性について、14年にできた防潮堤をめぐっては、原子力規制委員会が地盤の液状化の可能性が指摘され、北電側は「さらなる安全確保のため、堅固な地盤の上に造り直す」と説明していたが、判決は「地盤が液状化しないことを相当な資料で裏付けていない」と指摘し、新たな防潮堤について「構造などが決まっていない」としました。

その上で「想定される津波に対して防護できる施設は存在していない」と述べ、東日本大震災の後にできた新規規制基準が定める安全性の基準を満たしていないと判断し、原告のうち原発の半径30キロ圏内に住む44人について差し止め請求を認めました。

訴訟では周辺の活断層なども争点になっていたが、判決は「そのほかの争点について判断するまでもなく、津波によって原告らの人格権が侵害されるおそれがある」と結論づけています。

また、昨年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画は、30年度の電源構成に占める原発の比率を「20～22%」にする目標を掲げており、その実現には、規制委に審査を申請した27基すべての再稼働が必要になる水準ですが、東京電力福島第一原発事故後に安全基準が厳しくなり、再稼働は10基に止まっています。

司法判断以外でも、テロ対策施設の建設が期限に間に合わず、ロシアのウクライナ侵攻で表面化した原発攻撃に抗うことのできない問題の浮上など、常に停止リスクにさらされる原発は、もはや安定電源とは言えない脆弱性を伴ってい

るものであるということを改めて考えさせられる判決であると言えます。

6月18日「対策しても防げない原発事故なら稼働させるな」

東京電力福島第一原発事故で被害を受けた住民らが国に損害賠償を求めた4件の集団訴訟で、最高裁第二小法廷（菅野博之裁判長）は17日、国の責任を認めない判決を言い渡しました。

福島第一原発の事故以前の津波対策について「防潮堤の設置が基本だった」と位置づけ、「それだけでは不十分との考えは有力ではなかった」とする一方で、実際に発生した地震や津波は長期評価の想定よりも「はるかに大規模」で、仮に防潮堤を設置していても「海水の浸入を防げず、実際の事故と同じ事故が起きた可能性が相当にある」と判断しています。

まさに、判決は津波対策をとっていても事故を回避できなかった、という点のみに注目し、国の責任を否定したもので、「対策を取ったとしても事故は防げなかった、だから国に責任はない。」と言っているに等しいと思われま

す。これからは、事故が起きても国は責任を取らないことが肯定されるという判決を踏まえたい。原発活用の是非は議論されるべきだろう。

対策をとっても防げないのが原発事故だとしたら、またその事故責任が取れないものであれば、原発を稼働させてはならないことをこの判決は明らかにしたと言わざるをえません。

この判決が3.11以前の無責任体制への回帰とならないことを願うばかりです。

7月15日「原発事故での東電の経営責任は当然の判決」

東京電力福島第一原発事故をめぐり株主48人が旧経営陣5人に対し、「津波対策を怠り、会社に巨額の損害を与えた」として22兆円を東電に賠償するよう求めた株主代表訴訟の判決が13日、東京地裁で下されました。

判決は、巨大津波を予見できたのに対策を「先送り」して事故を招いたと認定し、取締役としての注意義務を怠ったとして、勝俣恒久元会長ら4人に連帯して13兆3210億円を支払う

よう命じたものです。

判決は、原発事故が起きれば「国土の広範な地域、国民全体に甚大な被害を及ぼし、我が国の崩壊にもつながりかねない」と指摘し、原子力事業者には「最新の知見に基づき、万が一にも事故を防止すべき社会的・公益的義務がある」と明示しています。

焦点となった、国が2002年に公表した地震予測「長期評価」には「相応の科学的な信頼性があった」と認定し、これを元に東電会社が08年に計算した最大15.7メートルの津波予測の信頼性も認めています。

そのうえで、東電の原発部門「原子力・立地本部」の副本部長だった武藤氏が08年7月、計算結果の妥当性の検討を土木学会に委ねて対策を講じなかったことを「不作為」とみなし、「津波対策の先送りであり、著しく不合理で許されない」と指摘しています。

これまでの原発事故の避難者らによる裁判では、被害の大きさから賠償額は上積みされたが、経営判断の過失の認定は曖昧であり、旧経営陣が業務上過失致死傷罪に問われ強制起訴された刑事裁判も一審は無罪、国の責任は6月に、最高裁が認めないという判決に一体責任はどこにあるのかと言わざるをえない判決ばかりでした。

しかし、今回の判決は、東電の経営責任をはっきりと認め、経済合理性よりも、安全への投資や法令順守こそが原発を持つ企業の経営者責任ではないのかと、判決は改めて問いかけているように思います。

弁護団は「原子力事業者の取締役たちに事故の責任があると認定されたことで、今後各地の原子力事業者の経営判断にも影響が出てくる。」と言われていたが、そんな判決が出された翌日には、岸田首相は電力逼迫などに対応できるよう安定供給を確保するため、今年の冬に最大9基の原発稼働を進めることを経済産業大臣に指示をしたと明らかにしています。

いざという時に責任を取らされるのは、原子力事業者の取締役たちであるということが断じられた判決を目の当たりにして、このようなことが発せられるこの国の電力政策の無責任さこそ問われるべきではないかと思うところです。

■判決の骨子

- ・原子力事業者には事故を万が一にも防ぐ社会的義務がある
- ・国の地震予測「長期評価」には信頼性があり、巨大津波は予見できた
- ・武藤氏は津波対策を不合理に先送りし、武黒氏はそれを是認した
- ・勝俣、清水両氏は武藤氏らの判断が妥当なのかの確認を怠った
- ・浸水対策で原発事故は回避できた
- ・東電の損害は廃炉、被害者への賠償、除染・中間貯蔵対策で計13兆3210億円

8月25日「国民の声聞かぬ岸田政権『原発回帰』への大転換」

24日、脱炭素の実現について議論するグリーン・トランスフォーメーション実行会議で、岸田首相は、原発の新增設や建て替えについて検討を進める考えを示しました。

2011年の東京電力福島第一原発事故以来の大きな政策転換となり、原則40年の運転期間の延長も検討する方針で、「原発回帰」の方向性を明らかにしたと言えます。

原発の運転期間は、法令で原則40年、原子力規制委員会が認めれば最長60年と決まっており、新たに建てなければいずれゼロになるものが、新增設に転換すれば、将来も長期にわたって原発に頼ることを意味するものとなります。

事故以降、歴代政権は原発への依存度を低減する方針を掲げてきており、政府は昨年10月に改訂したばかりのエネルギー基本計画で、原発の依存度は可能な限り低減すると定め、関係大臣らは新增設や建て替えを「現時点で想定していない」と繰り返してきたにも関わらずであります。

岸田首相は電力供給の当面の方針として、これまでに再稼働した10基に加え、事故を起こした東電の柏崎刈羽6、7号機や関西電力高浜1、2号機など7基についても、来夏以降に再稼働を進める方針を示し、「国が前面に立ってあらゆる対応をとる」と話し、政権として再稼働を進める異例の発言をしています。

ロシアがウクライナ侵攻をはじめて6か月と

なるが、その間の原油や天然ガスが高騰し、ガソリンや電気料金が値上がりし家計を圧迫するなどエネルギーを輸入に頼る日本のもろさに押されたのではないかと思われませんが、一方で原発が災害時だけでなく有事の際のリスク拡大につながっていることには、目をつぶろうとしているのかと言わざるをえません。

環境経済学の龍谷大学大島堅一教授は、今朝の朝日新聞7面で、「首相の指示は福島原発事故を教訓に、なるべく原発に頼らない社会を目指すという、大きな流れを覆す大転換だ。そんな重大な決断を、国民が傍聴もできない会議で軽々しく決めようとして良いのか。もはや原発のコストは高い。原発事故前に1基約4千億円だった建設費は事故後、規制の厳格化で欧米では1兆円を超えた。2030年時点での発電コストは、経済産業省の試算でも原発より太陽光の方が安い。次世代原発はさらに高くなるとされる。政府が旗を振っても手を挙げる電力会社がいるのか疑問で、国民負担となる国による補助なしには成り立たない。」と指摘されています。

ここでも国民の声を聞かずに、ロシアのウクライナ侵攻を奇貨とした福島の教訓に背くような方針転換を行おうとしており、けして許されるべきではありません。

12月24日「福島第一原発事故の惨禍は忘れたのか」

岸田政権は、今回も、安保関連三文書問題に続き、熟議もなしに、国の大きな政策転換を平気で、行おうとしています。

福島第一原発事故後の多大な犠牲と、その反省と教訓に立った抑制的な姿勢を捨て、再稼働の加速、古い原発の運転延長、新型炉への建て替えが柱となる原発を積極的に活用することを盛り込んだ「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた基本方針案」をとりまとめました。

しかし、原発は設計時、耐用年数を40年間と想定して造られており、老朽化するほど、安全面での不確実性が高まり、「原則40年、最長60年」の運転期間ルールは、福島第一原発の事故後に与野党の合意で導入され、原子力規

制委員会が所管する法律にも組み込まれています。

ところが、新方針ではこのルールを無視して、60年を超える運転に道を開くもので、議論を避けて長期運転を既成事実化しようとするものです。

国内では40年に満たない原発でも、劣化によるトラブルが起きており、老朽化が進むと維持管理コストも高くなり、事業者が長期運転よりも廃炉を選択するケースが多いとみられます。

そして、建て替えとなると、新型炉の建設費において業界の求めに応じて、政府が政策的支援を打ち出し、国民負担がいたずらに膨らむことも懸念されています。

新方針がうたう「次世代革新炉の開発・建設」も、安全面の保障が際立って高まるわけでもなく、安全性に関しては、甚大な自然災害が多いことに加え、ウクライナで起きたような軍事攻撃の危険に対処できるかという懸念もあります。

さらに問題なのは、原発に頼る限り、使用済み核燃料や放射性廃棄物の扱いは避けて通れない問題でありながら解決の道筋は見えていないのが現状です。

これらの課題を残したままの「新方針」では、エネルギー不安などに乗じて推進の利点ばかり強調し、見切り発車する構図は、先般の安保政策転換と同様の手法ではないかと言わざるをえません。

このような拙速な原発政策の転換は許されるはずはなく、福島第一原発事故の惨禍から学んだ教訓を思い起こし、改めてこの「新方針」を撤回し、再検討されるべきであるとの声をあげて行くべきです。

2月15日「原子力規制委員会が60年超運転をゴリ押し決定」

原子力規制委員会は13日、臨時会を開き、原発の60年超運転に向けた新たな規制制度案を決定しました。

委員5人のうち4人が賛成、石渡明委員が反対を表明したとされていますが、杉山・伴委員は、「論議が足りない」とも述べており、本来

なら継続審議になってもおかしくないような雰囲気のもの、山中委員長が「決定」と言い放ち終了たとも言われています。

老朽原発の規制の在り方を大転換させる重要案件が、委員の意見が一致しないまま決められる異例の事態となり、拙速な決定には、賛成した委員からも疑問の声が上がっています。

現行の原子炉等規制法（炉規法）は原発の運転期間を「原則40年、最長60年」と定めていますが、政府は昨年12月、再稼働の審査や司法判断などで停止した期間を運転年数から除外し、実質的に60年超運転を可能にする方針を決め、改正法案を今国会に提出しようとしています。

原子力規制委員会が原発の60年超運転に向けた新規制案の決定をゴリ押ししたことは、反対の声に向き合わず性急に原発推進に踏み込む政府と歩調を合わせ、独立性を掲げる規制委の使命を放棄するものとして、批判の声が高まっています。

再稼働を目指す原発の中で最も古いのは、関西電力高浜1号機の48年で、60年を超えるまでに10年以上あり、急いで制度を変更する必要もありません。

これでは、東電福島第一原発事故の教訓で、推進と規制を分離するために発足した規制委の理念を葬り去ろうとしているように思えてなりません。

12年目の3.11を迎えようとしている今、このような形で法案を提出成立させることは断じて許せません。

3月17日「原発立地自治体の3割が原発攻撃の『不安を感じる』」

原発が立地する13道県22市町村に共同通信がアンケートした結果、約3割の自治体が国内の原発が攻撃される可能性に「不安を感じる」と回答したとの報道がありました。

約7割の自治体は防衛や外交の問題だとして回答していないが、自由記述では国に安全対策の強化を求める声なども多く、原発が武力攻撃に遭ったロシアのウクライナ侵攻から1年経ち、危機感が高まっていることの現れだと思われれます。

「不安」と答えたのは、四国電力伊方原発のある愛媛県伊方町や、東北電力女川原発がある宮城県石巻市、東京電力柏崎刈羽原発がある新潟県柏崎市、関西電力美浜原発がある福井県美浜町など11市町となり、13道県を除く、基礎自治体の半数でした。

理由は「ウクライナの状況を見ると当然不安を感じる」（愛媛県伊方町）、「日本の原発へ武力攻撃が起きないとは言い切れない」（静岡県御前崎市）などで、残りの13道県11市町村は「不安を感じる」「不安は感じない」とした選択肢は選ばずに、「外交上、防衛上の観点で国が検討すべき課題」などと自由記述で、国に対する要望があげられていたとのことです。

いずれにしても、ロシアが昨年2月のウクライナ侵攻の開始直後、旧ソ連時代に事故を起こしたチェルノブイリ原発を制圧し、1カ月以上占拠したり、同3月には稼働中だったザポロジエ原発を砲撃し、制圧するなど稼働原発への軍事攻撃が現実のものとなったことから、戦時下の文民保護を定めたジュネーブ条約で禁じられているといえども、原発への武力攻撃は回避できないものとして突きつけられており、岸田政権の原発回帰路線は断じて許されません。

7 病院企業団議会調査研究について（委員会審査に反映）

7月17日「コロナ禍での高知医療センター」
15日には、高知医療センターを運営する県・市病院企業団議会議員協議会が開催されました。

2021年度決算見込みでは、新型コロナウイルス患者の受け入れ病床を確保した医療機関に対するいわゆる空床補償の補助金や外来・入院患者の増加で、経常収支が18億3500万円の黒字となり、2年連続の黒字となることが報告されました。

収入は、コロナ禍による受診控えで落ち込んだ患者数が回復基調にあることから、「医業収益」は180億7300万円、コロナ対応病床を確保したことに伴う県の空床補償などの補助金収入32億4700万円などの251億98

00万円、支出は。患者増に伴う材料費が3億700万円増え58億1400万円となる一方、減価償却費5億1600万円減の18億7千万円となったことなどから233億6300万円となりました。

小野院長からはコロナ「第6波」の対応状況について報告の上、今後の対応が示されました。1～6月の受け入れ患者数のうち、重症者の割合は1～2月では全体の22%だったのが、3～6月には10%と大きく減少するなど重症化の割合が少なくなっていることが示されました。

また、「第7波」の対応について小野院長からは「重症患者を診るだけでなく、感染初期の段階で患者を把握し、初期対応ができるように協力し、県・保健所・医師会と連携し、各医療機関で初期対応がスムーズに行われるよう研修会開催などへの協力している。コロナ対応として役割の多くを果たしている医療機関であることから、持続可能な地域医療提供体制の点からも責任は大きい、」との説明がされました。

さらに、2015年に高知医療センターに入院中の男性がベッドから転落後に死亡し両親が損害賠償を求めた訴訟について、病院側の過失を認め約6600万円の支払いを命じた高松高裁判決を不服とし、最高裁に上告受理を申し立てたことも報告されました。

その際の説明として、「裁判所鑑定の問題点」「高裁判決の問題点」「結果回避義務違反」について、「客観的な評価でない」「矛盾がある」「事実誤認がある」「実務評価が全否定されている」「暴論である」「説明がない」「どこに過失があるか」など、現場の実態を踏まえない判決は、「我が国のICU臨床に大きな影響がある不当な判決で看過できない」という姿勢が露骨に表明されていました。

議員から、その説明の際の姿勢についての批判も出されるなど、そこまで、言い切れるのかとの感想も持たざるをえないような説明でありました。

8 バリアフリースーツリズム調査研究について

9月14日「バリアフリー観光と防災」

今日の午後は「令和4年度バリアフリー観光スキルアップ研修会」に参加してきました。

バリアフリー観光は、会派で先進県の取り組みなども視察する中で、議会で取り組んできて、今では「誰もが安心して楽しめる高知県観光の実現に向け、バリアフリー観光の推進」に取り組まれています。

今年の研修では、高齢者や障がいのある方など、高知を訪れるすべての方に高知観光を楽しんでいただくためには、災害時への備えや情報提供も重要であるということで、「逃げる！バリアフリー～観光地での安心と安全はすべての人に平等に～」ということで、お二人の先生からご講演を頂きました。

第一部は、NPO法人バリアフリーネットワーク会議代表親川修先生から、「「逃げバリ」ってなに？」とのテーマでお話しいただき、第二部では高知県立大学看護学部特任教授神原咲子先生から「バリアフリー×防災＝あんしんをかんがえる」とのテーマでお話し頂きました。

最後のトークセッションは「明日からできる！事例から学ぶ「逃げバリ」の実践」といことで、親川修先生、神原咲子先生、高知県バリアフリー観光相談窓口笹岡和泉さんからいろんな実践例に対する評価や今後つなげていけばいいことなどのアドバイスがされました。

全体を通じて印象に残ったワードを少し紹介させていただきます。

- ・障がい理解から始まる優しい想像力で、逃げるバリアフリーを考え、実践する。
 - ・「安心と安全は全ての人に平等に」これができない観光地は後退していく。
 - ・災害時の「三難三助」。
 - ・心のバリアを下げ、〇〇に避難すれば安心というところが必要。
 - ・障がい者とどう接していいかわからないということがあがるが、これ自体が最大のバリア。
 - ・おもてなしの循環のような防災に取り組む。
 - ・当事者が参加できる訓練参加のバリアを下げる。
 - ・農福連携があるなら観光・福祉の観福連携があってもいいではないか。
- 改めての気づきと実践へのヒントを頂けた研修会でした。

9 その他

(1) 移動貧困社会について

5月6日「免許返納高齢者の暮らしの不便も解消して」

今朝の高知新聞社説では、「【高齢運転者対策】生活支援とも向き合って」と題して、「改正道交法は、一定の違反歴がある75歳以上を対象とした運転技能検査（実車試験）の導入を大きな柱の一つとし、また、先端技術を搭載した「安全運転サポート車（サポカー）」の限定免許制度」など、高齢ドライバー向けの新たな対策が今月13日に始まる中での、課題について書かれています。

「試験の対象者は、教習所などで実際に運転して検査を受け、合格者はさらに記憶力や判断力をチェックする認知機能検査を受け、認知症の恐れがないと判定されると高齢者講習を受け更新するが、期限までに合格できないと免許を更新できない。」とされ、対象者の2割ほどが不合格になるとする試算がされています。

高齢者のリスク軽減を図る動きとしては、免許の自主返納制度が始まって20年以上になりますが、免許返納問題は、公共交通機関が限られた地域では、買い物や通院に支障が出ている中で、新たな代替策が確保されないと移動の自由を保障がされないのです。

2月定例会の私の質問でも、このことについては取り上げたのですが、2021年度の「集落実態調査」では、76.1%の方が、日常の移動手段が『自家用車（自分で運転、バイク・原付含む）』でありながら、自家用車の利用について、『（今後10年以内に）利用できなくなる不安がある』とされた方が47.2%にのぼっています。

日常生活で不便に感じているのは、『移動手段の確保』47.4%、『病院、診療所がない、または遠い』32.9%、『食料等の生活用品の確保』31.90の順になっています。

社説でも、最後に「新たな制度が始まり、生活の支援策は待ったなしになる。地域の実情に

合った支援の充実は、高齢者の健康や生きがいに関わる。個人の問題にとどまらず、集落の機能維持にも影響する。地域社会全体で取り組んでいく課題だ。」と結ばれていますが、知事は議会で次のように答弁されました。

「過疎高齢化が進む中で免許返納後の移動手段の確保は、大変に切実な問題であるというふうに受けとめている。住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにも、移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支えていくということが必要であると考えている。また、集落実態調査では、地域の公共交通機関について、利便性などに課題があるとの御意見もいただいていることから、公共交通の利便性の確保という観点から、例えば、コミュニティバス、デマンド型の乗合タクシーなどといった、地域の実情に応じたよりきめ細かな移動手段を整備していくということが重要であると考えている。引き続き、地域の支え合いの中で、移動手段の確保が拡大していくよう、市町村とともに支援をしていきたい。今後も、移動手段の確保の取り組みを、市町村や関係者、県民の皆さんとともに着実に進めて、高齢者の方々が免許返納後も生活の質を維持できる社会を目指していきたいと考えている。」

これらの答弁の具体化を注視していきたいと思えます。

(2) 働き方について

6月5日『「過労徴候しらべ」で働き方のチェックを』

マスコミ報道にあった厚生労働省所管の独立行政法人「労働安全衛生総合研究所」のHPに掲載されている「過労徴候しらべ」を見てみました。

過労死等防止調査研究センターの研究者らが、2010年1月～15年3月に脳・心臓疾患で労災と認められた全1564件の過労事案に関し、労働基準監督署による非公開の報告書（調査復命書）を分析したものです。

過労死対策を法律として初めて定めた「過労死防止法」が施行された翌15年に発足した過

労死等防止調査研究センターでは、同法に「国が過労死などに関する調査研究をする」と明記され、国の研究機関である同センターが研究目的で使うことが可能になったことから、労災申請を受けた労基署が、会社側や関係者らを調査した結果をまとめた文書であり、本人や家族が開示請求しても非開示になることがあるほど、秘匿性が高いとされた調査復命書を活用できるようになったとされています。

この情報を分類した結果、「異常に汗をかく」「肩や背中に激しい痛みを感じる」といった症状を過労の兆候と判断し、26項目にまとめたチェックリストを作り、過労リスクの早期把握を呼びかけています。

26項目をもとにした調査票「過労徴候しらべ」は、サイトに公表されており、各項目について「頻繁にあった」(4点)から「全くなかった」(1点)までを4段階で選び、全項目で「全くなかった」なら最低点は26点、最高点は104点になるものです。

結果として、過労徴候しらべの得点が高いほど、それらの既往歴も多くなる関連性が観察されたと言われていますが、「何点以上なら過労リスクがある」などの判断はできないが、「職場の平均を超える人は過労リスクが高い」といった使われ方を想定しており、過去6カ月以内に1項目でも頻繁に起きていたら、過労の恐れがあるとしています。

上席研究員の久保智英さんは「従来はブラックボックスだった復命書を活用できるようになり、大きな前進だ。調査票で職場の疲労を『見える化』できる。合計点の高い層の共通点を分析すれば職場のどこに問題があるか分かる。職場単位で使って環境改善につなげてほしい」と指摘されています。

多くの職場で、このチェックリストを活用した疲労の「見える化」で過労死防止となる取り組みにつなげることが求められます。

6月11日「ダイオキシンをふくむ2・4・5T系除草剤の早期撤去を」

林野庁などによると、猛毒のダイオキシンをふくむ除草剤「2・4・5T系」をかつて国有林で使っていたが、「毒性が強い」ことが判明し

たことから、1971年に使用が中止され、2021年1月時点で、15道県42市町村に計約26トンが埋められたままになっていることが明らかになっています。

本県内では、県内6市町村の計6か所に昭和46年度に埋設されており、そのうち安芸市と四万十市(旧西土佐村)、大豊町の一部については、昭和59年度に現地から掘削撤去されており、現在も土中に除草剤が埋設されている場所は、いの町、大豊町、土佐清水市の3か所となっています。

そのうち12道県20市町村の約18tは、林野庁の通達と異なる方法で出先機関が埋めたままであり、昨日の県議会でのわが会派の上田周五県議の質問で、県内でも土中に埋設された状態にある3か所のうち、いの町、大豊町の2か所では通達とは異なる方法で埋設されていることが明らかになりました。

わが会派の上田議員は、いの町の現場を確認したうえで、国に撤去を求める県の姿勢を質しました。

知事は、近年の豪雨や地震等に伴う土砂災害の発生も考慮し、埋設した除草剤の撤去を念頭に最終処理する方法の検討に林野庁が着手していることを踏まえて、本年度、安全な掘削撤去と無害化処理について十分な検討のうえ、来年度には、四万十町を含む全国4か所で、先行撤去を行うとの方針が示されていることを明らかにしました。

さらに、全国のその他の埋設場所においても、令和6年度以降に、順次、掘削撤去される予定になっており、県としても、「県内すべての埋設場所で掘削撤去が確実に行われるように、地元の自治体とも連携し、林野庁に対して求めていく。」ことを回答しましたが、上田議員は、令和6年度以降といわず、早急に撤去していくことを求めました。

まさに、国の責任を果たさせて県民の財産を守り、地域住民の安全安心を確保することこそ県の責任であると言えます

9月26日「『高知の男性、家事・育児力全国一』ってホント?」

高知新聞一面トップに「高知の男性、家事・

育児力全国一」と驚きの見出し記事がありました。

「積水ハウス」が実施した「男性育休白書」で、男性の家事・育児力の都道府県別ランキングで、高知県が家事・育児の時間や関与度などでトップとなり、総合スコアで前年の10位から大きく前進し全国1位となったとのことです。

調査開始の19年の23位から年々順位を上げていた高知は、家事・育児の項目数(8.5項目)や家事・育児時間(週18.4時間)などで1位に、幸福度は3位、育休取得日数(10.2日)は11位となり、総合で首位の座についたものです。

記事には、高知大学の森田美佐教授は、上位3県は共働き率が全国平均より高く、特に高知は夫が仕事をし、妻は専業主婦という割合が低く、「高知では男性の家事・子育て参画が欠かれない。男性が共稼ぎを普通のことと受け止める文化があり、妻だけが家事をやるべきとは考えてないのかもしれない」との指摘があります。

一方で、これも2021年9月に高知新聞の記事にもあったが、私も理事をさせて頂いている高知県自治研究センターが県内男性に行ったアンケート結果では、家事については、男性が「家族の洗濯物を干す」ことへの肯定的な反応は、内閣府調査は6割弱だったのに対し、県内では94.5%に上るが、家事の総量を100%とした場合の負担割合を尋ねると、平均30.5%と全国並みで、「意識は高いけど、行動には結びついていない」とご協力いただいた高知大学森田教授は指摘されています。

「高知は共働きが多く、出産や子育てのために離職する女性の割合が全国で2番目に低い。稼ぎの面だけでなく、男性もパートナーとして家事や育児にもっと関わって」とも森田教授から呼び掛けられていたが、そのような実態もあることも踏まえて、真に男性の家事・育児力を高めなければならぬのではないのでしょうか。

11月13日「年に一度の最賃引き上げでは追いつかない」

今年の10月9日発効の最低賃金は本県で853円(前年度比+33円)で、全国平均では

961円となりました。

しかし、これは最賃引上げ基準となる基礎的支出項目の物価上昇率(4月4.5%)にも満たない不十分なもので、9月の物価上昇率は前年同月比で、消費税増税時を除くと31年ぶりに3.0%と発表された(総務省10月21日)ことから、直後の24日に、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」が厚労省に対して最低賃金の再改定を求めて交渉しました。

今や大きな政治問題になっているが、食料品や電気代をはじめとした物価高騰が暮らしを直撃する中、実質賃金が上がらず、円安対策も打つ手なしの政府の経済対策も効果が見えない中、最低賃金の大幅見直しが緊急課題であるといえます。

「欧米諸国では物価に対応して随時最賃が改定されており、日本でも中央審議会の開催で協議ができるのだから開催すべきだ」と迫る「キャンペーン委員会」に対して、厚労省側は「物価高だけに限定しないで、総合的な見地から判断」と逃げているが、「今年4月までの物価で判断した10月の最賃では生活できない。その後の物価を反映した最賃審議会を開催すべき」と非正規職に賃上げが届かない中では、臨機応変の最賃引上げしかない、再度の審議会開催を求めています。

11月9日の衆議院厚生労働委員会でも、この問題が取り上げられ、政府は、年に何回改定するか、法律上の決まりがないことを認めています。

「防衛費」GDP比2%、その財源は消費税増税などという政府・与党の方向性はあるもののほかであり、最低賃金を4月にも引き上げるとは、所得の少ない人の生活を支え、賃上げを促すもので、必要に応じた随時の最賃引き上げと政府は真摯に向き合うべきであり、この課題は、全ての働く者の課題であります。

1月7日「実質賃金下落の一途」

厚生労働省が、昨年11月分の毎月勤労統計調査(速報)で、物価の影響を考慮した「実質賃金」は前年同月比で3.8%減少したことを昨日発表しました。

減少は8カ月連続で、その減少幅は消費税

直後の2014年5月以来、8年6カ月ぶりの大きさを、物価の高騰に賃金の伸びが追いつかず、家計の厳しさが増す状況が続いています。

パートを含む働き手1人あたりの「名目賃金」にあたる現金給与総額は、同0.5%増の28万3895円で、伸び幅が縮小しています。

一方、実質賃金の計算に用いる消費者物価指数の上昇率は同4.5%で、第2次石油危機後半の81年6月以来の高さとなっています。

岸田首相は、4日の記者会見で「インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と企業に求め、自らは「賃金が毎年伸びる構造を作る」と言い、政府も最低賃金の引き上げや、公的機関や政府調達に参加する企業の労働者の賃金がインフレ率を超えることを目指すと表明したが、俄かに期待できるものではないし、どこまで本気かと言わざるをえません。

同じく厚生労働省は4日、2022年10月の生活保護申請は1万9700件で、前年同月と比べ5.2%増え6カ月連続の増加となったことを発表しており、「新型コロナウイルス禍や物価高が一因となっている可能性がある」とされています。

この状況を見ても、長年の「実質賃下げ」「円安」にコロナ禍とインフレ直撃で生活は苦しくなる一方なのに、内部留保は過去最高を更新して505.4兆円という大企業の実態や、アメリカからの兵器爆買いや少子化対策のために増税を言い出す岸田政権に「実質賃上げ」を期待できるのでしょうか。

本気で今年の春闘を闘い、産業別の大幅な賃上げを勝ち取るとともに、何よりも組織されていない圧倒的多数の非正規雇用労働者の賃上げにつながる最賃引き上げを秋まで待たずに、早い段階で勝ち取る闘いこそが求められているのではないのでしょうか。

(3) 議会改革について

4月14日「文通費の今回の見直しは信頼失うもの」

ここ数日、国会議員に月100万円支給される文書通信交通滞在費（文通費）についての見直しのあり方が報道されています。

昨秋の衆院選後、在職1日での満額支給に対して問題提起されて以降、文通費改革で日割り計算をはじめ、使途公開、未使用分の国庫返納が議論されてきましたが、24日には参院石川選挙区補欠選挙の投開票があり、この当選者から日割り支給を適用するため、14日の衆院本会議で関連法案を通過させることで合意されたようです。

しかも、名称を「調査研究広報滞在費」と変更したことにより、今は「公の書類発送、通信のため」と法律で定めている使途が事実上、拡大することになるという呆れた見直しとなっています。

5ヶ月もかけてここまでの見直し合意しかできないとは、国民に不信感を増幅させられるばかりだと思わざるをえません。

「使途公開」と「未使用分の国庫返納」については、今国会中に結論を出すとしているが、「公開」、「返納」は当然のこととして、さらに「領収書の添付公開」も含めて、国民の疑問に答える見直しがされるべきだと考えます。

そして、私たち県議会では、懸案の「費用弁償」の実費支給への見直しを急ぐべきだと考えます。

6月14日「県議会クラスターで議会運営に支障」

県議会6月定例会質問戦初日の10日に自民党県議2人の感染が判明しました。

その段階では、議会内に濃厚接触者はいないとされたが、自民党会派内で自主的に検査を受けた結果、11日に明神議長と西内隆純副議長を含む4人、さらに13日には5人の感染が分かり、今後の議会運営のあり方について議会運営委員会で協議されました。

議運では、本会議は条例定数（37人）の過半数の出席で開けるため、今日以降も継続されますが、議長、副議長が感染しているため、今日の本会議で仮議長を選出して開催することとなります。

しかし、明日の質問予定者の中にも、感染欠席者がいることから、明日は午前中で本会議質問が終了することとなります。

そして、本来なら、16日から、常任委員会

で付託議案を審査することとなるのですが、私の所属する危機管理文化厚生委員会では5人が感染しており、過半数の出席がえられず、委員の復帰を待って開催することとなっています。

「議員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について」の取り決めでは、「議員は公職であり、また、多くの県民と接する機会があること」から「氏名の公表」了解や日頃からの「感染防止対策の徹底」が定められています。

今回のことで、改めて気を引き締めて対応しなければならないことを自覚して、議会活動に取り組みたいです。

また、今回の「県議会クラスター」について、県民に対してしっかり説明責任を果たすことは、県議会の責任でもあり、昨日の各派代表者会でも、その方向では一致したことが確認されていますので、そのことについても県民の会としても県民の皆さんの声に寄り添い対応していきたいと思っています。

3月30日「たゆまぬ『議会改革』を」

高知新聞に3回連載されてきた「県議会は変わったか」は、今朝で最後となりました。

そして、最後は「緩みないチェックを」とのテーマで、議会改革のことに触れられています。

コロナ禍で、踏み込んだ議会のデジタル化ではあったが、私たちが10年以上訴え続けてきた常任委員会のインターネット中継は実現しませんでした。

記事では、全国都道府県議会では過半数が、オンライン配信を導入済みとなっている中で、本県は自民・公明が「費用対効果や答弁の正確性などを理由に消極姿勢を崩さなかった。」とあります。

私も、このことについては、「県民との距離を縮める」ために、議会傍聴の機会を保障するために、随分とやり取りをしながら求めてきましたが、反対多数の中で実現していないことが残念でなりません。

また、これも2期目から訴え続けている「費用弁償」の実費支給についてであります。

「費用弁償」というのは、いわゆる議会登庁日の交通費のようなものでありますが、それが実費ではなく、距離区分によって定額で支払わ

れている矛盾を改めるべきと求めてきたが、これも未だに自公の反対で、実現していません。

今だに本県のように、完全定額支給なのは、全国で13県のみで、支給なしが2都・府、実費支給が13県となっています。

政務活動費の透明性確保のため、それまで証拠書類の有料でのコピー申請をしていたものを、全国の都道府県議会ですべて最初にHPで公開をさせたときには、全国から先進的な取り組みと言われたが、いまや「議会改革後進県」と言われかねない状況です。

毎回の県議選でも、議会改革について訴えてきましたが、改革にも県民の皆さんの後押しが必要だと思っています。

(4)その他

①関西経済戦略につて(議会質問に反映)

4月21日「IR整備和歌山でも頓挫」

和歌山県では、誘致を進めてきたIRの整備計画について、昨日の県議会本会議で、国への申請案を否決しました。

政権によって成長戦略の柱と位置づけられたIRの整備は、法律上、最大で3カ所を想定しており、一時期はこの3枠に4地域が名乗りをあげていましたが、市長選で誘致に反対する候補が当選した横浜市の撤退に続いて、さらに和歌山県の計画も頓挫することとなりました。

一方、長崎県では同日の県議会本会議で、整備計画を承認する議案を可決し、28日の期限までに国へ認定を申請することとなりました。

横浜や和歌山では依存症や治安悪化への懸念から、誘致の是非を問う住民投票を求める活動に多くの署名が集まるなど、市民の反発も根強かった上、和歌山では「事業者の出資や融資の計画があいまいだ」との声が議会内で強まったことが、否決の大きな要素のようです。

長崎でも、可決されたものの、資金調達先の企業名などが非公開になっていることを不安視する声もあがるなど、整備計画には多くの不透明性が見受けられるようです。

大阪においても、松井市長らはこれまで「I

Rで公的負担はない」としてきたが、昨年末、市で建設予定地の液状化対策費など約790億円を負担する方針を発表するなど当初からの説明を転換するなど、府・市民の疑問は解消されているとはいえません。

このようにIR構想には、「経済発展という『幻想』」に伴う多くの負の影響とともに、払拭しきれない依存症や治安悪化の問題などがつきまとう中、まっとうな経済活性化政策として歓迎する地域住民はけして多くはないのではと思われまます。

そして、このようなIR構想や万博に依存する本県の「関西・高知経済連携強化戦略」は、よほど注視していなければと改めて思わざるをえません。

1月6日「浜田県政の満足度と『関西戦略』」

1月4日付高知新聞に、「浜田知事の高知県政、県民は「満足」76%「不満」18%で1年前と同水準」との見出し記事がありました。

浜田県政の評価は、「大いに満足」12.3%（21年10月調査比2.2ポイント減）、「まずまず満足」63.8%（4.6ポイント増）、「やや不満」16.5%（1.1ポイント減）、「大いに不満」1.5%（2.7ポイント減）だったとの結果です。

世論調査の項目ごとの結果は、1月中旬に詳報される予定で、それを見ないと施策との関係がよく分からず、何とも言えませんが、県が昨年8月中旬からの約1か月間3000人を対象に実施し有効回収率55.7%だった「令和4年度県民世論調査」も昨年12月に公表されていますので、それとの関係で分析してみることも必要ではないかと思われまます。

ちなみに、「県の基本政策」の中の「経済の活性化」については、第4期高知県産業振興計画に基づき、県が行っている施策のうち特に力を入れるべきものについて尋ねたものですが、「農林漁業の生産地の強化」が37.3%で1位になっており、次いで、「産業の担い手の育成・確保」が36.0%、「観光の振興」が27.1%と続いています。

今年度は「農林漁業の生産地の強化」と「観光の振興」と「県産品等の地産外商の促進」と

「防災関連産業、IT・コンテンツ関連産業、グリーン化関連産業など新たな産業の創出」と「SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた事業活動の推進」が昨年度より増加しています。

しかし、知事が公約に掲げ、ウィズコロナ、アフターコロナにおける県経済の起爆剤とすべく取り組んでいる「関西圏との経済連携の強化」は調査項目の最下位で6.0%となっており、知事の最大公約が、県民から注力を求められていないことなども含めて、浜田県政が「『共感』と『前進』の好循環」が図られているのか、これからも注視していきたいと思われまます。

②交通安全について

4月18日「『みえない交差点』で事故多発」

15日に春の全国交通安全運動が終わったが、昨日の朝日新聞には「みえない交差点」の特集記事があり、信号機も、横断歩道もない、なんの変哲もない十字路こそが、交通事故の多発地点であることが、警察庁の全国の人身事故データから明らかになったとのことが、記事になっていました。

事故が発生すると、警察は現場検証で見取り図を作り、事故状況や交差点名など約100項目の情報を「交通事故統計原票」に記載しており、都道府県警ごとに導入している事故の管理システムに登録されて地図に落とし込まれ、事故多発交差点を抽出する際も、このシステムのデータが土台となっているようです。

記事に登場する静岡県警では、事故が多い交差点を探す場合、登録されている「交差点名」で検索し、集計することとしており、「名前が付いていない小さな交差点はそもそも検索の対象にならず、集計から漏れてしまう」とのことです。

つまり、事故多発ワーストランキングに入っていないのは「事故多発地点の集計は、信号機がある交差点だけを対象にしている」ためという統計作成上の「死角」から、生活道路の危険が各地で見過ごされている可能性があるということが明らかになりました。

今回の朝日新聞が、独自に分析したことで、68万件の4分の1にあたる約17万件の人身事故のほとんどが、信号機のない小規模な交差点で起きていることがわかりました。

大事故が起こりがちな幹線道路での対策を重視することに一定の合理性はあるが、無視できない数字であることは間違いなく、21年度からの「第11次交通安全基本計画」を取りまとめる内閣府の担当者も「現状の死者数をさらに減らすためには、重点的に生活道路への対策をすることが急務だ」と、記事にはありました。

この朝日新聞のデータ「みえない交差点」からは、全国と比較すると多発とまでは言えませんが、多いときには一年で2件発生した私の事務所横の交差点で発生した事故データなども閲覧できるようになっています。

身近な生活道での交差点は、幹線道路からの抜け道として走行する自動車も多いので、何らかの今後の対策が必要です。

5月2日「交通量が増える時期改めて歩行者の安全守って」

これまでも、信号機のない横断歩道で、横断歩道を渡ろうとしていたりする歩行者がいると一時停止しなければならないとの道交法規定に反する事例の多いことを指摘し、マナー遵守を訴えてきました。

1日の共同通信の記事で、2021年に全国の警察が道交法違反の横断歩行者妨害で摘発したのは、初めて30万件を突破して32万5796件だったことが、警察庁のまとめで分かったことが報道されていました。

前年より3万5千件以上増え、過去最多を更新したとのことですが、21年の交通事故死者は2636人と5年連続で最少を更新したが、状態別では歩行中の死者が一貫して多く、警察庁は横断歩行者妨害の取り締まりを強化しているとのこと。

21年に都道府県別で最も多かったのは愛知の4万932件で、東京の3万9772件、埼玉の2万6218件と続き、最少は沖縄の349件で、本県は1055件でした。

2021年の「歩行者のいる信号機のない横断歩道での車の一時停止率」は全国平均が30.

6%で、前年より9.3%改善していますが、全国でもっとも停止率が低いのは岡山県で10.3%で、本県も全国平均よりは停止率が低いようですので、ドライバーの皆さんは気をつけて頂きたいと思います。

このような状況を受けて、歩行者側にも自らの安全確保を促すため、昨年4月に「交通の方法に関する教則」を改正して「手上げ横断」を43年ぶりに復活させ、歩行者の事故防止を推進していますので、このこともさらに啓発していきたいものです。

1月5日「交通事故死減少するも、高知は人口比全国ワースト3位」

昨日、警察庁が2022年の全国の交通事故死者数が2610人だったことを発表しました。

統計がある1948年以降、6年連続で過去最少を更新したが、前年からの減少人数は6年間で最も少ない26人（前年比1%）にとどまっています。

県内の交通事故死者は26人で、統計が残る1952年以降で最少の前年（25人）に次ぐ少なさで、人身事故件数も943件で68年ぶりに3桁になっています。

しかし、人口10万人当たりの死者数は3.80人で、全国で3番目に高い水準となり、65歳以上の高齢者が20人で、死者全体に占める割合も76.9%と全国で2番目に高く、残念な傾向となっています。

死者26人中、最も多かったのは歩行者で9人（前年比1人増）、車が8人（同3人減）、オートバイ5人（同5人増）、自転車4人（同1人減）。単独自損事故による犠牲者が計10人（車6人、オートバイ2人、自転車2人）となっています。

歩行者で亡くなられた方のうち7人は夜間に犠牲になっており、道路横断中は4人で全て高齢者となっています。

事故死者や件数の減少について、県警交通企画課は「コロナ下で交通量が減ったことに加え、交通環境の整備や車の性能が高くなったことなどがあつた」と分析されているが、高齢者を自己からの盛るためには、日頃からの見守りが、必要だと言えます。

年末の交通安全運動に続いて、10日から年始の交通安全運動期間が始まりますが、街頭指導の中で青信号の間に横断しきれないシルバーカーを押した高齢者が増えていることが気がかりです。

そういった高齢者をゆっくりと見守れるドライバーのマナーが広がることを願っています。

③入札の在り方について(議会質問に反映)

10月26日「談合根絶を誓った10年前からも繰り返されていた」

昨日から、報道を賑わせているのは、公正取引委員会が25日、独禁法違反(不当な取引制限)容疑で、県内の測量業者など十数社を立ち入り検査したとのニュースです。

「またか」との思いだが、高知県が発注した地質調査業務の入札で10年以上前から談合を繰り返していた疑いが強まったとのこと。

10年以上前からと言えば、2012年の土木工事を巡る大規模な入札談合が認定され、県や建設業界を挙げて再発防止に取り組んでいたときからということであり、この業界はどうなっているのかと言わざるをえません。

高知新聞によると、今回立ち入り検査を受けたのは「木本工業」「興和技建」「四国トライ」「相愛」「地研」「ジオテク」(いずれも高知市)など十数社で、各社は10年以上前から、県や県の出先機関の土木事務所が発注する道路や河川の改修工事などに関する地質調査業務の指名競争入札で、事前に談合し受注業者や入札金額を調整していた疑いが持たれています。

現状においては、公取委が進める解明状況を注視するしかありませんが、2012年の国土交通省や県が発注した土木工事における入札談合において、県内建設大手など37社に計約17億5千万円の課徴金納付と排除措置を命じられたときのことを思い出さざるをえません。

当時、建設業協会のコンプライアンス確立に向けた取り組みの中で、「法令遵守と信頼関係に向けての改善計画書」の骨子にある仕組み作りやそれに実効性を持たせることが求められてい

た際に、会長が「業界としてコンプライアンス遵守に努力する」との決意の一方で「発注側の談合できない入札制度を求める」との要請に呆れたことがありました。

私は、この言葉を聞いて、この業界には自浄能力はないのではないかなと思わざるをえず、当時議論していた企画建設委員会で、土木部に対して「コンプライアンス遵守に期待するより、徹底して厳しい内容の談合の出来ない入札制度をつくるしかない」と申し入れたことを思い出します。

今回の県発注地質調査の談合疑惑についての推移を注視していきたいと思います。

10月28日「喉元過ぎれば」

今朝の高知新聞には、先日報じられた高知県発注の地質調査業務の入札における談合疑惑のことについて「【県内談合疑惑】防止策は機能したのか」との見出しで社説に取り上げられていました。

社説の中には、「10年前の建設談合事件を巡っては、県は、地域経済への打撃を考慮し、関わった業者の指名停止処分の期間を短縮した。ペナルティーを軽くしても再発防止態勢は築けると説明した。一方で、処分の軽減が談合の土壌を残すのではないかという反対論も強かった。その懸念が現実になった側面はないと言えるのだろうか。」と指摘されています。

当時、私もこの「37社に対する指名停止処分の短縮等を求める請願」に反対し、当時の建設業協会の体質の問題を指摘していたことを思い出します。

そのことについて、26日のHPの記事でも「建設業協会の会長が『業界としてコンプライアンス遵守に努力する』との決意の一方で、『発注側の談合できない入札制度を求める』との要請に呆れたことがあり、この業界には自浄能力はないのではないかなと思わざるをえなかった」と触れさせてもらっています。

当時、「談合建設業37社のうち30社及び系列を含めると1億2千万円を越す献金が自民党に行われていた」と高知新聞で報道されましたが、まさに献金していた業界と受け取っていた自民党の間の「200兆円国土強靱化」

談合請願ではないかと、当時のホームページの記事に書かせて頂きました。

今回の「談合疑惑」を見るにつけ、社説にもあるように、当時懸念していたことが、現実のものになったのではないかと危惧せざるをえません。

今朝の社説では、「10年前の事件を教訓に、業界や県が行ってきたコンプライアンスに関する取り組みは機能していたのか。検証する必要がある。」と結ばれていますが、やはり喉元過ぎて繰り返すことのできない入札制度を作るしかないのではと考えさせられます。

3月16日「龍馬マラソン警備委託の問題指摘」

本会議でも、質問した「高知龍馬マラソンの警備委託」問題について、危機管理文化厚生委員会での報告予定がなかったため、私から経過の報告を求め、14日に報告を受けましたが、その際のやりとりが、昨日報道されていました。

県スポーツ課によると、経過報告は下記のとおりでした。

高知龍馬マラソン 2023警備等委託業務に係る事案について(実施主体 :高知龍馬マラソン実行委員会)

【経緯 (事実関係)及び実行委員会の対応】

○令和4年11月28日(月)大会に係る警備等委託業務公募型プロポーザル公募開始

A社(ALSOK高知(株))及びB社・C社の共同企業体の2者から参加申込あり。

○令和4年12月26日(月)プロポーザル審査委員会当日

・共同企業体から実行委員会に参加辞退の連絡及び辞退届の提出あり。

・プロポーザル審査委員会において、A社を委託先の候補者として選定。

○令和5年1月5日(木)実行委員会からA社あてに委託先の候補者決定通知を送付

○令和5年2月2日(木)A社から実行委員会への報告

(内容)

・B社に対し、プロポーザルへの参加辞退を要請した。理由は、人員確保のため、B社には、前回(2020大会)と同様に協力企業に加わって欲しかったため。

・B社に対して参加辞退を要請したことについて、コンプライアンス上に問題あることは認識しているが、業務は遂行したい。責任を果たしたい。

○令和5年2月3日(金)～8日(水)実行委員会からA社、B社、C社に聴き取り

○令和5年2月8日(水)会長(知事)と協議し、実行委員会としての対応について判断(内容)

・民事上の契約の問題と刑法や独占禁止法に係る法的な問題とを切り離し、A社に契約を履行してもらうこと。

・「刑法や独占禁止法上の責任の問題という点については、県警察本部や公正取引委員会に情報提供を行い、その調査には全面的に協力すること。

・本事案が刑法や独占禁止法上の処分の対象とされるということになれば、その時点で、県としても必要な対応をとり、公表すること。

○令和5年2月8日(水)実行委員会から県警察本部及び公正取引委員会に報告

○令和5年2月9日(木)実行委員会総会(事案について報告)

○令和5年2月10日(金)A社と契約締結

○令和5年2月19日(日)大会当日

その過程を見れば、プロポーザル審査当日に、JV側から「ALSOKから参加辞退の要請があった」と口頭で説明を受けたのだから、その時点で一旦プロポーザル審査を止めて、双方からの事情聴取をするなどして、12月末時点で判断していれば入札をし直すこともできたのではないかと思います。

しかし、事務局である県スポーツ課は、ALSOKの提案書にJVの企業名もあり、協力して行うからJVから辞退の申し出があったと思っていたと問題視しなかったとのことに、各委員からも、その対応の不十分さが指摘されました。

その後の対応でも、実行委員会総会前日まで、会長である知事に報告されていなかったことなども含めて、あまりにもこの問題を軽視しすぎたのではないかと思います。

岡村文化生活スポーツ部長は「12月26日の時点ではそこまでの思いが至らなかった。今

後こういった事案が起こらないように注意を払い、今後は、より丁寧に対応させて頂きたい。」と述べられていたが、今後の動向を注視していきたいと思えます。

④その他

4月2日「中山間地集落の持続・活性化を求めて」

高知県は31日、県内の小規模集落を対象に2021年度に10年ぶりに行った集落実態調査の結果を追加公表しました。

高知県は、平成23年度に実施した前回調査以降、さらなる人口減少や高齢化が進行しており、人口減少率は全国4位、高齢化率は全国2位となっています。

特に、中山間地域においては、人口減少、高齢化が進むなか、コミュニティ機能の低下、担い手不足、産業の低迷等により集落全体の活力が衰退しており、新たな対策や支援が求められています。

今回調査は、前回調査からの経年変化を把握するとともに、これまでの中山間対策の取り組みの検証を行い、実効性のある対策を講じるため、県内全域の小規模集落を対象に、「集落代表者への聞き取り調査」と「住民アンケート調査」からなる「集落実態調査」を実施したものです。

集落活動の継続が困難になった場合には、『自分たちだけで続ける』との回答が38.9%と激減し、21.6%の方が『やめざるをえない』とこちらは3倍近く上昇しています。

2月定例会の私の質問でも取り上げたのですが、76.1%の方が、日常の移動手段が『自家用車（自分で運転、バイク・原付含む）』でありながら、自家用車の利用について、『（今後10年以内に）利用できなくなる不安がある』とされた方が47.2%にのぼっています。

日常生活で不便に感じているのは、『移動手段の確保』47.4%、『病院、診療所がない、または遠い』32.9%、『食料等の生活用品の確保』31.9%の順になっています。

今後、行政に力を入れて欲しいこととして、

「生活を守る取り組み」では、『福祉、介護サービスの充実』33.64%、『医療サービスの充実』24.2%、『バス等の公共交通の運行』22.8%、『野生鳥獣被害対策への支援』21.0%の順となっており、「産業をつくる取り組み」では、『農業の振興』33.5%、『移住促進』21.3%、『林業の振興』19.5%の順になっています。

いずれにしても、この実態調査には、中山間地の集落の厳しい実態が映し出されています。

そこに住む人々が、諦めることなく、将来に希望を持ち安心できる施策を拡充していかなければなりません。

5月24日「『新聞の衰退と活路』を握る読者の叱咤激励」

22日の「グリーン市民ネットワーク高知」総会の記念講演会に参加しましたので、報告します。

講師は、高知新聞で社会部長などを務められ県庁の不正融資を暴いた調査報道で新聞協会賞を受賞し、2008年12月に朝日新聞に移ってからは2012年福島第一原発事故に視点を置いた連載企画『プロメテウスの罫』の取材班代表の1人として再び同賞を受賞された依光隆明さんで、「新聞の衰退と活路～何が起きているか人々が理解するために～」と題した講演を聞かせていただきました。

今の新聞報道のあり方や新聞社の姿勢など、的を射た内容で、新聞記者の皆さんにも聞いていただきたい話であり、その記者の報道姿勢をただし励ます読者の皆さまにも聞いてもらいたい内容でした。

レジュメの内容で、十分そのことが伝わると思っていますので、ここに引用させていただきたいと思えます。

新聞の社説などは「論」であり、それは「ファクト」の上に乗って書かれているのであって、大事なものは「論」ではなくて「ファクト」であるとのことなど、「フェイク」が横行する中での、「ファクト」の重要性を繰り返されていました。

また、権力者でなくて、読者に向けて書かれる記事であるべきであって、その「公のため」

の記事を書くための多様性や少数者の側の視点などが重要であること。

しかし、そのような「調査報道」をするための記者、新聞社の姿勢を維持させるためにも、読者が記者を、新聞を支えることが大切であることなど、改めて新聞を衰退させず、活路を見出すために読者の果たす役割が大きいことを考えさせられました。

新聞の衰退と活路

①ジャーナリズムとは何か

①歴史を後世に残す

古代中国の史官。崔杼（さいちょ）、君を拭す。趙盾（ちょうとん）、君を試す。

②ファクト（事実）を記す

論はファクトの上に乗る。大事なのは論ではなくファクト。

③最大の担い手が新聞

あらゆることに疑問を持ち、ファクトを調べて書く。特定の組織のために書く→PR、広報

②新聞の特徴

①金持ちも 1部

収入に対する割合が高いのは貧しい人。0.035%と 5%。

②収入源の多くは読者

権力者やスポンサーを見ながら書かなくてもいい。読者を見ながら書かないといけない。

「公のために書く」「公のために仕事をする」

③少数者の側に立ちうる

水道料裁判。確定判決に押しつぶされる82歳。

「払わないほうが悪い」。ネットの特徴。

④最大多数の最大幸福

「戦争遂行のため」「パンデミックを抑えるため」「あんた一人が我慢すればいい」権力は多数者の声として現れる。

③新聞の凋落

①経費を減らさないといけない

削りやすいところを削る。多様性の消失。

②むきだしの権力

「オルタナティブファクト」という言葉。新聞の広報化。

③お手軽記事への傾斜

「これからはネットだ。ネットでたくさん読まれる記事を」。価値判断はアクセス数

④記者が頑張る

隠れているファクトを掘り出すのが新聞記者。

⑤読者が支える

①新聞を読む

新聞は過程を書く。過程に力を入れる。読む「目」を養う。メディアリテラシー。

②報道をほめる

論ではなくファクトに対して褒める。いい記事があれば「いい記事だ」と声を出す。

⑥読者が叱る

①褒めなければならぬわけ

カネと労力をかけて報道し、収入は減る。時に上司や経営者は嫌な顔をする。

②よくなかったら叱る

愛媛新聞を糺す会。愛媛新聞だけなのか